

全国福祉事務所長会議次第

平成19年4月23日(月)
10:00~17:30
於 東京ビッグサイト国際会議場

1. 開会挨拶 10:00~10:15

社会・援護局長 中村 秀一

2. 行政説明 10:15~13:35

- (1) 生活保護行政の重点事項 (社会・援護局保護課長 福本浩樹)
- (2) 生活保護の自立支援 (社会・援護局保護課)
- (3) 雇用と福祉の連携 (職業安定局雇用開発課就労支援室)
- (4) 母子家庭の自立支援 (雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室)
- (5) 精神障害者の退院促進 (社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)
- (6) 生活保護の医療扶助 (社会・援護局保護課)
- (7) 民生委員と生活福祉資金 (社会・援護局地域福祉課)

【 昼食 12:20~13:20 】

- (8) 中国帰国者等に対する自立支援 (社会・援護局援護企画課中国孤児対策室)

3. 講演 13:35~16:30

- (1) 障害者の自立 (社会・援護局障害保健福祉部就労支援専門官 箕輪優子氏)
- (2) 精神障害者の地域移行 (社会福祉法人巢立ち会理事 田尾有樹子氏)

【 休憩 14:55~15:10 】

- (3) 地域福祉 (日本社会事業大学学長 大橋謙策氏)
- (4) 精神障害者の医療 (さわ病院院長 澤 温氏)

4. 事例紹介 16:30~17:30

- (1) 自立支援への取り組み(新宿区) (生活福祉課長 井下典男氏)
- (2) 自立支援への取り組み(釧路市) (生活支援主幹 木津谷 康二氏)

全国福祉事務所長会議資料

(第1分冊)

平成19年4月23日
厚生労働省

福祉行政と生活保護

社会・援護局長

福祉行政と生活保護

厚生労働省社会・援護局長

国家予算と厚生労働省予算

一般歳出	46兆9,784億円
	+6,124億円
	+1.3%

厚生労働省予算	21兆4,769億円
	+5,352億円
	+2.6%

(一般歳出に占める割合 45.7%)

障害保健福祉関係予算

2006年度予算

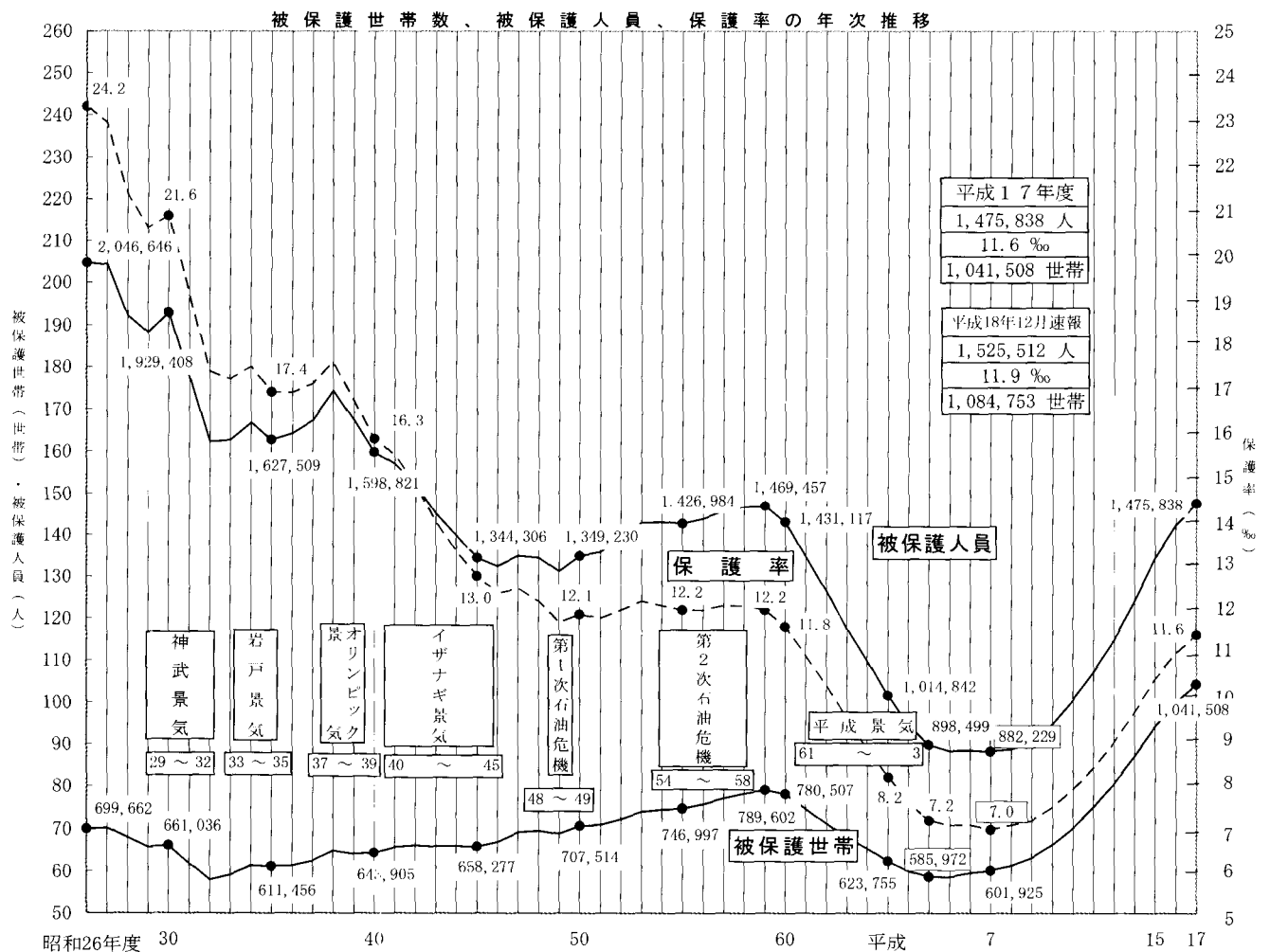
8,131億円

2007年度予算

9,004億円
+873億円

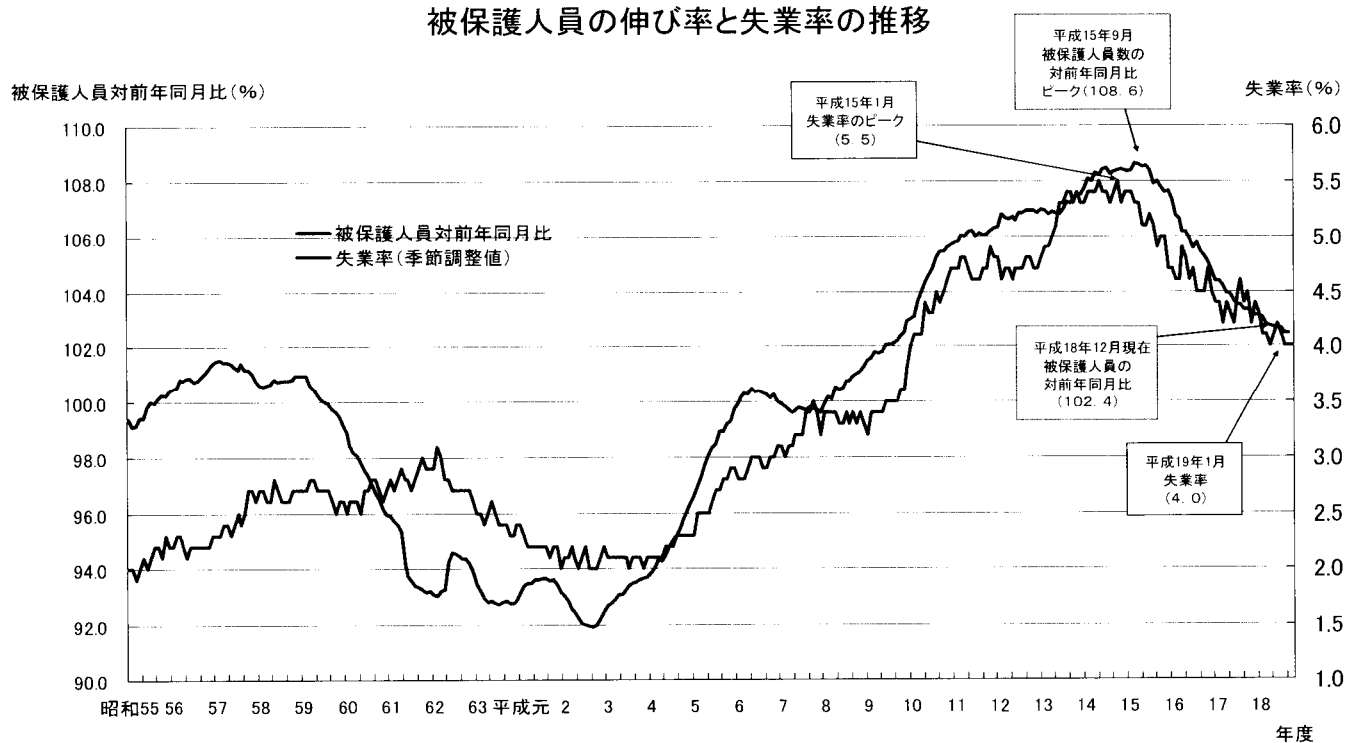
対前年度伸び率

+10.7%



資料：福祉行政報告例

被保護人員の伸び率と失業率の推移



世帯類型別世帯保護率の推移

	昭和59年度	平成7年度	平成16年度
総数	21.1 (143.5)	14.7 (100.0)	21.5 (146.0)
うち高齢者世帯	80.1 (176.8)	45.3 (100.0)	48.7 (107.6)
母子世帯	224.7 (206.7)	108.7 (100.0)	139.7 (128.6)
その他世帯 (傷病・障害者世帯を含む)	12.7 (149.4)	8.5 (100.0)	12.3 (144.7)

単位は%、指数は平成7年を100としたもの。

保護費の構図

(平成19年度予算ベース)

保護費の総額及び扶助の種別等の構成

総額: 2兆6,033億円				
			介護 扶助	その 他
生活扶助 8,409億円 32.3%	住宅扶助 3,612億円 13.9%	医療扶助 1兆3,124億円 50.4%	625 億円 2.4%	263 億円 1.0%

※国庫負担額は上記の3/4である。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006

【社会保障】

<生活保護>

- ・ 以下の内容について、早急に見直しに着手し、可能な限り 2007 年度に、間に合わないものについても 2008 年度には確実に実施する。
 - －生活扶助基準について、低所得世帯の消費実態等を踏まえた見直しを行う。
 - －母子加算について、就労支援策を講じつつ、廃止を含めた見直しを行う。
 - －級地の見直しを行う。
 - －自宅を保有している者について、リバースモーゲージを利用した貸付け等を優先することとする。
- ・ 現行の生活保護制度は抜本的改革が迫られており、早急に総合的な検討に着手し、改革を実施する。

平成19年度予算における対応

- ・ 要保護世帯向け長期生活支援資金の創設
- ・ 公平・自立支援の観点からの母子加算の見直し
- ・ 自立支援プログラムの推進による就労や退院の促進
- ・ 他法優先の徹底（人工透析費用）

⇒ 以上の対応により、国費▲約400億円

被保護者に対する自立支援について

現状

- 生活保護の目的
 - ① 最低生活費の支給
 - ② 自立の助長
- 自立の助長の内容
 - ① 日常生活自立→入院から在宅復帰 等
 - ② 社会生活自立→ひきこもり防止、社会参加等
 - ③ 経済的自立 → 就労
- 課題
 - 【被保護世帯】
 - ・ 被保護世帯の抱える多様な問題に対応できているか。
 - － 精神疾患、高齢者等の傷病（社会的入院を含む）
 - － DV、虐待
 - － 若年無業者（NEET）、多重債務、元ホームレス等
 - 【保護の実施機関】
 - ・ 組織的に対応する体制ができているか。
 - － ケースワーカー個人の経験等に依存。

取組み

- 自立支援プログラムの導入（平成17年度～）
 - ・ 保護の実施機関が策定し、組織的に取組み
 - ① 管内の被保護世帯全体の状況を把握
 - ② 被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに対応する個別の支援プログラムを策定
 - ③ これに基づき個々の被保護者に必要な支援を保健所、医療機関、ハローワーク、NPO等とも連携しつつ、組織的に実施
 - ・ 策定状況（平成18年12月末現在）
 - ◎ 685の自治体（保護の実施自治体857の80%）で1638のプログラムを策定
 - ◎ うち、422の自治体（保護の実施自治体857の50%）で620の就労支援に向けたプログラムを策定
 - ・ 今後の取組
 - ◎ 18年度 全自治体で自立支援プログラムを少なくとも1つ策定
 - 19年度 全自治体で就労支援プログラムを策定
 - ◎ セーフティネット支援対策等事業費補助金により自治体の取組を支援（18年度150億円、19年度予算180億円）
- 生活保護受給者就労支援事業の創設（平成17年度～）
 - ・ 福祉事務所とハローワークが連携し就労支援

生活保護受給者就労支援事業の創設(平成17年度～)

○ 福祉事務所とハローワークが連携し、被保護者の就労を支援

福祉事務所

- 生活保護受給者の中から、支援対象者を選定し、ハローワークへ支援要請
- 支援対象者は、稼働能力を有し、就労意欲が高い者(リストラされた者、母子家庭の母等)で早期に適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込める者

ハローワーク

- ハローワークの担当者が、福祉事務所の担当者(ケースワーカー)の同席の上で支援対象者に面接
- 支援対象者の態様に応じ、面接指導、職業訓練等を実施

○ 実施状況

	支援開始者数	支援終了者数	支援終了者のうち就職者数	支援開始者数に対する就職者数の割合
平成17年6月～平成18年3月	7,309	4,553	3,007	41.1%
平成18年4月～平成19年2月	8,494	8,056	5,031	59.2% (注)
累計	15,803	12,609	8,038	50.9%

(注)平成18年度の支援終了者数の中には、平成17年度中に支援開始した者も含む

「成長力底上げ戦略」①

基本的な姿勢

1. 「働く人全体」の底上げを目指す

一 戦略は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤(人材能力、就労機会、中小企業)の向上を図り、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防ぐ。

2. 「機会の最大化」により成長の底上げを図る

一 単に「結果平等」を目指すような格差是正策とは異なり、意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会(チャンス)」を最大限拡大。人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、経済成長を高めていくことを目指す。

3. 「3本の矢」－「人材投資」を中心に

【人材能力戦略】

『職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人』への支援

【就労支援戦略】

『公的扶助(福祉)を受けている人などで、経済的自立(就労)を目指しているが、その機会に恵まれない人』への支援

【中小企業底上げ戦略】

『生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等』への支援

1. 人材能力戦略

「成長力底上げ戦略」②

◎ “能力発揮社会”の実現

— “誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、自らの能力を発揮できる社会(能力発揮社会)”の実現を目指す。

(1) 「職業能力形成システム」(通称:「ジョブ・カード制度」)の構築

- ① 「職業能力形成プログラム」による実践的な職業訓練機会の提供
- ② 「ジョブ・カード」の交付

※ 「ジョブ・カード」には、訓練状況や実績評価認定結果のほか、「実践型教育プログラム(後述)」の履修証明等を記載。求職活動やステップアップに活用。

- ③ プログラム参加者や参加企業等に対する経済的支援
- ④ 訓練参加の相談・準備から就労までの「キャリア・コンサルティング」の実施

(2) 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築

- ① 大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の提供
- ② 履修証明書の交付(「ジョブ・カード」に記載)

(3) 官民共同推進組織の設置

- ◆19年度 — 官民からなる「構想委員会」の設置と「先行プロジェクト」の実施
- ◆20・21年度(本格実施) — 官民からなる「推進協議会」の設置と本格実施(準備が整った
業種・企業・大学等から実施)
- ◆22年度以降 — 実施状況を検証しながら、対象業種・企業・大学等を拡充

「成長力底上げ戦略」③

2. 就労支援戦略

◎ 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施

— 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、公的扶助(福祉)を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。このため、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』を新たに策定し、実施する。

(1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

- ① 具体的目標の設定
 - ・ 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行—5年後の目標を設定
- ② 推進方策の計画的な実施
 - ・ 福祉(就労支援)と雇用(受入促進)の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開。
<主な施策>
 - 地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開
 - ハローワークを中心とした「チーム支援」
 - 障害者雇用促進法制の整備
 - 関係者の意識改革

(2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- ① 「工賃倍増5か年計画」を全国で策定・推進
- ② 企業的な経営手法の活用
- ③ 工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置

「成長力底上げ戦略」④

3. 中小企業底上げ戦略

◎ 「生産性向上と最低賃金引上げ」に向けた政策の一体運用

－ 働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業等における生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるため、産業政策と雇用政策の一体運用を行う。

(1) 「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成

○ 「円卓会議（後述）」で、生産性の向上を踏まえた最低賃金の中長期的な引上げの方針について政労使の合意形成を図る。

(2) 「生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

- ① 下請取引の適正化
－ 生産性向上の成果を下請業者に適正に配分
- ② IT化・機械化・経営改善
- ③ 中小サービス業等への取組
- ④ 中小企業の人材能力の向上

(3) 最低賃金制度の充実

- ① 最低賃金の周知徹底
- ② 最低賃金法の改正
－ 生活保護との整合性の考慮、罰則強化等
- ③ 最低賃金引上げに向けた産業政策と雇用政策の一体運用

「成長力底上げ戦略」⑤

4. 戦略の推進体制

◎ 官民一体となった推進体制

－ 「成長力底上げ戦略」の推進のため、官民一体となった推進体制を国・地方で構築する。

(1) 戦略推進体制の整備

- ① 「成長力底上げ戦略推進円卓会議（仮称）」の設置
・ 官民からなる「円卓会議」を国・地方レベルで設置する。
- ② 政府部内の推進体制
・ 「成長力底上げ戦略」を推進するための体制づくり

(2) 戦略の進め方

- ① 推進スケジュール
「成長力底上げ戦略」は、原則として3年間に集中的な取組を行うものとする。
 - ◆19年度 － 本格実施の準備、各施策を有効に組み合わせた先行的取組
 - ◆20・21年度 － 本格実施
 - ◆22年度以降 － 実施状況を検証しながら施策を展開
- ② 政策の一体運用
・ 官邸主導による雇用政策、社会保障政策、産業政策、文教政策の一体運用

福祉行政の方向性

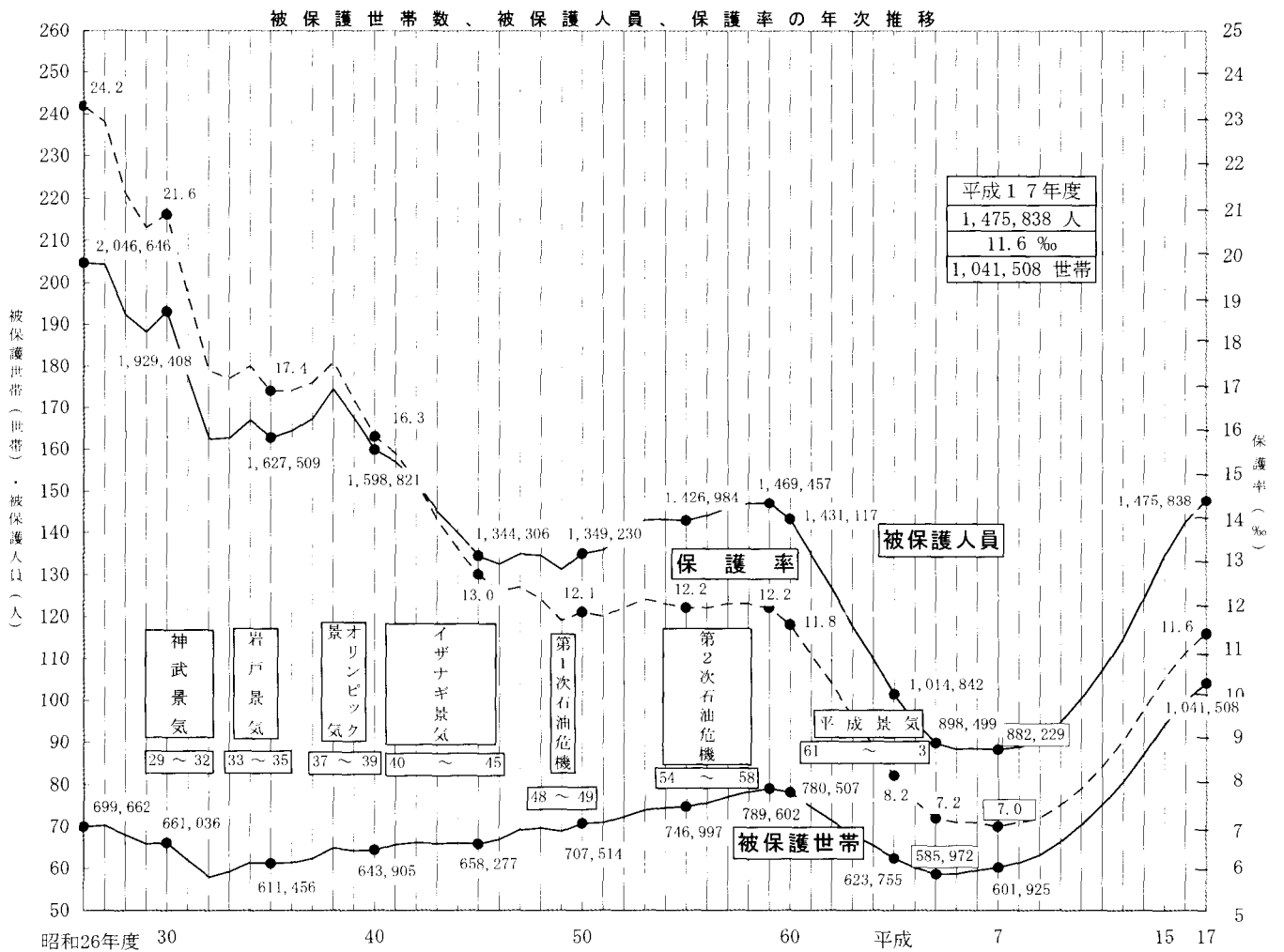
- 「尊厳を支えるケア」
- 地域で普通の暮らしを継続する
- 機能・活動・参加
- 自立支援
- 地域移行
- 「福祉から雇用へ」：就労促進
- 他職種協働
- 長期継続ケア・包括的取り組み

生活保護の自立支援

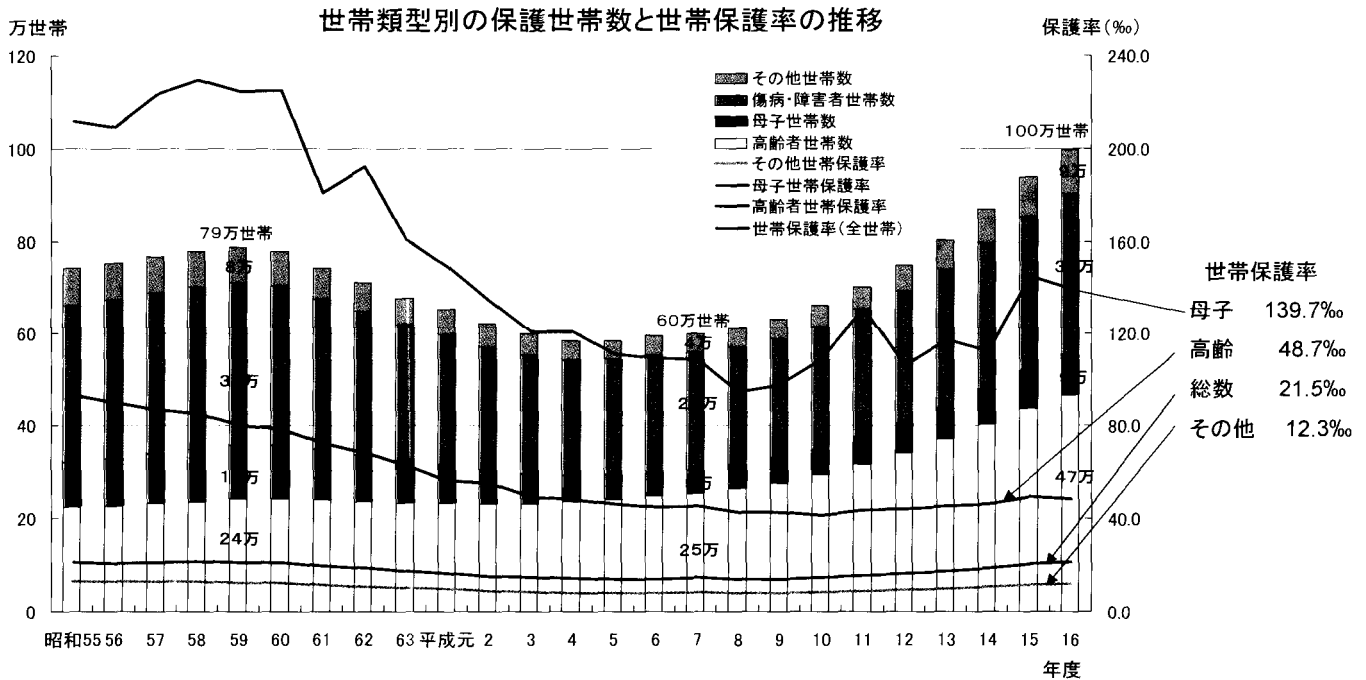
社会・援護局保護課

生活保護の自立支援

厚生労働省社会・援護局保護課



資料：福祉行政報告例



平成19年度予算に盛り込んだ生活保護の見直し

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等を踏まえ、生活保護制度の適正な実施を推進する。

(1) 要保護世帯向け長期生活支援資金の創設

一定額以上の不動産を有する要保護高齢者世帯について、死亡時に扶養義務者が不動産を相続することは社会的公平の観点から問題であることから、所有不動産を担保とした貸付制度（要保護世帯向け長期生活支援資金）を創設し、当該制度を利用させることとする。

(2) 公平・自立支援の観点からの母子加算の見直し

母子加算について、自立母子世帯との公平の確保と生活保護を受給する母子世帯の自立を促進する観点から、就労母子世帯等に対して自立支援を目的とした給付を創設（就労の場合・月額1万円、職業訓練等の場合・月額5千円）するとともに、現行の母子加算（15歳以下）を段階的に廃止する。

(3) 自立支援プログラムの着実な推進

17年度より自治体に導入した「自立支援プログラム」の推進により、生活保護受給者の就労や退院を促進する。

自立支援プログラムについて

【 平成19年度の運用方針 】

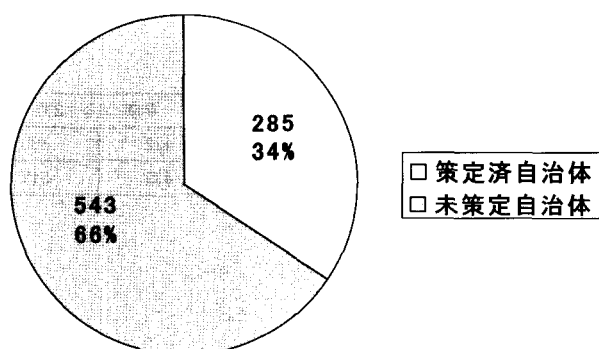
- 全自治体で、就労支援に関するプログラムを策定
 - ・ 就労支援に関する個別支援プログラムの策定・実施は、生活保護受給者の経済自立に成果が認められる。
- 生活保護受給者等就労支援事業の積極的な活用
 - ・ 支援開始者数に対する就職者数の割合が、約50%(平成17年6月から平成18年12月)と、一定の効果が期待できる。
- 稼働能力判定会議の設置
 - ・ 就労支援プログラムの策定・実施に伴い、要保護者の稼働能力について、より客観的な判定が必要
 - ・ 稼働能力判定会議で、稼働能力の判定、適性職種の検討、就労支援プログラムの選定等を行うことが有効

自立支援プログラムの策定状況 I

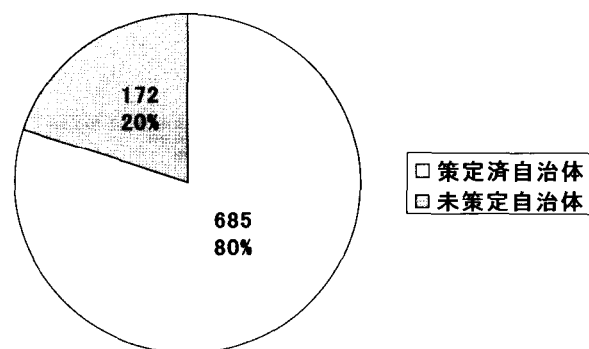
【 平成18年度の運用方針 】

- 全自治体で少なくとも1つのプログラムを策定

【 平成17年12月 】

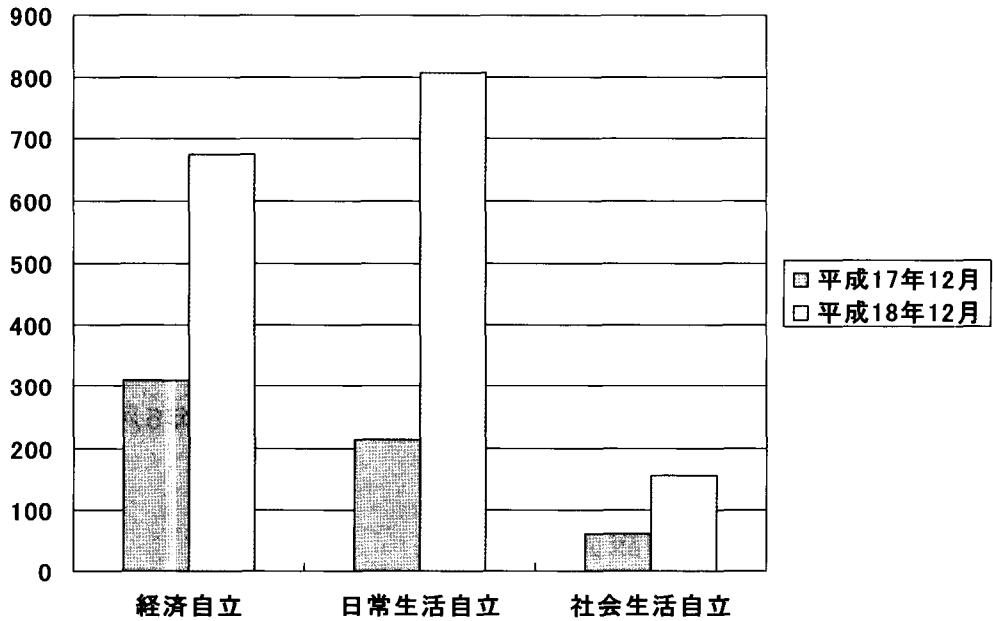


【 平成18年12月 】



	平成17年12月		平成18年12月	
	数	割合	数	割合
福祉事務所設置自治体数	828	100%	857	100%
個別支援プログラム策定済の自治体数	285	34%	685	80%

自立支援プログラムの策定状況 II



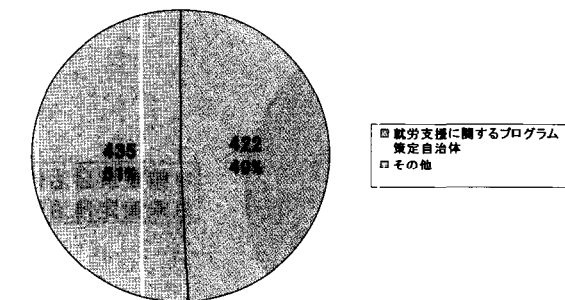
策定済個別支援プログラム数	平成17年12月		平成18年12月	
	数	割合	数	割合
経済自立に関するもの	311	53%	675	41%
日常生活自立に関するもの	214	37%	808	49%
社会生活自立に関するもの	60	10%	155	10%

自立支援プログラムの策定状況 III

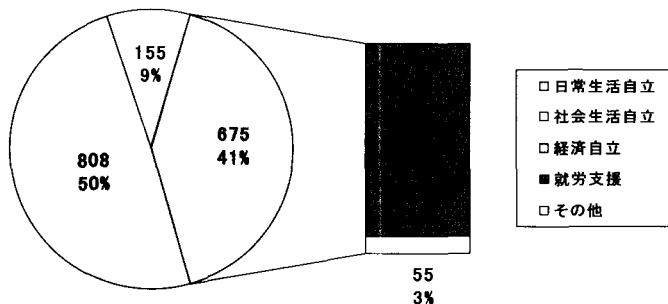
【平成19年度の運用方針】

- 全自治体で就労支援に関するプログラムを策定

【就労支援に関するプログラム策定状況】



	平成18年12月	
就労支援に関するプログラム策定済自治体数	422	49%
就労支援に関するプログラム未策定自治体数	435	51%

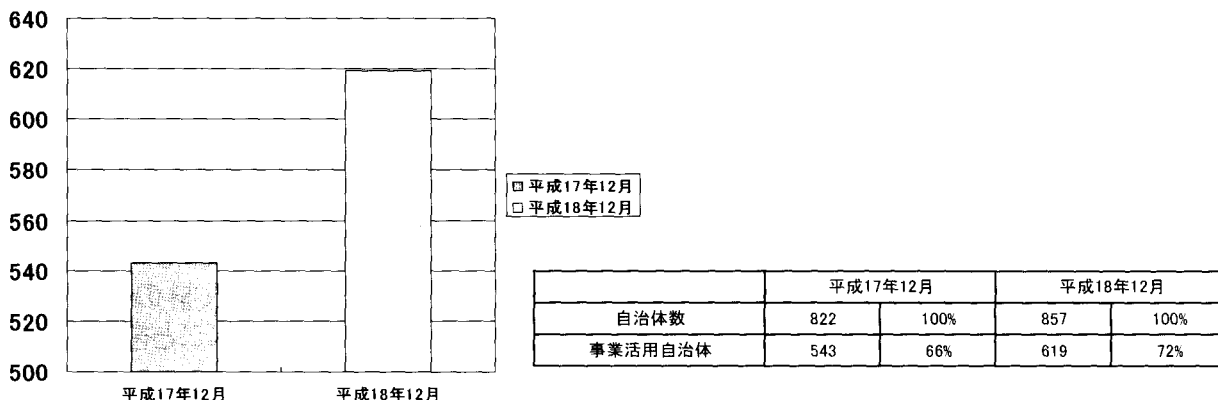


	平成18年12月	
経済自立に関するプログラム数	675	41%
就労支援に関するもの	620	38%
その他	55	3%
日常生活自立に関するプログラム数	808	49%
社会生活自立に関するプログラム数	155	9%

(注) その他は、高校進学プログラム、年金裁定請求プログラム等

生活保護受給者等就労支援事業について

【 生活保護受給者等就労支援事業活用自治体 】



【 生活保護受給者等就労支援事業実施状況 】

	支援開始者数	支援終了者数	支援終了者のうち就職者数	支援開始者数に対する就職者数の割合
平成17年6月～平成18年3月	7,309	4,553	3,007	41.1%
平成18年4月～平成19年2月	8,494	8,056	5,031	59.2% (注)
累計	15,803	12,609	8,038	50.9%

(注)平成18年度の支援終了者数の中には、平成17年度中に支援開始した者も含む

就労支援に関する状況について

○ 就労支援を行うことにより、生活保護を受給している稼働年齢者65万人のうち、6.8%にあたる4.4万人が新たに就職または転職等により増収となっている。

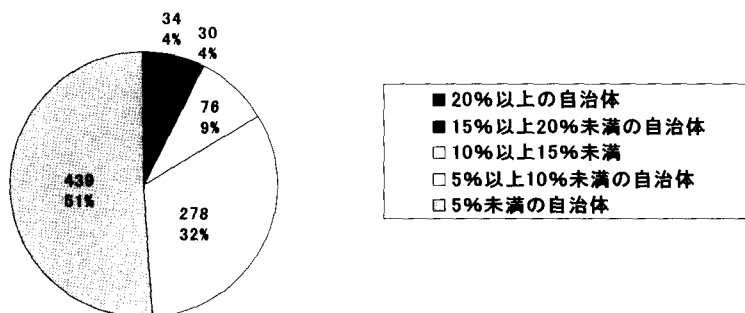
【 平成18年4月から12月までに新規就労または転職等により増収した生活保護受給者 】 (人)

	生活保護受給者等就労支援事業	就労支援プログラム	プログラム以外	合計 ①
新規就労、増収の人数	3,878	9,870	30,288	44,036

【 稼働年齢者数 650,350人 】……②

【 稼働年齢者数に対する新規就労、増収した生活保護受給者数の割合(②/①) 6.8% 】

【 稼働年齢者数に対する新規就労、増収の人数の割合からみた自治体数 】



【成長力底上げ戦略】Ⅰ

基本的な姿勢

1. 【働く人全体】の底上げを目指す

一 戦略は、成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤(人材能力、就労機会、中小企業)の向上を図り、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防ぐ。

2. 【機会の最大化】により成長の底上げを図る

一 単に「結果平等」を目指すような格差是正策とは異なり、意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会(チャンス)」を最大限拡大。人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、経済成長を高めていくことを目指す。

3. 【3本の矢】－【人材投資】を中心に

【人材能力戦略】

『職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人』への支援

【就労支援戦略】

『公的扶助(福祉)を受けている人などで、経済的自立(就労)を目指しているが、その機会に恵まれない人』への支援

【中小企業底上げ戦略】

『生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない中小企業等』への支援

【成長力底上げ戦略】Ⅱ

2. 就労支援戦略

◎ 『【福祉から雇用へ】推進5か年計画』の策定・実施

一 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、公的扶助(福祉)を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。このため、『【福祉から雇用へ】推進5か年計画』を新たに策定し、実施する。

(1) 『【福祉から雇用へ】推進5か年計画』の策定

① 具体的目標の設定

・ 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行－5年後の目標を設定

② 推進方策の計画的な実施

・ 福祉(就労支援)と雇用(受入促進)の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開。

<主な施策>

○地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開

○ハローワークを中心とした「チーム支援」

○障害者雇用促進法制の整備

○関係者の意識改革

(2) 『【工賃倍増5か年計画】による福祉的就労の底上げ

① 「工賃倍増5か年計画」を全国で策定・推進

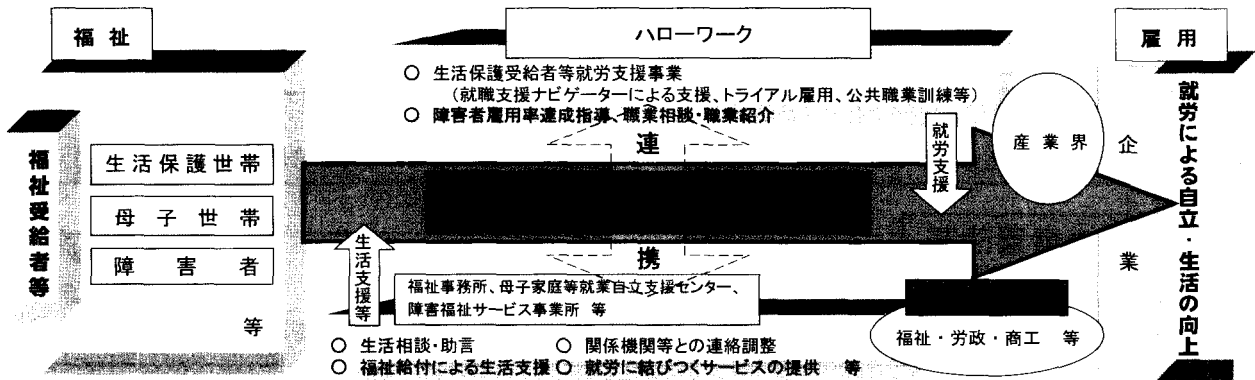
② 企業的な経営手法の活用

③ 工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の考え方

～誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備～

- 福祉を受ける方に対して、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。(※)
 - 一 国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、自ら、働いて生活を支え、健康を維持する、といった「自助」を基本に、それを「共助」、「公助」が支える福祉社会を構築
 - ※ 自立の支援や生活の向上が目的—自助努力のみでは生活に困窮する方に対しては福祉により適確に対応
- 緒についたばかりの福祉事務所等とハローワークの連携による「福祉と雇用の連携」施策、地方自治体における自立支援策を加速
 - [例 福祉事務所において、自立・就労意欲のある生活保護や児童扶養手当の受給者を選定し、ハローワークにおいて、就労支援を実施]
- 「福祉から雇用へ」の実効性を高めるため、関係機関の連携を促進するとともに、産業界等の理解・協力を得ながら(※)、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』として実施
 - ※ 産業界・企業の理解、協力
 - ・ 職業紹介、職業訓練等を受けた後における雇用の機会の確保
 - ・ 母子世帯等の実情を踏まえた多様な働き方や、障害者雇用率達成の必要性への理解などの意識改革
 - ・ 企業の生産性の向上などにより、安定した雇用機会の創出や、賃金の引上げを図ること
 - 福祉施設関係者、特別支援学校関係者等の意識改革も必要



『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』のイメージ

- 福祉から雇用への移行を推進する「5か年計画」を策定するとともに、具体的な「目標」を定めて取り組む。(特に、19～21年度の3年間に集中的に取組を強化する。)

	助走期間	集中的強化期間			継続実施	
	～18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
福祉 (就労支援)	(生活保護世帯・母子家庭世帯)	「支援プログラム」の策定・「母子家庭等就業・自立支援センター」の全国実施				
	(障害者)	就職につながる良質な就労移行支援サービスの提供 (企業ノウハウの活用)				
連携	(生活保護世帯・母子家庭世帯・障害者)	ハローワークを中心とした「チーム活動」の展開促進、地域・関係機関の強化				
	(障害者)	[障害者就業・生活支援センター]の全国展開促進、地域ネットワークの強化				
雇用 (受入促進)	(生活保護世帯・母子家庭世帯・障害者)	ハローワークによる取組の強化 (障害者雇用率達成指導、きめ細かな職業紹介等就職支援)				
	(障害者)	各省庁・各自治体における「チャレンジ雇用」の推進・拡大				
企業・国民 の意識改革	(厚生労働省において取組み)	障害者雇用促進法制の整備				
	(生活保護世帯・母子家庭世帯・障害者)	企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大				

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各省庁・各自治体における障害者に対する「チャレンジ雇用」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開するとともに、全都道府県において「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げを推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を全自治体で策定
(※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム(※)」の体制・機能強化
(※)ハローワークの就職支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引上げ「就職活動プランの策定」、「就労意欲向上プログラム」など



障害者雇用促進法の整備

- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法整備

関係者の意識改革

- 関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大
企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大



○ 母子世帯の自立支援プログラムの事例(釧路市)

釧路市では、平成16年度から、就労支援員を配置し、就労支援を実施するとともに、ワーキンググループを設置し母子世帯に対する自立支援プログラムを策定し、平成17年度から、自立支援員を配置して、母子世帯に対する自立支援プログラムを実施。

1. 自立支援プログラムの策定過程

- ワーキンググループの設置
学識経験者(地元の大学)、民間福祉事業者、市職員で構成したワーキンググループを設置し、母子世帯への自立支援策を検討、策定

2. 母子世帯に対する支援

- 生活型支援 … 自立支援員1名を配置し、以下の事業を実施
 - ① 社会貢献的就業体験研修事業(平成17年7月～18年1月に15名参加)
介護事業所に委託し、支援対象者がホームヘルパーに同行し、派遣先の高齢者の話し相手をするなどの就業体験を実施
 - ② 自立支援教室(平成17年7月～18年1月に22名参加)
NPO法人に委託し、精神障害者小規模作業所スタッフの手伝いや親子料理教室、就職準備活動講習会を実施
 - ③ 資格講座受講支援事業(平成17年7月～18年1月に13名参加)
職業訓練機関と連携し、母子OA講座を実施
- 就労型支援
 - ① インターシップ事業(平成17年7月～18年1月に2名参加)
介護福祉施設に委託し、就労を体験し、就労への自信を形成するため、施設実習を実施
 - ② 就労支援員と自立支援員が連携し、母子世帯に対する就労支援を実施(平成17年7月～18年1月に15名参加)

3. 支援の効果

	支援対象者数	参加者数	就職者数	保護廃止世帯数	就職していない求職中の者・資格所得者の数
生活型支援プログラム	56	50	10	0	11
就労型支援プログラム	30	26	15	0	8

○ 日常生活の自立支援プログラムの事例(新宿区)

新宿区では、平成17年度から、就労支援員を配置し就労支援を実施する他、NPO法人に委託し、生活保護受給者の基本的な生活習慣を確立するための支援も実施。

1. 就労支援員による就労支援の効果

	就労支援員	支援対象者数	就労開始者数	保護廃止世帯数	収入増加世帯数
平成17年度	1	38	21	2	19

2. 新宿らいふさぼーとプラン

- 生活保護受給者の日常生活習慣を確立し、就労意欲の向上、地域社会への適応を図ることを目的として、NPO法人に委託し、健康保持、規則正しい生活、社会生活に関する事業を実施。
- 具体的には、社会福祉士と1対1の面接を行った上で、新宿生活さぼーとセンターで実施する正しい食習慣の確立、居宅の清掃、パソコン教室、公共施設の清掃等の体験、自己紹介の方法や計画的なお金の使い方を学ぶ等の11の講座を実施(平成17年9月～18年3月で延べ998人が参加)。
- 事業効果として次のような事例が認められる。
(事例) ゴミ収集癖があり、異臭を漂わせた汚れた衣服で、ゴミ袋を持ち歩いていた高齢者が、殆どの講座に参加したことにより、身なりが整い、ゴミ袋を持たなくなり、部屋のゴミも増えなくなってきた。

3. オンリー・アット・新宿

- 生活保護受給者の就学児童を対象に、基本的な生活習慣を確立し学力を向上させることを目的として、NPO法人に委託し、教員免許又は臨床心理士資格の相談員が家庭訪問し、規則正しい生活や社会生活に関することを助言。
- また、新宿生活さぼーとセンターの講座に参加(平成18年2月～3月の支援対象者数は8人)。
- 福祉事務所職員と相談員、学校関係者、保健師、民生委員等によるケースカンファレンスを毎月実施。
- 事業効果として次のような事例が認められる。
(事例) 父親の死亡後、情緒不安定で不登校となった母子世帯の中学生が、相談員の家庭訪問による面接、助言、新宿生活さぼーとセンターの講座に参加することにより、情緒が安定してきて、学校へも登校し始めた。

「生活保護行政を適正に運営するための手引」のポイント

位置付け

生活保護行政の適正運営の観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、業務の流れに沿って関連事項を整理した手引

記載内容

I 申請相談から保護の決定までの対応

- 届出義務の遵守
- 収入申告書等の徴取
- 関係先調査の実施
 - ・ 金融機関等に対する資産の調査に関する個人情報保護法との関係や留意事項を明記
- 暴力団員に対する生活保護適用の考え方
 - ・ 暴力団員に対しては保護を適用しないこと
 - ・ 暴力団員該当性の確認等に関する警察との連携要領
- 年金担保貸付利用者への対応
 - ・ 生活保護受給中の者には年金担保貸付を行わない
 - ・ 過去に年金担保貸付を受け、それが原因で生活保護を受給した者が再度貸付を受けた場合は生活保護を適用しない

II 指導指示から保護の廃止までの対応

- 法第27条に基づく指導指示と保護の変更・停止・廃止
- 稼働能力のある者に対する指導指示
- 履行期限を定めた指導指示
 - ・ 指導指示に履行期限を付し、期限までに履行されない場合には保護の廃止等を行う方法を明記

III 受給中の収入未申告等への対応

- 収入未申告が疑われる場合の対応
- ケース診断会議等の開催による対応内容の判断

IV 費用返還・徴収及び告訴等の対応

- 費用返還・費用徴収処分等の適用の判断
- 費用徴収の方法
- 不正受給事案の告訴等の手順
 - ・ 告訴等に際しての考慮事項、警察との連携要領

雇用と福祉の連携

職業安定局雇用開発課
就労支援室

雇用と福祉の連携

厚生労働省職業安定局
雇用開発課就労支援室

雇用失業情勢（平成19年2月）

◆ 完全失業率（季調） 4.0%（男4.0% 女4.0%）

◆ 完全失業者数 270万人（男164万人 女106万人）

〔離職理由別〕

非自発的 93万人 自発的 101万人 学卒未就職者 12万人
その他の者 61万人

〔年齢別〕

24歳以下 8.9% 25～34歳 5.4% 35～44歳 3.2%
45～54歳 2.8% 55歳以上 3.3%

〔地域別〕（平成18年10月～12月）

北海道 5.4% 東北 4.8% 南関東 3.9%
北関東・甲信 3.3% 北陸 3.1% 東海 2.6%
近畿 4.5% 中国 3.5% 四国 3.4% 九州 4.7%

◆ 有効求人倍率(季調) 1.05倍

[年齢別]

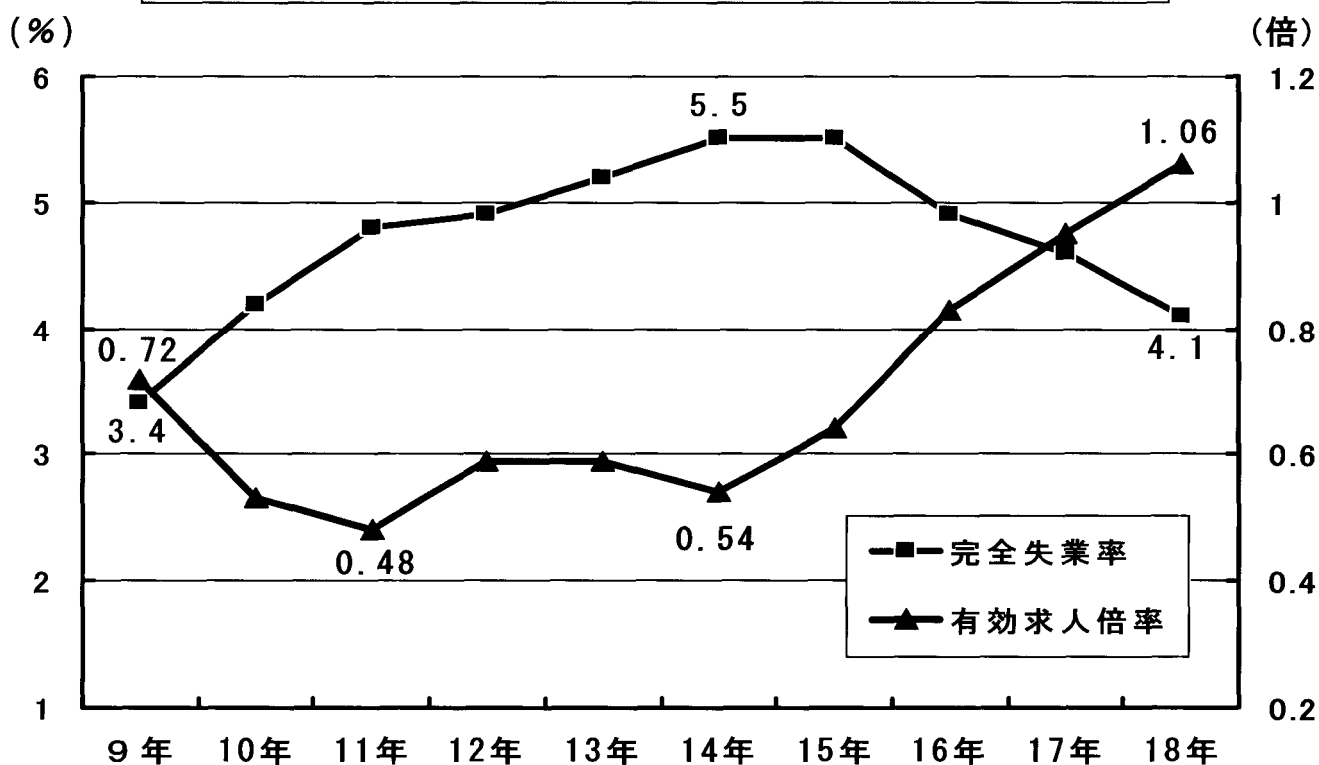
24歳以下 1.22倍 25～34歳 1.37倍 35～44歳 1.18倍
 45～54歳 0.86倍 55歳以上 0.70倍

[地域別]

北海道 0.60倍 東北 0.78倍 南関東 1.15倍
 北関東・甲信 1.25倍 北陸 1.23倍 東海 1.57倍
 近畿 1.10倍 中国 1.16倍 四国 0.91倍 九州 0.75倍

- ◆ 新規求人数 88万人
- ◆ 有効求人数 228万人
- ◆ 新規求職申込件数 53万件
- ◆ 有効求職者数 206万人
- ◆ 就職件数 16万件

失業率と求人倍率の推移



ハローワークの組織と業務

- ◎ 都道府県労働局（47局）
- ◎ ハローワーク（591所）：平成18年度
- ◎ 付属施設
 - パートバンク　ハローワークプラザ
 - 人材銀行　高年齢者職業相談室　学生職業相談室　など

◎ ハローワークの就職支援

- 求職者の個々の事情に応じたきめ細かな支援
 - ・ 職業相談・職業紹介の実施
 - ・ 求人自己検索システムを活用した求人情報の提供
 - ・ 求職活動支援セミナーの実施

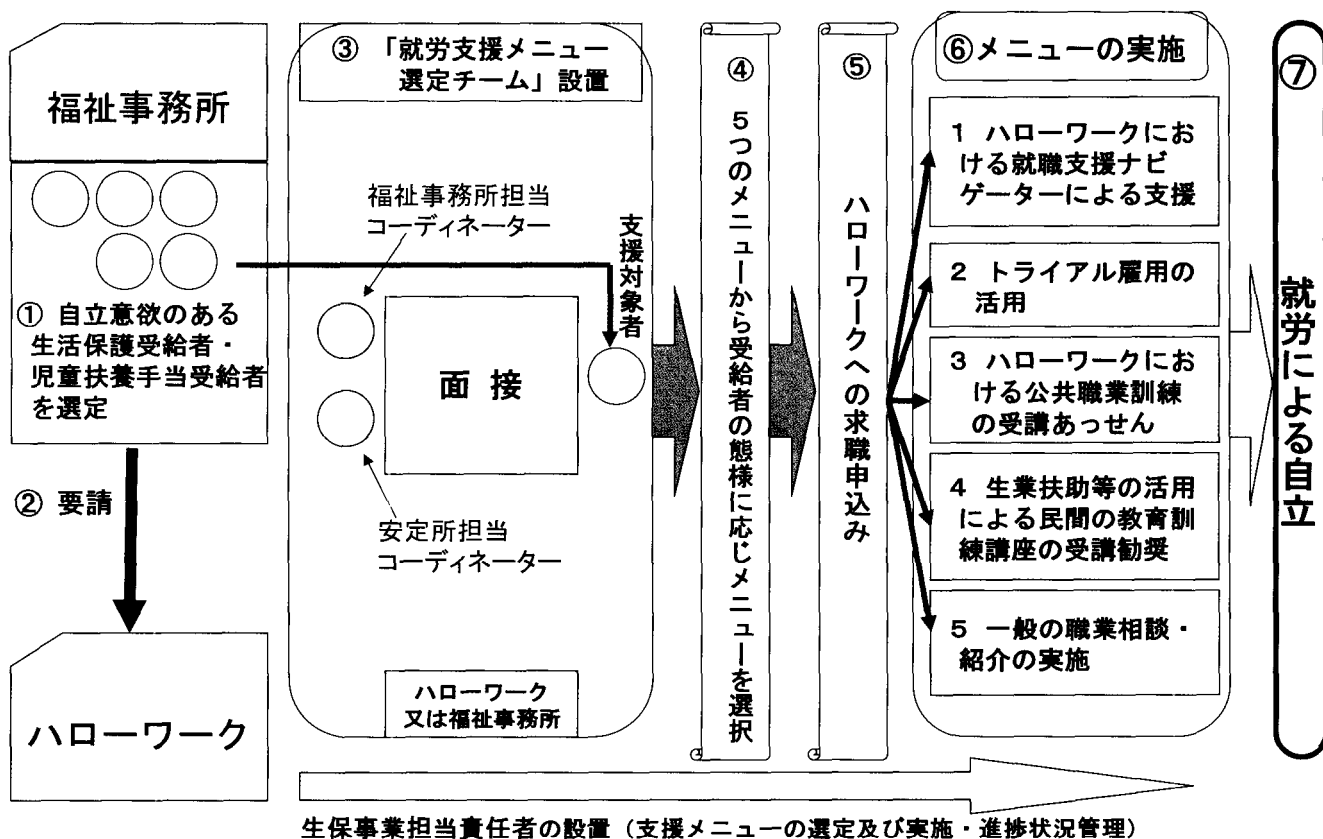
- 早期再就職専任支援員による支援
特に早期就職意欲の高い求職者に対し、個々人のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施
- 再チャレンジプランナーによる支援
早期再就職の必要性が高い求職者に対し、再就職に向けた求職活動計画（就職実現プラン）を個々人毎に作成
- キャリア・コンサルティング
キャリア・コンサルタントによるキャリア・コンサルティングを実施

◎ 職業紹介状況（平成18年）

- 新規求職申込件数　661万件
- 新規求人数　1,033万人
- 就職件数　214万件
- 就職率　32.3%



福祉事務所とハローワークとの連携による 「生活保護受給者等就労支援事業」の概要



生活保護受給者等就労支援メニュー選定チーム

(目的)

安定所と福祉事務所の担当者による「生活保護受給者等就労支援メニュー選定チーム」が連携して、支援対象者（福祉事務所から安定所に要請があった者）に対する適切な就労支援メニューを選定する

(構成員)

- 安定所側
 - ・ 生活保護受給者等就労支援事業担当責任者、安定所担当コーディネーター
- 福祉事務所側
 - ・ 福祉事務所担当コーディネーター
- 必要に応じ
 - ・ ケースワーカー、母子自立支援員、能力開発支援アドバイザー 等

(担当区域)

安定所担当コーディネーターが担当する一つ又は複数の安定所に係る支援対象者

(配置数)

- 安定所担当コーディネーター (19年度 175人)
- 福祉事務所担当コーディネーター (全福祉事務所)

生活保護受給者等就職支援ナビゲーター

(職務)

支援対象者の求職申込みを受け、支援対象者の希望等を聴取した上で、早期就職のための計画を策定し、個々人ごとにきめ細かな就職支援を実施する（3ヶ月間）

(主な支援)

- ・ 支援事業、安定所の活用方法、管内の求人状況、雇用状況の説明
- ・ 求職活動に当たっての心構えの確立や不安の解消
- ・ 個人票に基づく状況の再確認
- ・ 就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ・ 受講すべきセミナー等の選定
- ・ これまでのキャリアの棚卸し支援
- ・ 履歴書、職務経歴書の作成指導
- ・ 支援対象者のニーズにあった求人の提示と応募する求人の決定支援
- ・ 特定の求人に応募するための面接シュミレーション
- ・ 応募が不調に終わった場合、理由の特定と今後の対応の検討

(配置数)

- 生活保護受給者等就職支援ナビゲーター（19年度 105人）

生活保護受給者等就労支援事業の実施状況

（平成17年6月から平成19年2月まで）

	支 援 対象者数	支 援 開始者数	終了者数	就職者数
合 計	20, 235	16, 917	13, 362	8, 675
生活保護 受給者	18, 893	15, 803	12, 609	8, 038
児童扶養 手当受給者	1, 343	1, 114	753	637

※ 平成17年度は、児童扶養手当受給者は、東京、大阪及び政令指定都市（14）でモデル実施

成長力底上げ戦略(基本構想) 概要

《基本的な姿勢》

1. 「働く人全体」の底上げを目指す

経済成長を下支えする基盤(人材能力、就労機会、中小企業)の向上を図ることにより、働く人全体の所得・生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止

2. 「機会の最大化」により「成長力の底上げ」を図る

意欲のある人や企業が自らの向上に取り組める「機会(チャンス)」を最大限拡大
人材の労働市場への参加や生産性の向上を図ることで、他の成長戦略と相まって、
経済の活力を維持・向上させ、経済成長を高めていくことを目指す

3. 3本の矢

【人材能力戦略】

「職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人」への支援

【就労支援戦略】

「公的扶助(福祉)を受けている人などで、経済的自立(就労)を目指しているながら、
その機会に恵まれない人」への支援

【中小企業底上げ戦略】

「生産性向上を図るとともに、賃金の底上げをしようとしているが、その機会に恵まれない
中小企業等」への支援

【就労支援戦略】

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定・実施

- ◎ 「福祉から雇用へ」の基本的考え方を踏まえ、新たに策定する5か年計画に基づき、公的扶助(福祉)を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る

(1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定

- ① 母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら計画を推進
- ② 就労支援方策として、福祉(就労支援)及び雇用(受入促進)の両面にわたる総合的な取組を展開。19年度～21年度を集中戦略期間として施策展開

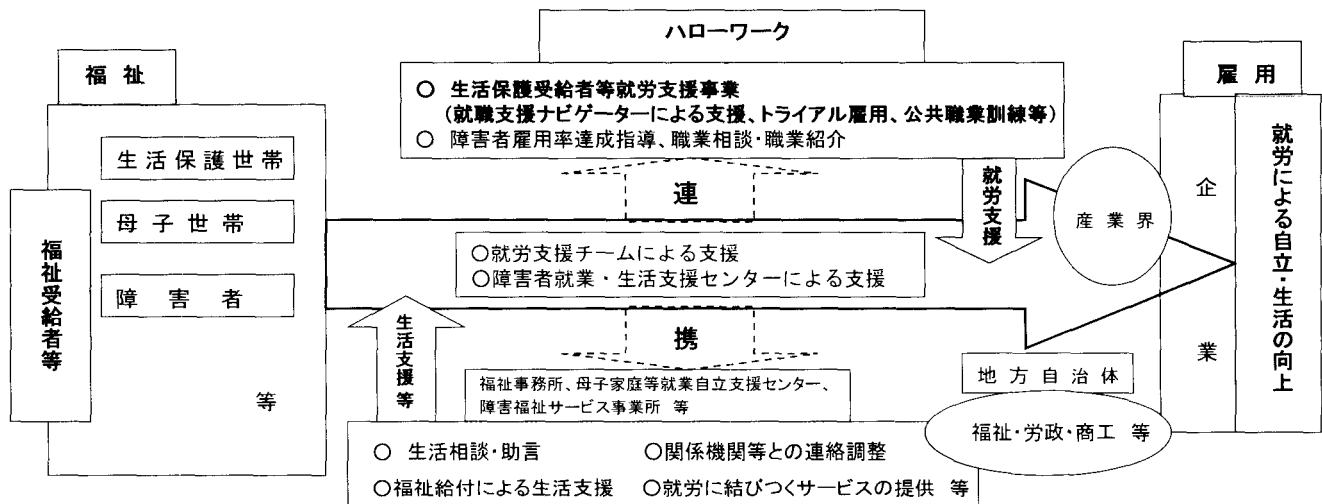
(2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の考え方

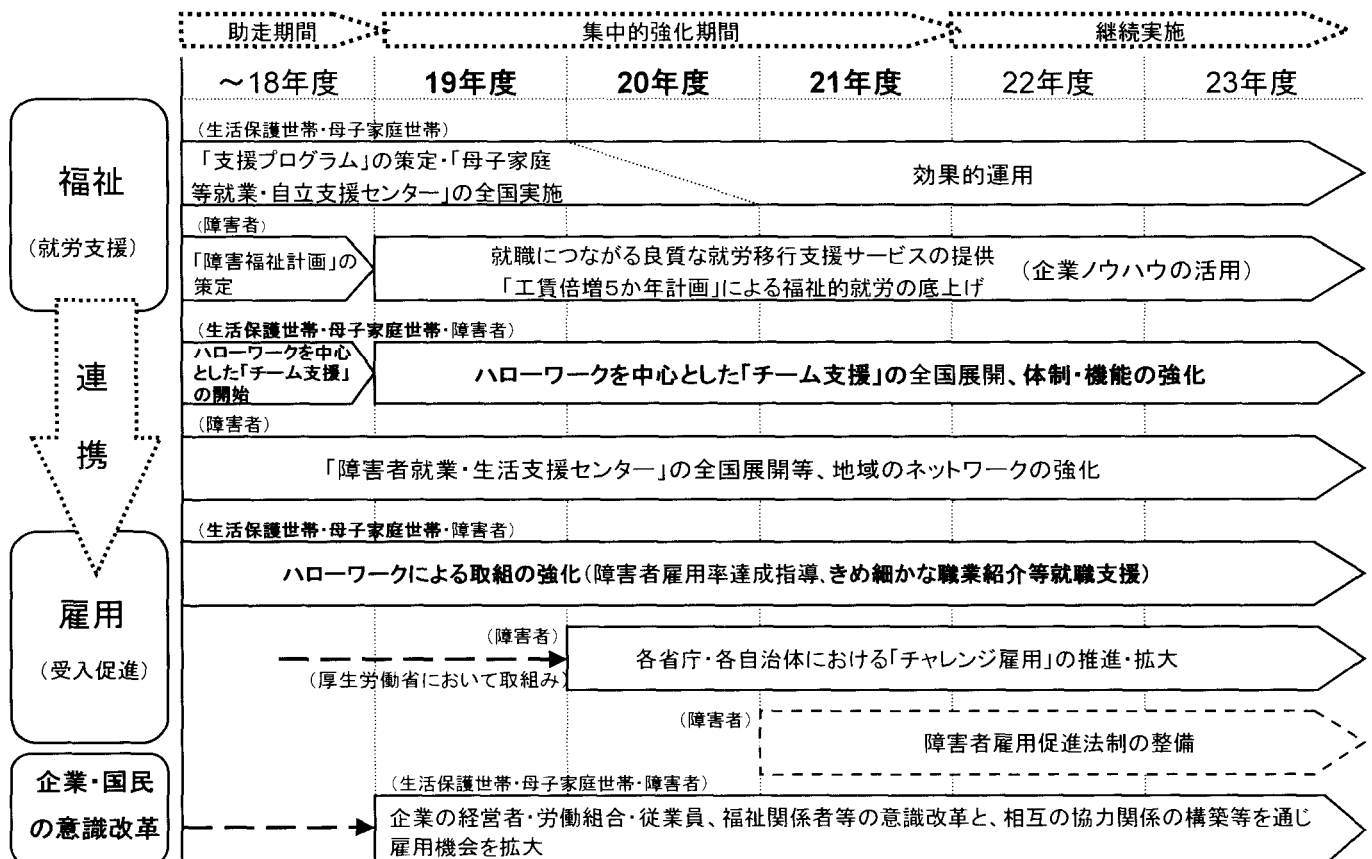
～誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備～

- 福祉を受ける方に対して、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る
- 緒についたばかりの福祉事務所等とハローワークの連携による「福祉と雇用の連携」施策、地方自治体における自立支援策を加速
- 「福祉から雇用へ」の実効性を高めるため、関係機関の連携を促進するとともに、産業界等の理解・協力を得ながら、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』として実施



『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』のイメージ

- 福祉から雇用への移行を推進する「5か年計画」を策定するとともに、具体的な「目標」を定めて取り組む（特に、19～21年度の3年間に集中的に取り組む）



『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各省庁・各自治体における障害者に対する「チャレンジ雇用」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開するとともに、全都道府県において「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げを推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を全自治体で策定
(※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム(※)」の体制・機能強化
(※)ハローワークの就労支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引上げ
「就職活動プランの策定」、「就労意欲向上プログラム」 など

障害者雇用促進法制の整備

- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

関係者の意識改革

- 関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大
企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大

生活保護受給者等就労支援事業の実施状況について(平成17年6月～平成19年2月)

都道府県	支援対象者数			支援開始者数			支援終了者数			就職者数		
	生活保護受給者	母子世帯	計	生活保護受給者	母子世帯	計	生活保護受給者	母子世帯	計	生活保護受給者	母子世帯	計
1 北海道	1,510	16	1,526	1,418	15	1,433	1,093	8	1,101	665	6	671
2 青森	188	11	199	172	10	182	126	7	133	26	6	32
3 岩手	78	15	93	67	10	77	49	1	50	26	1	27
4 宮城	212	119	331	178	93	271	123	77	200	70	64	134
5 秋田	143	19	162	139	18	157	124	12	136	97	11	108
6 山形	131	10	141	91	9	100	63	2	65	26	2	28
7 福島	225	36	261	210	25	235	168	18	186	85	17	102
8 茨城	217	1	218	148	0	148	117	0	117	47	0	47
9 栃木	200	62	262	141	22	163	126	6	132	55	5	60
10 群馬	80	8	88	74	7	81	69	1	70	25	1	26
11 埼玉	363	19	382	337	23	360	185	14	199	98	10	108
12 千葉	614	24	638	459	21	480	369	19	388	225	14	239
13 東京	3,471	206	3,677	3,074	187	3,261	2,609	137	2,746	1,925	115	2,040
14 神奈川	917	23	1,000	593	12	605	525	5	530	353	5	358
15 新潟	324	11	335	308	11	319	218	2	220	115	2	117
16 富山	52	10	62	42	9	51	38	5	43	26	5	31
17 石川	115	10	125	87	10	97	88	8	96	47	4	51
18 福井	64	0	64	49	0	49	39	0	39	14	0	14
19 山梨	88	18	106	73	15	88	62	11	73	46	10	56
20 長野	168	1	169	95	1	96	78	1	79	53	1	54
21 岐阜	201	0	201	190	0	190	151	0	151	85	0	85
22 静岡	252	21	273	164	15	179	119	7	126	60	3	63
23 愛知	469	8	477	321	6	327	245	3	248	145	2	147
24 三重	186	0	186	149	0	149	96	0	96	80	0	80
25 滋賀	250	8	258	227	7	234	160	2	162	98	1	99
26 京都	382	76	458	344	73	417	295	62	357	193	57	250
27 大阪	2,323	192	2,515	2,109	165	2,274	1,789	138	1,927	1,257	114	1,371
28 兵庫	1,079	69	1,148	881	50	931	689	44	733	500	41	541
29 奈良	132	100	232	125	94	219	88	49	137	53	44	97
30 和歌山	86	0	86	77	0	77	36	0	36	19	0	19
31 鳥取	122	0	122	115	0	115	105	0	105	81	0	81
32 徳島	143	17	160	124	14	138	118	8	126	66	5	71
33 岡山	114	17	131	109	16	125	68	11	79	48	8	56
34 広島	648	4	652	472	4	476	327	2	329	205	0	205
35 山口	224	1	225	199	1	200	149	0	149	90	0	90
36 徳島	57	52	109	46	50	96	39	26	65	15	25	40
37 香川	160	0	160	100	0	100	130	0	130	63	0	63
38 愛媛	235	0	235	203	0	203	162	0	162	51	0	51
39 高知	67	0	67	63	0	63	48	0	48	23	0	23
40 福岡	563	23	606	403	17	420	326	12	338	202	12	214
41 佐賀	168	28	196	144	17	161	113	6	119	56	5	61
42 長崎	294	30	324	258	25	283	240	19	259	153	15	168
43 熊本	479	2	481	469	2	471	267	0	267	169	0	169
44 大分	131	0	131	92	0	92	69	0	69	48	0	48
45 宮崎	169	0	169	152	0	152	114	0	114	86	0	86
46 鹿児島	499	0	499	361	0	361	269	0	269	98	0	98
47 沖縄	220	76	296	236	151	387	128	30	158	68	26	94
計	18,893	1,343	20,236	15,803	1,114	16,917	12,609	753	13,362	8,038	637	8,675

母子家庭の自立支援

雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

母子家庭の自立支援

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室長

母子家庭の現状

(母子世帯数)

- 母子世帯は約123万世帯(平成15年)。うち離婚は約8割、死別は約1割。
※昭和58年では離婚約5割、死別約4割。

(年齢の状況)

- 低年齢で離婚が増えていることから、約3割が20歳台で母子世帯に。

(世帯の状況)

- 母子のみの世帯は平成15年段階で63%と平成10年(71%)より減少(同居世帯増加)。

(就労の状況)

- 母子家庭の約8割が就労。就労家庭のうち常用雇用は約4割、臨時・パートは約5割。

(収入の状況)

- 母子家庭の平均年収は233万円、全世帯の平均年収は580万円(平成17年国民生活基礎調査)。
- 生活保護を受給している世帯は約1割。

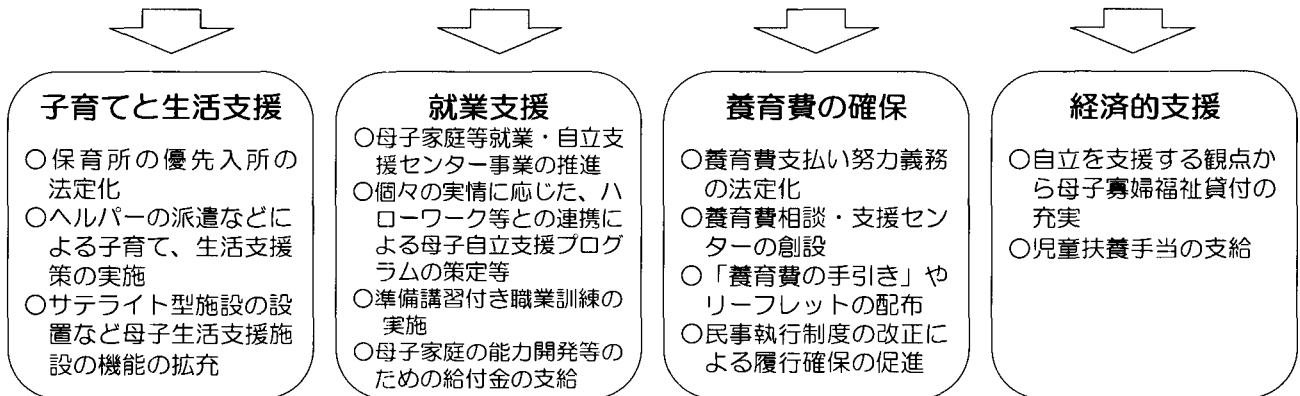
(養育費の取得状況)

- 離婚母子家庭のうち、
 - ・養育費の取り決めをしている : 約34%
 - 養育費を現在も受給している : 約18%

母子家庭の自立支援策の概要

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと、転換したところ。
- 具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 特に平成19年度は、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が最終年度を迎えることを踏まえ、集中的に就業支援対策を講じることとしている。

母子家庭及び寡婦自立促進計画(地方自治体が国の基本方針を踏まえて策定)

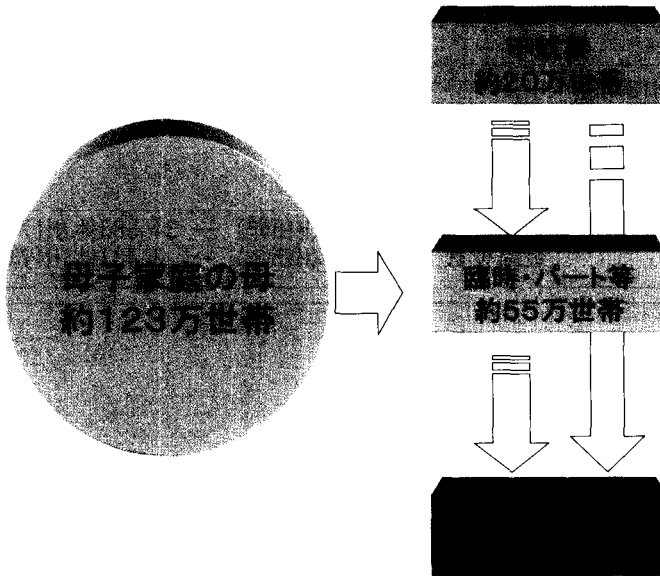


母子家庭の就業支援対策の現状と課題

- 母子家庭約123万世帯のうち、不就業は約20万世帯(約15%)と少ない。
⇒ 諸外国と異なり、働くことに意欲的な日本の母子家庭。
- 他方、臨時・パート等が約55万世帯(約45%)と常用雇用(約48万世帯:約40%)と比較して多いことから、就労支援施策の課題は、「就職先のあっせん」だけではなく、賃金水準の改善に向けて、「常用雇用への転換」等が重要。
- 母子家庭と一口に言っても、学歴・職歴等きわめて多様であり、一般の労働施策の充実で対応可能な者から、生活支援をはじめとしてきめ細かな福祉的支援を要する者まで存在。
- 平成14年の法改正により、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと転換し、就業支援対策に力を入れているところ。
- 就業支援施策のメニューは揃っている。また、近年、実績も急速に伸びてきている(例:ハローワークによる就職件数は54,000件(H16年度)から66,000件(H17年度)へ)。しかし、就業支援施策はスタートしたばかりであり、
 - ①未実施の自治体が見られるほか、
 - ②実績を上げる余地が大きい。

母子家庭の母に対する就業支援

母子家庭の母の就業状況



就業支援メニュー

(就業相談等による支援)

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業
- 母子自立支援プログラム策定事業等
- ハローワークによる支援

(職業能力開発に必要な支援)

- 母子家庭の母等の職業的自立促進事業
(準備講習付き職業訓練)
- 介護労働者能力開発事業
- 自立支援教育訓練給付金
- 高等技能訓練促進費

(常用雇用に向けた支援)

- 特定求職者雇用開発助成金
- 試行(トライアル)雇用奨励金
- 常用雇用転換奨励金

母子家庭の母に対する主な就業支援

就業相談等による支援

○母子家庭等就業・自立支援センター事業

- ・一貫した就業支援サービス(就業相談・就業支援講習会・就業情報の提供等)
- ・生活支援サービス(養育費の相談等)の実施

○母子自立支援プログラム策定事業等

- ・福祉事務所等に母子自立支援プログラム策定員を設置し、自立が見込まれる児童扶養手当受給者等を対象にした自立支援プログラムの策定によるきめ細やかな就業支援を行う。(生活保護受給者についても、自立支援プログラムを策定して、同様の支援を実施)

○ハローワークによる支援

- ・再就職を希望する母子家庭の母等の就職支援を実施。特に、マザーズハローワークでは子育て中の女性等に対する再就職支援を実施。

職業能力開発に必要な支援

○母子家庭の母等の職業的自立促進事業(準備講習付き職業訓練)

- ・就職前の準備段階としての準備講習と、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練をセットで実施。

○介護労働者能力開発事業

- ・女性の就業が期待できる介護分野への就職促進を図るため、訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修2級課程等を実施。

○自立支援教育訓練給付金の支給

- ・教育訓練講座の受講に要した費用の一部を支給。

○高等技能訓練促進費の支給

- ・看護師等の経済的な自立を図る上で効果的な資格を取得するための受講期間中、生活費の負担の軽減を図り、当該資格の取得を支援。

常用雇用に向けた支援

○特定求職者雇用開発助成金の支給

- ・母子家庭の母等の就職困難者を一定期間継続して雇用した場合に、賃金相当額の一部を助成。

○試行(トライアル)雇用奨励金の支給

- ・母子家庭の母を試行的に雇用し、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけを作りを図る。

○常用雇用転換奨励金の支給

- ・パートタイム等で雇用している母子家庭の母を、OJT実施後、常用雇用へ転換した事業主を対象に奨励金を支給。

母子家庭の母の就業支援施策の実績について

1. 就労相談による支援

- 公共職業安定所（ハローワーク）による職業紹介
 - ・母子家庭の母

	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	
紹介件数	183,205件	198,104件	200,126件	271,571件	(1.5倍)
就職件数	46,334件	52,145件	54,286件	66,266件	(1.4倍)

- ・マザーズハローワークの設置 12カ所（H18年度）
- ・マザーズサロンの設置 36カ所（H19年度予定）
- ※マザーズハローワークの就職件数実績は、H18年4月～12月で約10,000件

- 母子家庭等就業・自立支援センター（H15年度創設）

- ・地方自治体実施率 61.1%（H15年度） → 89.9%（H18年度）
- ・就業相談を利用された方の事業実績（各年4月～12月分）

相談件数	9,435件（H15年）	→	34,583件（H17年）
就職件数	765件（H15年）	→	3,431件（H17年）

2. 職業能力開発の状況

- 自立支援教育訓練給付金事業（H15年度創設）

- ・地方自治体実施率 21.0%（H15年度） → 72.7%（H18年度）
- ・事業実績（各年4月～12月分）

支給件数	62件（H15年）	→	2,295件（H17年）
就職件数	31件（H15年）	→	1,087件（H17年）

- 高等技能訓練促進費事業（H15年度創設）

- ・地方自治体実施率 16.9%（H15年度） → 58.0%（H18年度）
- ・就職件数 128件（H15年度） → 379件（H16年度）

3. 常用雇用に向けた支援

- 常用就職を促進するための特定求職者雇用開発助成金

- ・支給件数 19,944件（H14年度） → 22,171件（H17年度）

- 常用雇用転換奨励金（H15年度創設）

- ・事業実績（各年4月～12月分）常用雇用転換数 3件（H15年） → 25件（H17年）

母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等（平成18年10月1日現在）

①母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する。

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39カ所 (83.0%)	8カ所 (61.5%)	11カ所 (31.4%)	58カ所 (61.1%)
平成16年度	47カ所 (100.0%)	12カ所 (92.3%)	21カ所 (60.0%)	80カ所 (84.2%)
平成17年度	47カ所 (100.0%)	13カ所 (92.9%)	23カ所 (62.2%)	83カ所 (84.7%)
平成18年度 (予定)	47カ所 (100.0%)	15カ所 (100.0%)	27カ所 (73.0%)	89カ所 (89.9%)

②自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。

○受講料の4割相当額（上限20万円、下限8千円）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35カ所 (74.5%)	1カ所 (7.7%)	6カ所 (17.1%)	116カ所 (17.6%)	158カ所 (21.0%)
平成16年度	45カ所 (95.7%)	7カ所 (53.8%)	24カ所 (68.6%)	251カ所 (36.0%)	327カ所 (41.2%)
平成17年度	47カ所 (100.0%)	14カ所 (100.0%)	32カ所 (86.5%)	346カ所 (44.3%)	439カ所 (49.9%)
平成18年度 (予定)	47カ所 (100.0%)	15カ所 (100.0%)	33カ所 (89.2%)	528カ所 (69.7%)	623カ所 (72.7%)

③高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。

○修学期間の最後の1/3の期間（12ヶ月を限度）

○月額10万3千円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29カ所 (61.7%)	1カ所 (7.7%)	6カ所 (17.1%)	91カ所 (13.8%)	127カ所 (16.9%)
平成16年度	37カ所 (78.7%)	5カ所 (38.5%)	24カ所 (68.6%)	186カ所 (26.6%)	252カ所 (31.8%)
平成17年度	40カ所 (85.1%)	11カ所 (78.6%)	29カ所 (78.4%)	265カ所 (33.9%)	345カ所 (39.2%)
平成18年度 (予定)	43カ所 (91.5%)	14カ所 (93.3%)	29カ所 (78.4%)	411カ所 (54.2%)	497カ所 (58.0%)

④常用雇用転換奨励金事業

パートタイム等として雇用している母子家庭の母を、OJT実施後、常用雇用労働者に雇用転換した事業主に対して奨励金を支給する。

○1人あたり30万円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	19カ所 (40.4%)	1カ所 (7.7%)	2カ所 (5.7%)	56カ所 (8.5%)	78カ所 (10.4%)
平成16年度	29カ所 (61.7%)	3カ所 (23.1%)	11カ所 (31.4%)	125カ所 (17.9%)	168カ所 (21.2%)
平成17年度	29カ所 (61.7%)	5カ所 (35.7%)	12カ所 (32.4%)	150カ所 (19.2%)	196カ所 (22.3%)
平成18年度 (予定)	30カ所 (63.8%)	6カ所 (40.0%)	14カ所 (37.8%)	180カ所 (23.7%)	230カ所 (26.8%)

⑤母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施することを目的として、母子自立支援プログラム策定員を福祉事務所等に設置する。

※平成18年度より本格実施

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度 (予定)	27カ所 (57.4%)	14カ所 (93.3%)	8カ所 (21.6%)	126カ所 (16.6%)	175カ所 (20.4%)

母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援の好事例

就業相談

○巡回職業相談を実施

県域が広範囲に及ぶことから、利用者のアクセスを容易にするため、巡回相談を実施。職業紹介の許可を取得しており、相談会場での求職者登録が可能となっている。（福島県、島根県）

○求人開拓を民間派遣会社に委託して実施

ミスマッチを解消するため、求職者が希望する仕事の求人開拓を、民間派遣会社に委託して実施。就職率のアップにつながっている。（新潟県、静岡県ほか）

就業支援講習会

○講習会を週末に実施するとともに、託児室を確保

就業支援講習会を土日に開催し、仕事などで平日では都合がつかない受講者に配慮。また、会場に、託児室を設置し、乳幼児連れの受講者に配慮。（山梨県）

○就労意欲を引き出すための講演会を企画・実施

- ・就労に対する意欲を引き出すため、現在のみならず、5年後、10年後に必要なマネープラン（ライフプラン）に関する講演会を実施。（船橋市）
- ・適職発見セミナーを、県、指定都市、中核市で共同開催し、効率的な事業を実施。（神奈川県等）

○ヘルパー講習会を社会福祉法人等に委託

- ・ホームヘルパー講習会の実施を委託した施設から、実習態度が良好な受講生を採用したいという申し出があった。講習会が知識や技能を身につける場所だけでなく、優れた人材を発掘できる場所にもなっている。（青森県、熊本県、宮崎市）
- ・ホームヘルパー講習会を母子家庭の母の自立に理解のある社会福祉法人に委託することで、高い就職率を実現。（横浜市）

その他

○求人企業の実地見学の実施

- （1）フォークリフト乗務作業など危険な作業を伴う求人については、紹介前に必要に応じて作業の実際や安全確認を行うため、実地見学を実施。こうした取り組みにより、相談者に対して、自分の目で確かめた情報に基づく、適切な職業紹介が可能となっている。（大阪府）
- （2）事業所内に医師が常駐するなど求人票に記載されていない福利厚生面の充実など紹介に当たって参考となる情報が収集できる。こうした情報が、求職者にとって応募してみようという動機付けになっている。（大阪府）

○助成金制度を紹介し更なる雇用意欲を誘因

求人を受理した時、求人開拓のため事業所を訪問した時に、特定求職者雇用開発助成金制度を紹介することで、事業主の雇用意欲を引き出している。（大阪府）

平成18年度母子自立支援プログラム策定実績（4月～12月）

番号	都道府県				指定都市				中核市							
	都道府県	管内市等	番号	都道府県	管内市等	指定都市	管内市等	指定都市	管内市等	指定都市	管内市等	指定都市	管内市等			
1	北海道	4	4	25	滋賀県	0	0	48	札幌市	9	63	旭川市	0	87	和歌山市	0
2	青森県	24	0	26	京都府	0	5	49	仙台市	56	64	函館市	0	88	岡山市	2
3	岩手県	16	0	27	大阪府	0	203	50	さいたま市	32	65	青森市	0	89	倉敷市	0
4	宮城県	0	0	28	兵庫県	0	16	51	千葉市	14	66	秋田市	0	90	福山市	0
5	秋田県	0	0	29	奈良県	59	62	52	横浜市	160	67	郡山市	0	91	下関市	27
6	山形県	4	5	30	和歌山県	0	0	53	川崎市	58	68	いわき市	0	92	高松市	0
7	福島県	53	5	31	鳥取県	8	0	54	静岡市	12	69	宇都宮市	43	93	松山市	0
8	茨城県	0	0	32	鳥根県	22	0	55	名古屋市	5	70	川越市	0	94	高知市	0
9	栃木県	40	126	33	岡山県	4	0	56	京都市	48	71	船橋市	0	95	長崎市	0
10	群馬県	9	2	34	広島県	0	1	57	大阪市	359	72	横須賀市	0	96	熊本市	0
11	埼玉県	3	0	35	山口県	4	2	58	堺市	21	73	相模原市	4	97	大分市	6
12	千葉県	0	0	36	徳島県	50	0	59	神戸市	41	74	新潟市	3	98	宮崎市	0
13	東京都	0	147	37	香川県	0	0	60	広島市	3	75	富山市	0	99	鹿児島市	0
14	神奈川県	0	0	38	愛媛県	0	0	61	北九州市	53	76	金沢市	0	小計		91
15	新潟県	0	0	39	高知県	0	0	62	福岡市	0	77	長野市	0			
16	富山県	2	7	40	福岡県	17	0	小計		871	78	岐阜市	0			
17	石川県	23	26	41	佐賀県	61	2				79	浜松市	2			
18	福井県	3	0	42	長崎県	89	3				80	豊橋市	0			
19	山梨県	31	19	43	熊本県	0	0				81	豊田市	0			
20	長野県	0	0	44	大分県	6	0				82	岡崎市	0			
21	岐阜県	0	0	45	宮崎県	0	0				83	高槻市	0			
22	静岡県	0	2	46	鹿児島県	0	0				84	東大阪市	0			
23	愛知県	4	5	47	沖縄県	31	0				85	姫路市	2			
24	三重県	0	0	小計		567	642				86	奈良市	2			

合計 2,171

母子自立支援プログラム策定事業について（概要）

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援のためのプログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センター事業や生活保護受給者等就労支援事業等を活用することにより、きめ細かな自立・就労支援を実施する。

児童扶養手当受給者（DV被害を受けた子を有する母等であって、かつ、将来において児童扶養手当の受給が見込まれる者を含む。）

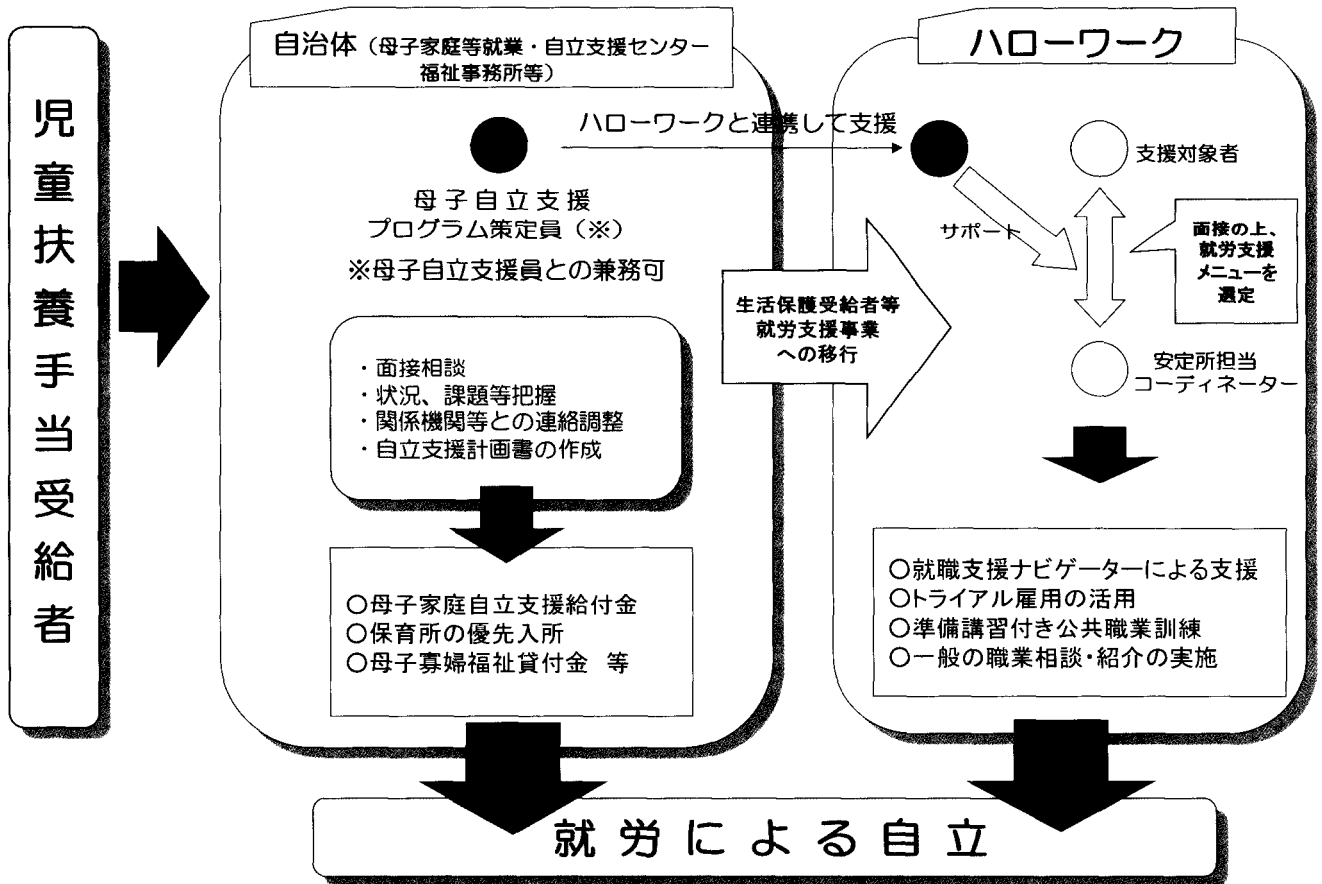
ハローワークOB、人事担当部局経験者など就業相談の知識・経験がある者等（母子自立支援員や生活保護の就労支援員等との兼務も可能）※母子家庭等就業・自立支援センターへの配置可

プログラム策定1件ごとに20,000円を国庫補助。

実効性が上がるような事業運営を推進。

- プログラム策定数などの目標値の設定
- ①離婚直後等により生活が不安定であるために特に支援が必要な者、②児童扶養手当の一部支給停止措置が適用されることを前に新たに就職・転職を求めている者などを対象に重点的に実施
- 児童扶養手当の申請時や現況届提出時等のあらゆる機会を生かした事業の紹介

母子自立支援プログラムについて



母子自立支援プログラム策定事業の好事例について

相談員の配置

- プログラム策定員を、児童扶養手当の窓口課に配置し、母子寡婦福祉貸付資金及び母子家庭自立支援給付金の窓口も兼ね、児童扶養手当の支給から、生活支援、就労支援まで一体的な支援に努めている。(小山市、貝塚市、泉南市、山陽小野田市)
- 母子家庭等就業・自立支援センターにプログラム策定員を設置し、センターから離れている地区には、毎月1回福祉事務所において巡回就業相談を行っている。(福井県、島根県、神戸市ほか)

対象者へのアプローチ

- 就業支援は児童扶養手当の支給開始直後から取り組むことが効果的であると考えられることから、手当の申請に訪れた機会を捉え、まず初回の相談(就労意欲の確認)を行い、約1か月後の認定の際に具体的な就労相談を行うなどの工夫を行っている。(貝塚市)
- 一方的な情報提供では、就労意欲の把握に一定の限界がみられることから、児童扶養手当現況届時における個人面談を通じ把握に務めている。(山梨県、那須烏山市)
- 児童扶養手当現況届受付期間内では、多数を相手に面接をすることが困難なので、本事業に関心を持つ者を対象に、就労支援セミナーを実施している。(横浜市)
- 本人から提出される事業利用希望届けと、プログラム策定員による面接等を経て支援を決定する体制を採用しており、就労意欲の高い対象者を集めることが可能となっている。(沖縄県)
- 児童扶養手当現況届で「求職活動中」と記載している受給者に対して、文書を送るとともに、ハローワーク、履歴書の書き方、面接の受け方等を盛り込んだ「自立支援のしおり」、「求職活動ガイドブック」を窓口で配付している。(四條畷市ほか)

相談援助面での工夫

- 策定員が、就業相談に加え、面接方法、履歴書記入方法等を援助するとともに、保育所担当課と調整し、求職活動中の保育所入所を可能とした。（栃木県小山市）
- 窓口でハローワークのインターネットサービスを活用した求人情報の提供を行うほか、定期的な情報提供や相談に当たっては、相談者の職歴・希望や本人の意向等を考慮した支援を行っている。（青森県、栃木県足利市）
- 毎週月曜日に新聞折込みの求人広告を取りまとめ窓口で閲覧ができるようにするとともに、街中で貼り出されている求人情報を収集し、情報提供している。（大阪府貝塚市）
- 平日夜間、土曜日に受講料無料の職業訓練講座（医療事務、簿記3級、パソコン）を開講している。プログラム策定員が、講座設定から、講師の招聘、会場予約、受講生募集、受講生のケアまで一連の作業を行っている。（大阪府）

ハローワークとの連携

- 自治体として、母子自立支援プログラム策定件数の目標値を設定するとともに、ハローワークにおいても就職目標を設定し、計画的な就労支援を進めている。（青森県）
- 事業開始時にハローワーク担当者と相互の業務内容について確認するとともに、母子家庭の母の就労の実情や管内の雇用・失業情勢について情報提供を行い理解を深めることで、連携しやすい環境作りを行った。あわせて、母子自立支援プログラム策定員がハローワークを積極的に訪ね、就職支援セミナーの開催情報や求人情報を積極的に把握し、相談場面で活用している。（青森県）

母子自立支援プログラム策定事業の具体例について

<事例1>

対象者が抱える課題をハローワークと福祉事務所が一体となったケース会議で明らかにし、問題の解決に向け、行政と対象者が意欲的に取り組んだケース。	
世帯構成	本人（48歳）と高校生の子どもの2人世帯。
本人の経歴	卸売業で10年近く事務職に従事したが、給与の遅配があるため転職を検討。
福祉事務所とハローワークの支援	福祉事務所で履歴書の書き方の指導等を実施。職業検索の要領がつかめなためハローワークへ支援要請。ハローワーク、福祉事務所、本人を交えたケース会議の結果を踏まえ、福祉事務所がパソコン基礎講座の受講奨励、ハローワークが積極的な求人情報の提供、求人検索の指導等、きめ細かな指導。
結果	ケース会議の結果を踏まえ、本人がパソコン教室を受講するとともに、ハローワークの支援を受けつつ、積極的に求人検索を行うことにより、正社員として給与16万円、賞与60万円～80万円の条件で再就職が決定。

<事例2>

ハローワークにおける指導により4ヶ月弱で正社員での就職が可能になったケース。	
世帯構成	本人（38歳）と高校生と実母の3人世帯。
本人の経歴	内職からパート採用になり8年目だが、収入が低いため、土日はアルバイトもしている。住まいも市の最北部にあり、通勤には制約を伴う。
福祉事務所とハローワークの支援	正社員として安定した雇用条件の元で働きたいとの希望で、ハローワーク専任のスタッフによる本人の経歴、居住環境等を踏まえた、きめ細かな指導（ハローワークの利用方法、面接練習、希望勤務条件に即した求人開拓）
結果	短期間で正社員での就職に結びつき、収入もパートの倍になった。

<事例3>

ハローワークの専任の支援スタッフが、対象者の意向や状態を踏まえたきめ細かな支援を行うとともに、子どもについても、福祉事務所において保育所への優先入所を確保した結果、正社員としての就職が可能となったケース。

世帯構成	本人（35歳）と子ども（4歳）の2人世帯
本人の経歴	高卒後10年のデパート勤務を経て結婚。5年の専業主婦生活を経て離婚。パソコンスキルはテンキー入力程度。
福祉事務所とハローワークの支援	15年ぶりの就職活動に当たって、毎回、ハローワークの同じ専任スタッフが履歴書の書き方や面接時の対応について助言するとともに、ハローワークの求人自己検索機の使い方や、相談者の意向を踏まえた求人情報の提供、就職先の提案を行う。また、子どもについても、福祉事務所において保育所への優先入所を確保した。
結果	当初は、近隣で勤務時間と休日重視のパート勤務を希望していたが、こうした相談支援を受ける経過の中で、勤務時間や休日の条件を譲歩。最初に福祉事務所に来所してから約40日で、営業事務の正社員として採用。

養育費相談・支援センターの設置について

《趣旨》

- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 国においては、相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

《目指すべき方向》

- 養育費の取り決め率、受給率の大幅増
- ひとり親家庭の生活の安定
- ひとり親家庭で育つ子どもの健やかな成長

《スキーム》

国

民間団体に委託

地方公共団体

委託・実施

《委託事業》

- 各種手続について分かりやすい情報提供
→ HP上で全国発信、パンフレットの作成
- 全国の自治体等において養育費相談にあたる人材養成のためのプログラム作成と研修会の実施
- 各地の相談機関の業務支援（困難事例への支援）
- 母子家庭等に対する電話・メール相談

研修・サポート

困難事例の相談

※休日・夜間も利用可

- リーフレット等による情報提供
- 養育費取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催

母子家庭等就業・自立支援センターの養育費相談機能の強化については、統合補助金に計上

- 法律専門家（大学教授、家庭裁判所調停委員）（千葉県）
- 母子自立支援員OB（石川県）
- 弁護士（熊本県、大阪市）
- 司法書士（高知市）
- 女性相談員（宮崎市）

- 市町村児童扶養手当事務及び戸籍事務等関係部署と連携し、窓口での相談や離婚届を配布・受理する際に、養育費のリーフレットの配布やセンターの養育費相談員の情報を紹介する。（群馬県、大阪府、鳥取県、秋田市、宮崎市）
- 養育費相談・支援事業のPRとして、福祉事務所や関係機関のほか、公営住宅や公民館、スーパー等にチラシを設置してもらう。（千葉県）
- ホームページ、携帯サイトなどによるPRを行う。（鳥取県）

- 養育費についての相談機能の充実のため、母子自立支援員や養育費相談員等に対して、養育費取り決めや履行確保に関する研修会を実施する。（群馬県、大阪府）
- 母子自立支援員や婦人相談員等を対象とし、養育費に関する研修を実施する。（奈良県）
- 家庭裁判所職員を講師とする養育費の取り決めや履行確保に関する研修会を、母子自立支援員を含めて実施する。（山口県）
- センター就業相談員、母子自立支援員等に対し、弁護士による養育費や離婚にかかわる研修を実施する。（大阪市）
- 母子自立支援員や窓口業務に携わる職員に対して、養育費取り決め等に関する研修会を実施する。（宮崎市）

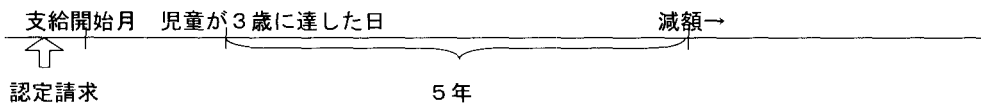
- センターに来所した相談者に、養育費確保までの手続き等の説明を実施し、場合によっては家庭裁判所へ同行するなど、必要な支援を行う。（群馬県、山口県、秋田市）
- 離婚前のDV被害者で、離婚を希望しても離婚手続困難な者は、DV関係専門機関（婦人相談所やDV支援団体）につなぐ。（栃木県）
- 就労している人でも相談を受けやすいように、土曜日または日曜日に開催する。（千葉県）
- 養育費についての相談機能の充実のため、母子自立支援員や母子自立支援プログラム策定員等と情報交換を行うなど、連携を図る。（山梨県）
- 静岡県においては、センターを静岡市、浜松市とともに共同で設置しており、本所と支所（3か所）で事業を実施しているが、養育費相談員は、本所に常駐させることとし、養育費相談及び支援を専門に行う予定。体制としては、本所において専任職員が電話、来所による相談を直接受け付けるとともに、支所においても一次的な電話、来所相談を受け、必要に応じて本所専任職員につないで対応する。専任職員は、相談、支援（役所等への同行、養育費相談・支援センターとの連携など）の他に養育費のリーフレット等の作成、配付など普及啓発活動も併せて実施する予定。（静岡県、静岡市、浜松市）
- 養育費の相談は離婚前のタイミングが効果的なため、離婚前相談も実施する。（大阪府、宮崎市）
- 休日にデパートなど人の集まりやすい場所で相談会開催。（鳥取県）
- 県内巡回相談の実施回数を増やし、センター相談員が就業相談に加え、養育費相談も実施する。（山口県）
- 直接窓口に来られない場合は、メールや電話での相談も受け付ける旨を県ホームページや新聞・広報誌で周知し、相談者が利用しやすい環境を整える。（宮崎市）
- センターにおいて、生活相談を兼務する就業相談員（大阪市福祉職OBで児童相談所や福祉事務所で福祉行政の従事経験者）が、離婚後の養育費相談のみでなく、離婚前相談として養育費等相談も実施する。（大阪市）

児童扶養手当の一部支給停止について

- 平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、児童扶養手当について、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨で見直す観点から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から支給期間と手当額の見直すこととされた。

児童扶養手当の一部支給停止について

- 平成20年4月以降、支給期間が5年（支給事由発生から7年）を超える場合には、政令で定めるところにより、それまでの支給額の2分の1を超えない範囲で支給停止（減額）を行う。
 ⇒ 給付額について、少なくとも2分の1は保障
- ただし、自立が困難なケースが想定されることから、
 - ・ 3歳未満の児童を育てている場合には、3歳までの期間は5年の支給期間に含めない取扱いとする。
 - ⇒ 8歳未満の児童を育てている場合は、一部支給停止の対象外



- ・ 障害を有する場合などは、一部支給停止の対象外

今後の検討

- 今後、年末の予算編成に向けて、支給停止する額などについて、検討。その際、法改正時の附帯決議に基づき、就業支援の状況等を踏まえるとともに、母子福祉団体など幅広く関係者の意見を聞く予定。

児童扶養手当一部支給停止措置に関する今後のスケジュール（案）

	国	自治体
平成19年 6月頃	・ 就業実績等の国会報告（母子家庭白書）	・ 現況届配布時などに児童扶養手当一部支給停止について受給者へ周知
8月頃	・ 平成20年度予算概算要求 ・ 全国母子世帯等調査等の結果	・ 現況届受理
12月	・ 一部支給停止措置の内容決定	
20年 1月		・ 児童扶養手当支払いシステムの改修スタート
2月頃		・ 受給者に一部支給停止措置の具体的内容を周知 ・ 一部支給停止の対象外となる受給者の申請手続き・審査
4月		・ 随時払いについて一部支給停止措置スタート
8月		・ 一部支給停止措置適用後の最初の定時払い ・ 現況届提出

精神障害者の退院促進

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

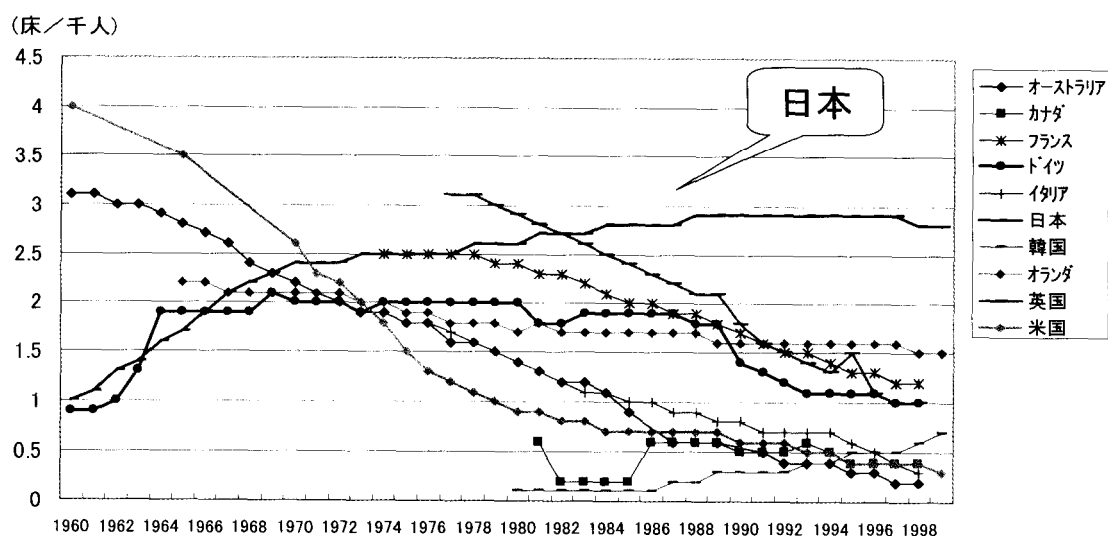
精神障害者の退院促進

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

我が国の精神病床数の状況

- 我が国の精神病床数は、約35万床。精神病床入院患者数は、約32万人。
- 人口当たりの精神病床数は、諸外国においてはここ数十年で病床削減・地域生活支援強化等の施策を通じて減少しているのに対し、我が国では、概ね横ばい状態であり、かつ、諸外国を大幅に上回っている。

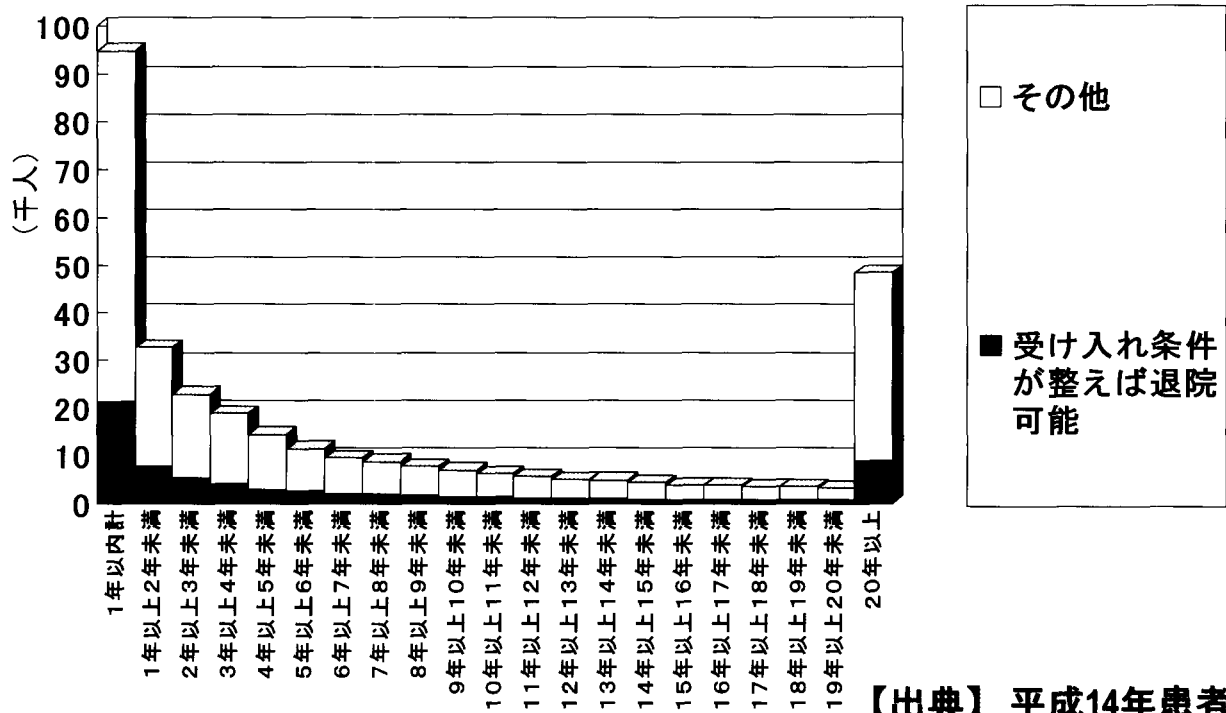
【人口当たり精神病床数(OECD)】



OECD Health Data 2001

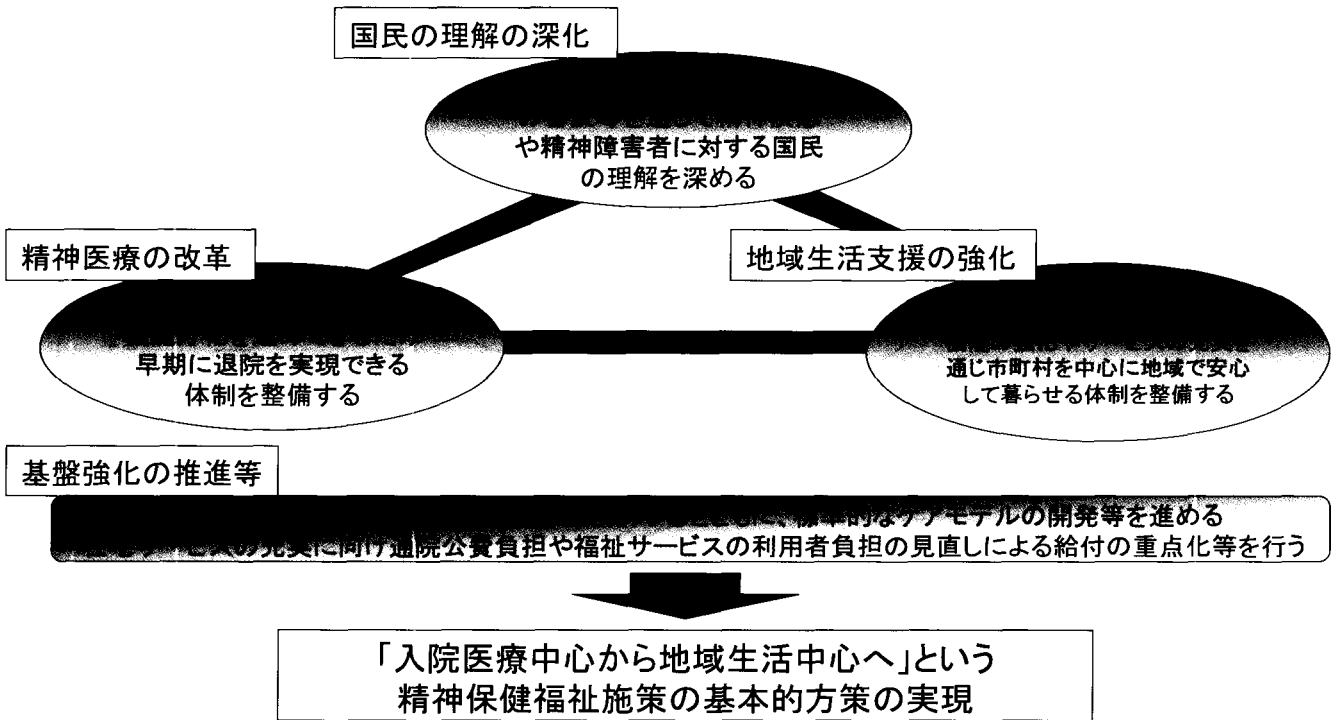
受入条件が整えば退院可能な入院期間別患者数

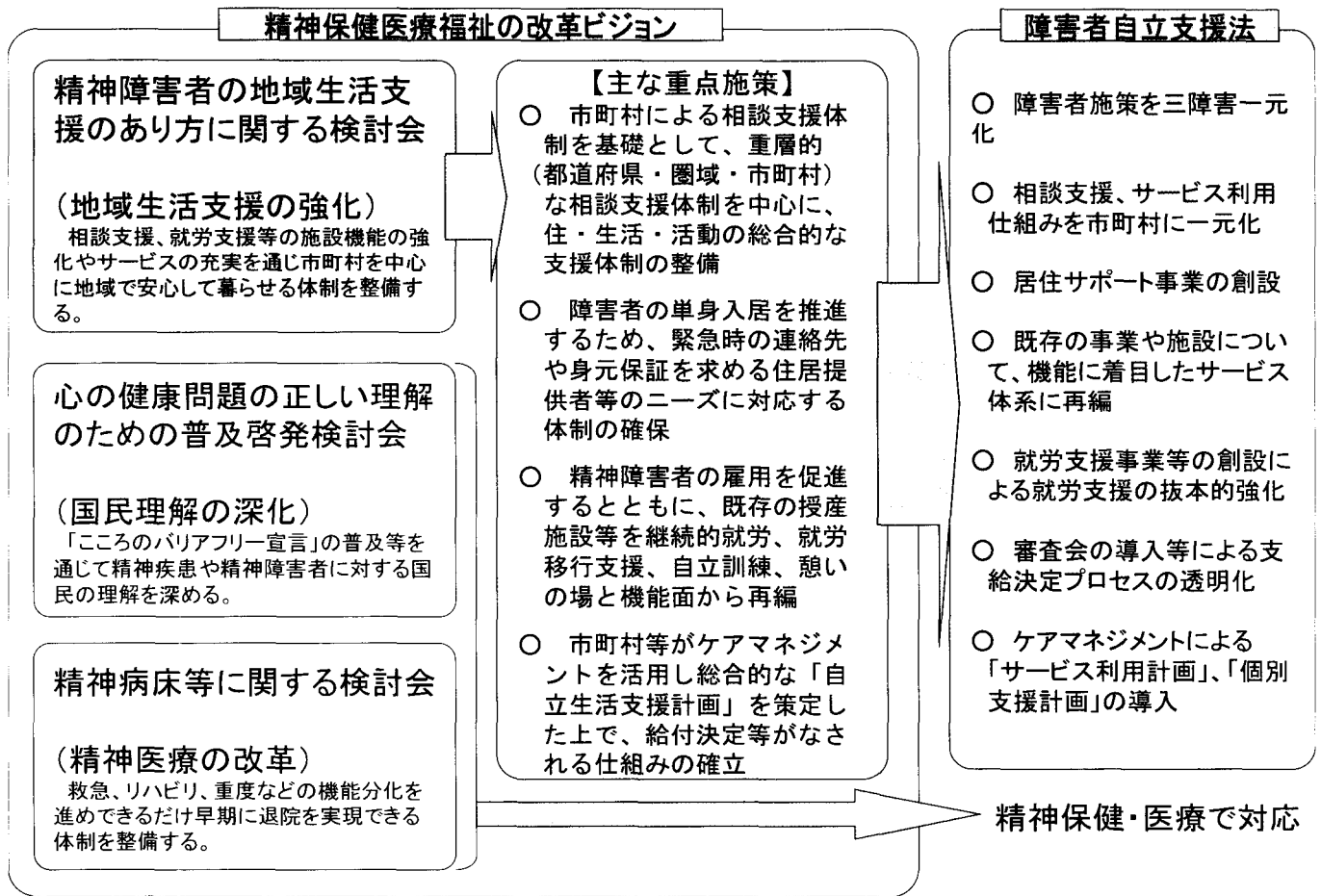
受入条件が整えば退院可能な精神入院患者は約7万人であるが、入院期間から見ると、その約半数は入院3年未満（この傾向は、ここ数年ほぼ変化なし）



精神保健福祉施策の改革ビジョン(平成16年8月)の枠組み

精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、
 ①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を今後10年間で進める。



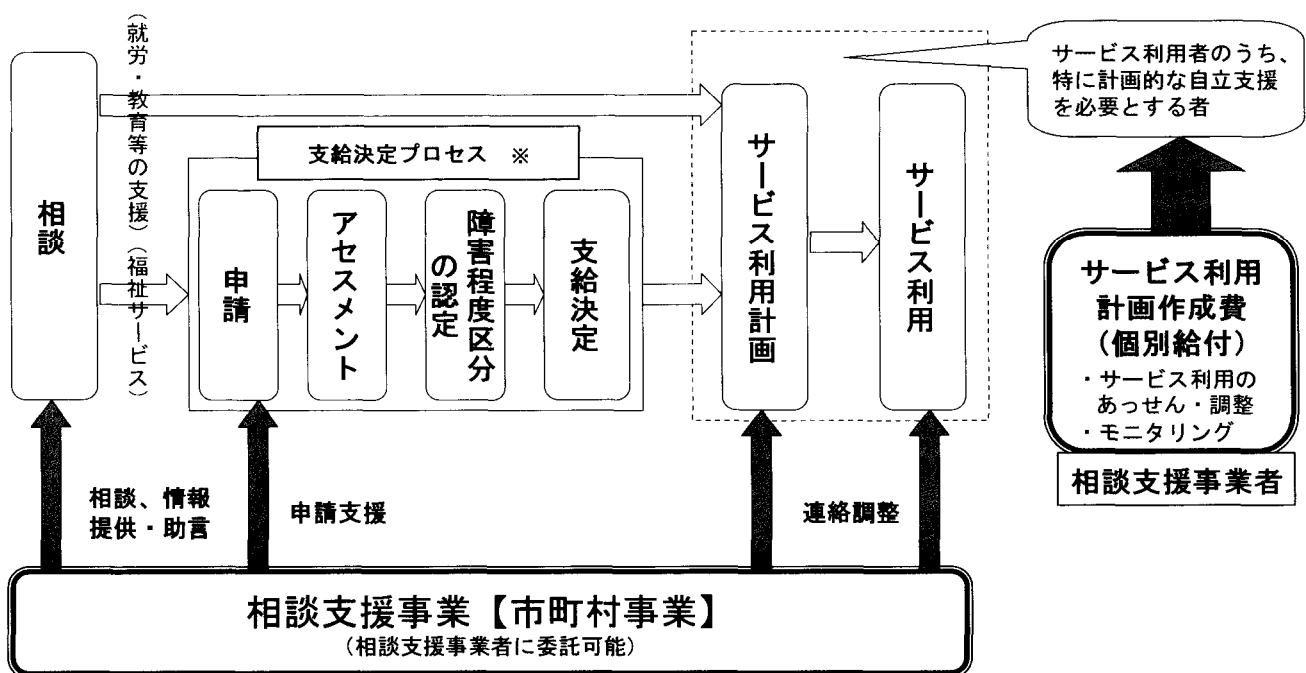


相談支援事業とサービス利用について

障害者のニーズに応じて、支援を効果的に実施するための仕組み（ケアマネジメント）を制度化。

(1) 一人一人の利用者が、必要に応じて支援を受けられるよう、市町村の必須事業（地域生活支援事業）として相談支援事業を位置付け、これを相談支援事業者に委託できるようにする。

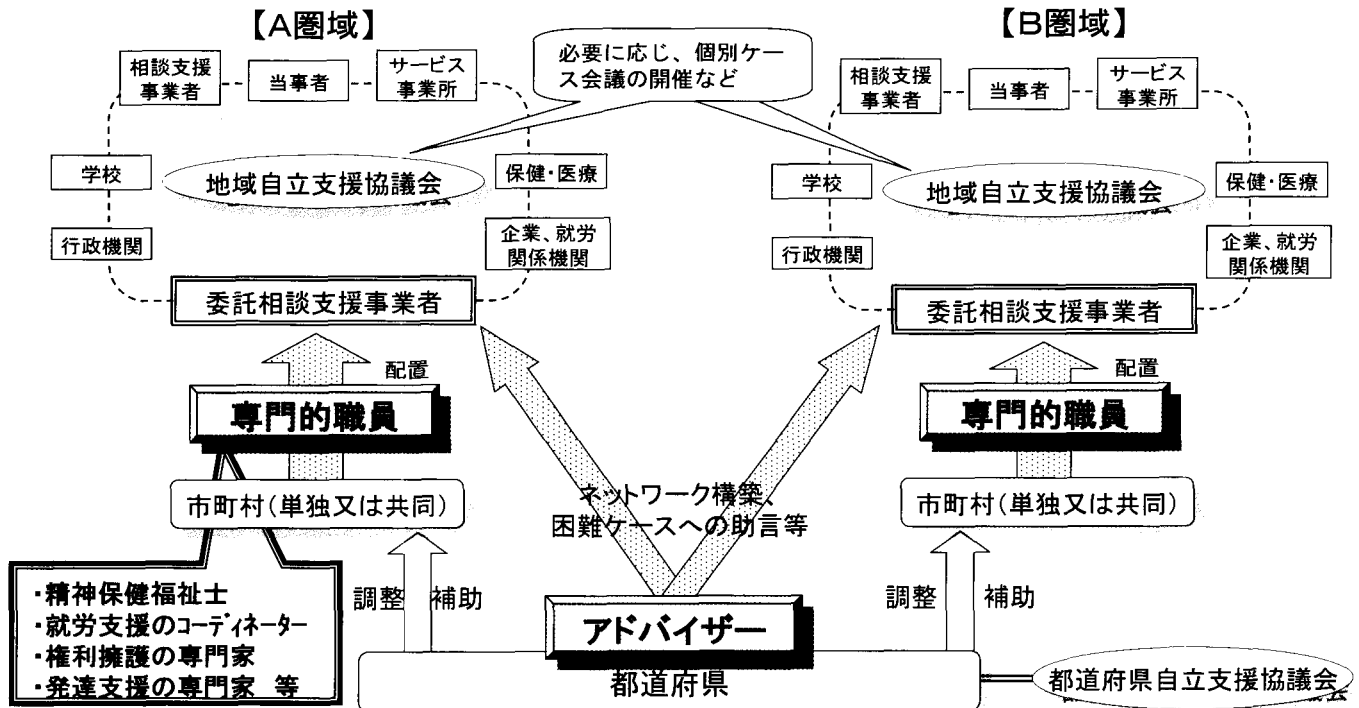
(2) 特に計画的な支援を必要とする者を対象として、サービス利用のあっせん・調整などを行うための給付（サービス利用計画作成費）を制度化。



※支給決定事務の一部（アセスメント等）について、市町村から相談支援事業者へ委託可能。

相談支援体制の整備について(イメージ)

- 新制度において、相談支援事業を市町村に一元化することとしているが、直ちに、市町村では十分な体制を確保できない場合も想定されることから、次のとおり、都道府県が積極的に支援を行う。
- ・ 相談支援に係る専門的職員を市町村に配置
 - ・ アドバイザーの派遣を通じ、圏域ごとのネットワークづくり、困難ケースへの対応等を支援



地域自立支援協議会

【概要】

市町村が、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置する。〔交付税〕

【実施主体】

市町村（複数市町村による共同実施可）

【構成メンバー】

相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、学校、企業、高齢者介護等の関係機関、障害当事者団体、権利擁護関係者、地域ケアに関する学識経験者等

【主な機能】

- ① 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- ③ 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保（事業評価）
- ④ その他（市町村障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議など）

【地域の実情に応じた運営】

- ・ 権利擁護等の分野別のサブ協議会（部会等）を設置するなど、地域の実情に応じた多様なかたちで実施
- ・ 運営を指定相談支援事業者に委託

都道府県自立支援協議会

【概要】

都道府県全体における相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、主導的役割を果たす協議の場として設置する。〔交付税〕

【実施主体】

都道府県

【構成メンバー】

相談支援事業者、学識経験者、市町村 等

【主な機能】

- ① 都道府県内の市町村又は圏域（地域自立支援協議会単位）ごとの相談支援体制の状況を把握・評価し、整備方策等を助言
- ② 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- ③ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ④ その他（都道府県障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議など）

都道府県相談支援体制整備事業 （アドバイザー派遣）

【概要】

都道府県に、相談支援に関する広域的支援を行うアドバイザーを配置する。〔補助金〕

【実施主体】

都道府県

【事業の具体的内容】

- ・ 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・ 地域では対応困難な事例に係る助言
- ・ 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
（例：権利擁護、就労支援などの専門部会）
- ・ 広域的課題・複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・ 地域の相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・ 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助 等

【アドバイザーの担い手】

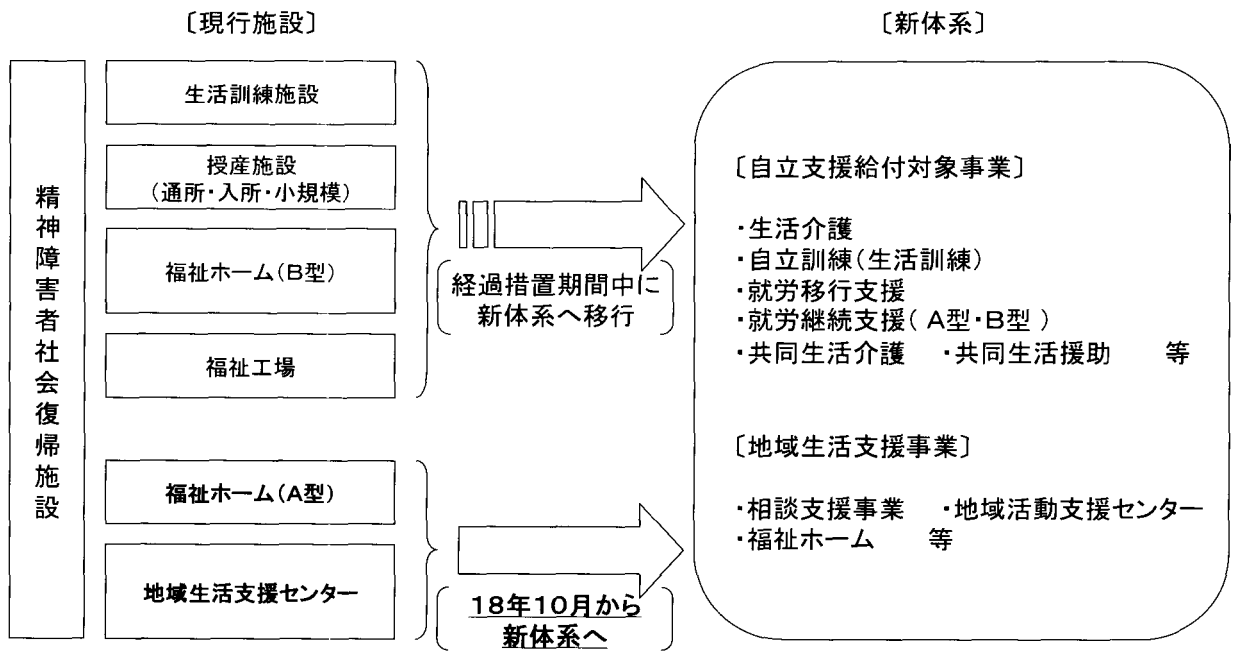
- ・ 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・ 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- ・ 障害者支援に関する高い識見を有する者

【都道府県自立支援協議会との関係】

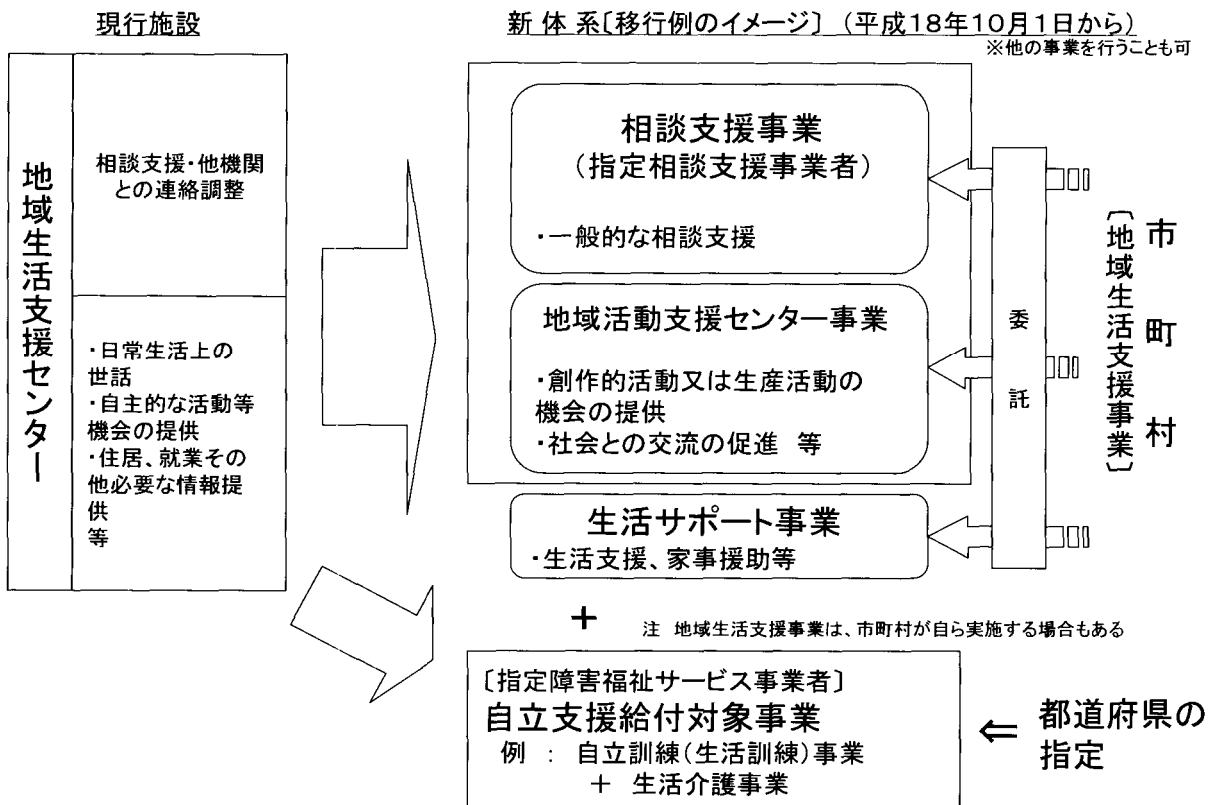
配置するアドバイザーの職種や人員等について協議

精神障害者社会復帰施設の新体系サービスへの移行について

- 地域生活支援センター、福祉ホーム(A型)については、平成18年10月から新体系へ移行。
- 上記以外の精神障害者社会復帰施設については、現在の利用者の状況、人員配置等の基準等に照らし、新体系に直ちに移行することが困難と思われることから、経過措置の対象とする。



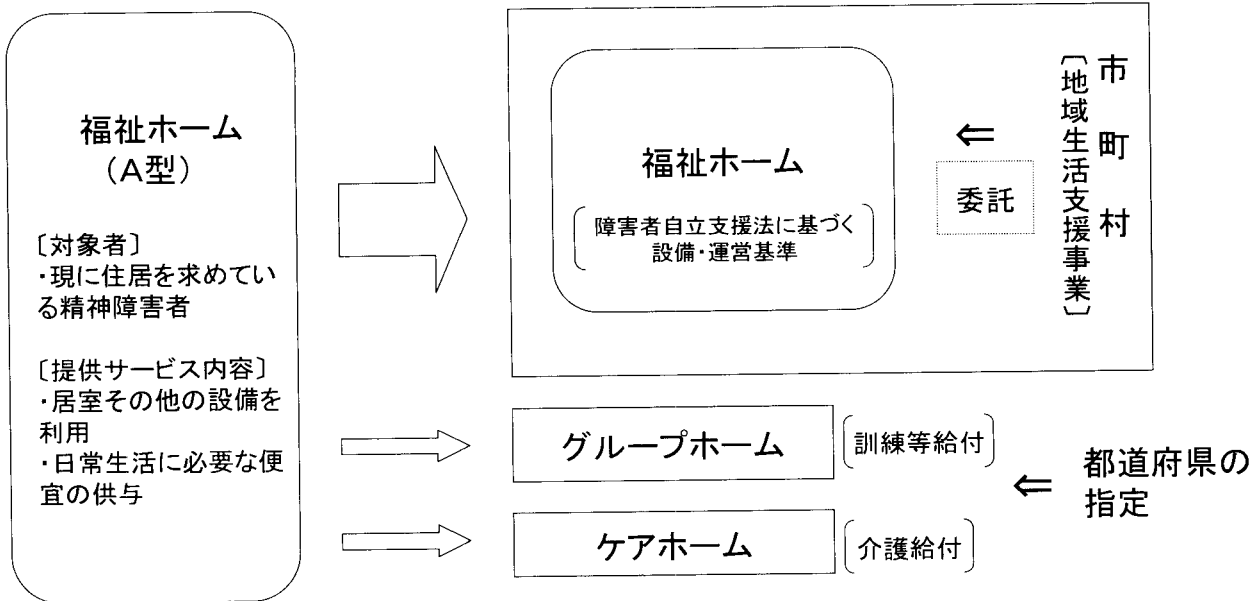
精神障害者地域生活支援センターの移行



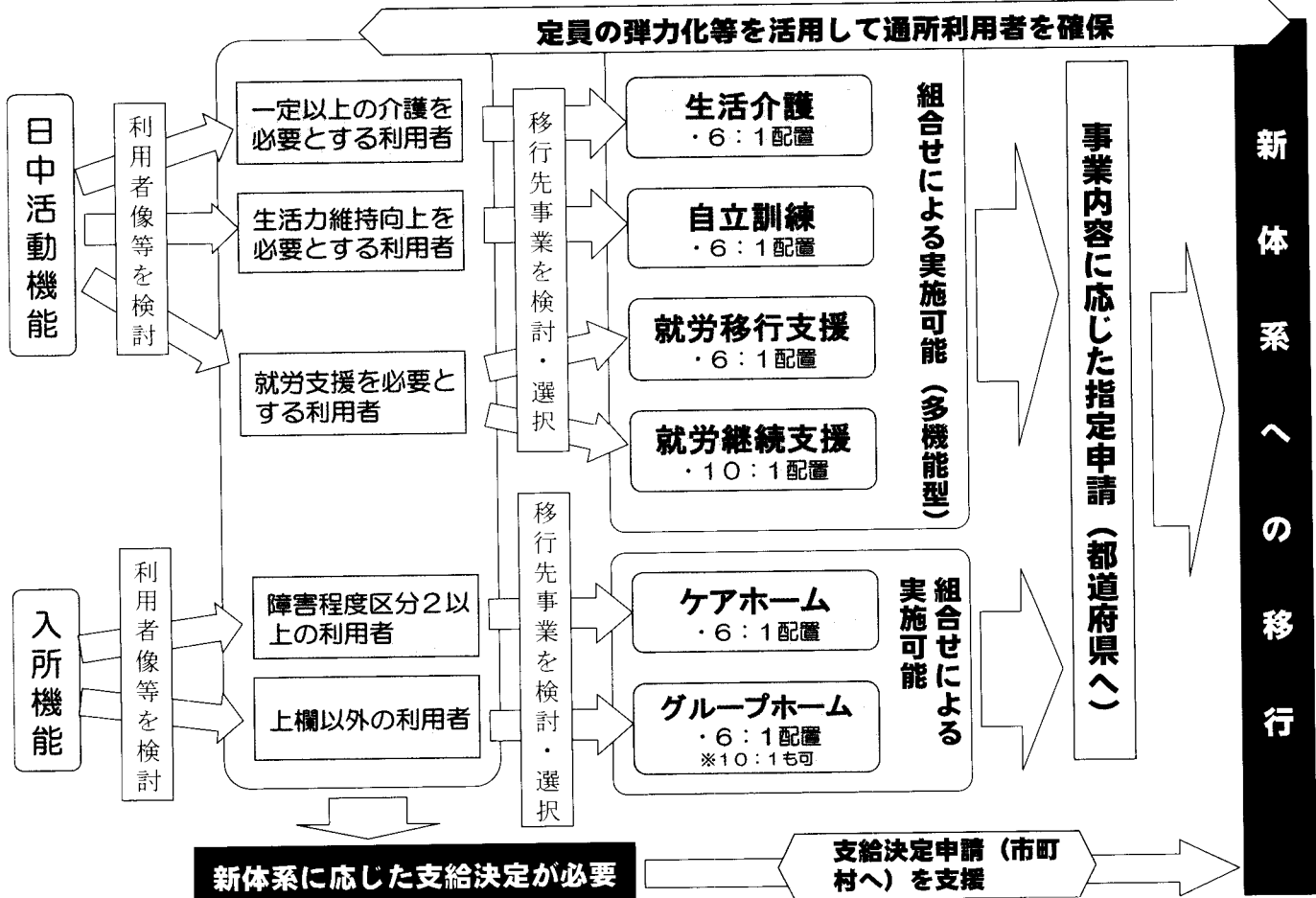
精神障害者福祉ホーム(A型)の移行

現行施設

新体系[移行例イメージ] (平成18年10月1日から)



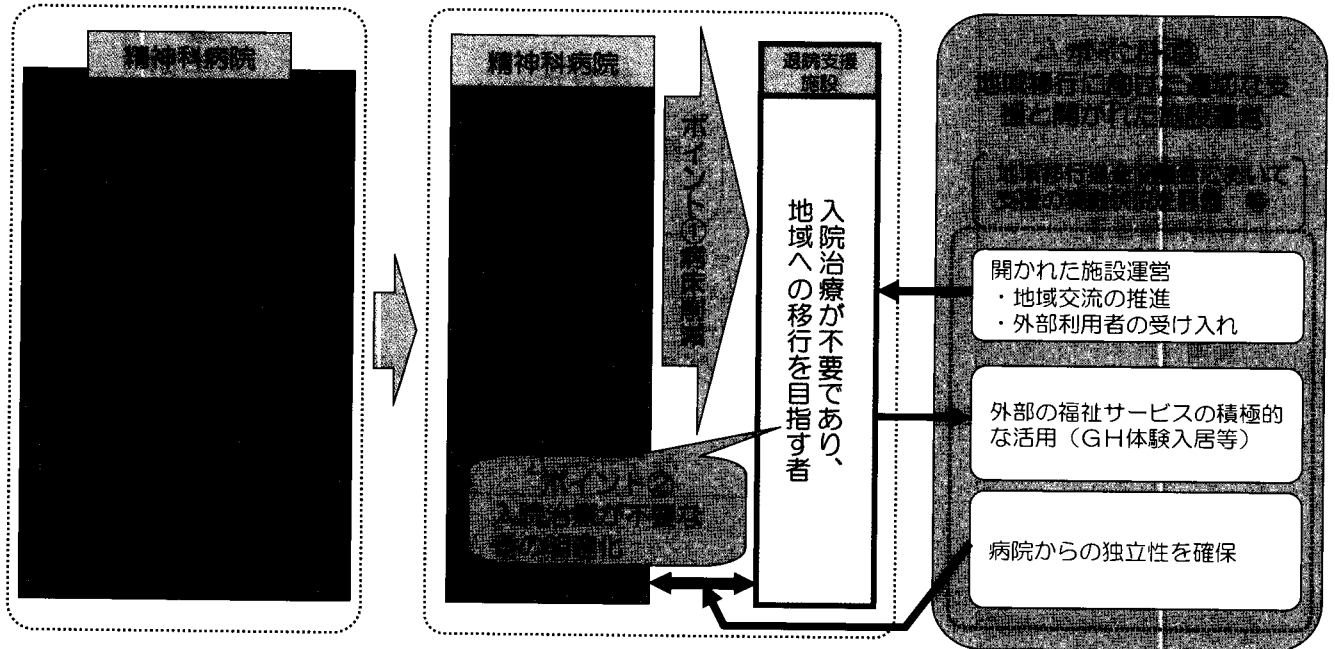
社会復帰施設の新体系(個別給付サービス)への移行について



精神障害者退院支援施設について

【ポイント】

- ① 精神病床の削減（定員と同数の病床数を削減）
- ② 入院治療が不要な者の明確化
- ③ 地域移行に向けた適切な支援と開かれた施設運営



精神障害者退院支援施設の概要(案)

	精神障害者退院支援施設	
	病棟設備を転用する場合	外で設置する場合
法律位置付け	自立訓練(生活訓練)、就労移行支援の加算事項	
定員規模	20人以上60人以下	20人から30人程度
居室	○1室当たり4人以下 ○1人当たり床面積：6㎡以上	○原則として個室 ○1人当たり床面積：8㎡以上
設備	食堂、浴室、洗面設備、便所等	
人員配置	【生活訓練の場合】 ○生活支援員 6:1以上 【就労移行支援の場合】 ○職業指導員・生活支援員 6:1以上 ○就労支援員 15:1以上 【共通事項】 ○サービス管理責任者 1人 ○夜間の生活支援員 1人以上	
報酬基準 (日単位)	<定員40人以下の場合> ○生活訓練 : 639単位 → 1月(22日)分 : 14,058単位 ○就労移行支援 : 736単位 → 1月(22日)分 : 16,192単位 ○精神障害者退院支援施設加算 <宿直体制> 115単位 → 1月(30日)分 : 3,450単位 <夜勤体制> 180単位 → 1月(30日)分 : 5,400単位	
備考	○2年乃至3年の標準利用期間(日中の自立訓練、就労移行支援に夜間が付属) ○精神病棟転換によって設置(病棟設備の転用又は病棟建物外での設置)	

地域生活支援事業と精神障害者支援

- 地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい各般の事業について、地域生活支援事業として法定化。国は、予算の範囲内において、市町村及び都道府県の実施する地域生活支援事業の実施に要する費用の2分の1以内(都道府県は市町村に4分の1以内)を補助。
- 精神障害者のニーズを踏まえ、居住サポート事業や退院促進支援事業を市町村、都道府県の事業として位置づけ。

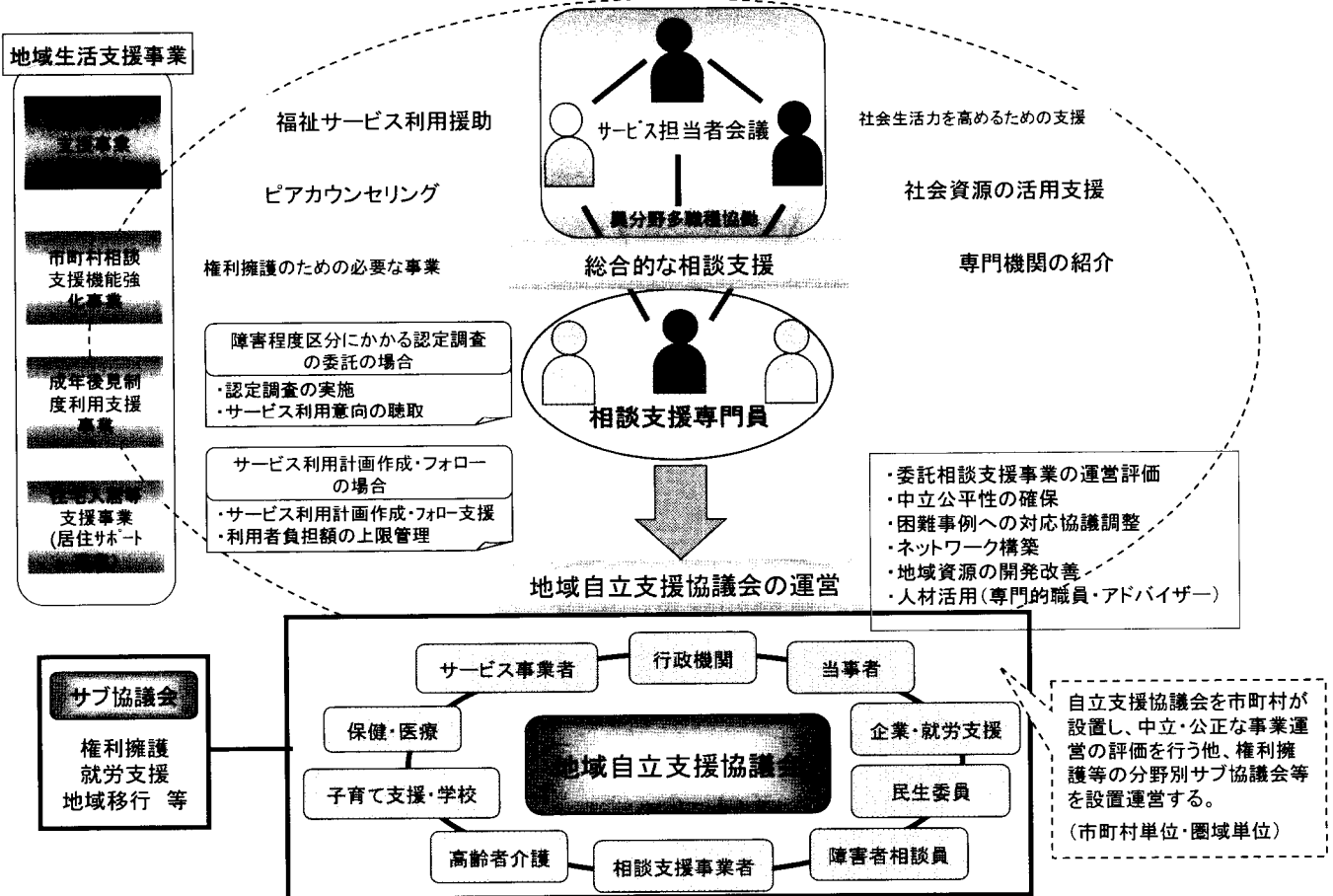
市町村事業の例

- 障害者相談支援事業〈地方交付税〉
地域の障害者等の福祉に関する相談に応じて、必要な情報の提供や助言などを行う。
- 市町村相談支援機能強化事業〈国庫補助〉
相談支援事業の機能強化のため、保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門的職員を配置する。
- 成年後見制度利用支援事業〈国庫補助〉
知的障害者、精神障害者のうち判断能力が不十分な者について、成年後見制度の利用を支援する。
- 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)〈国庫補助〉
賃貸住宅への入所を希望しているが保証人不在等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援や、家主等への相談・助言等を行う。
- 地域活動支援センター事業〈国庫補助〉
障害者等に対し、通所で、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを、地域の実情に応じて実施。

都道府県事業の例

- 精神障害者退院促進支援事業〈国庫補助〉
受入条件が整えば退院可能である精神障害者に対し、退院に向けた支援を行う。

障害者相談支援事業のイメージ



市町村相談支援機能強化事業

【目的】

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能を強化することを目的とする。

【事業内容】

- (ア) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応
- (イ) 地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

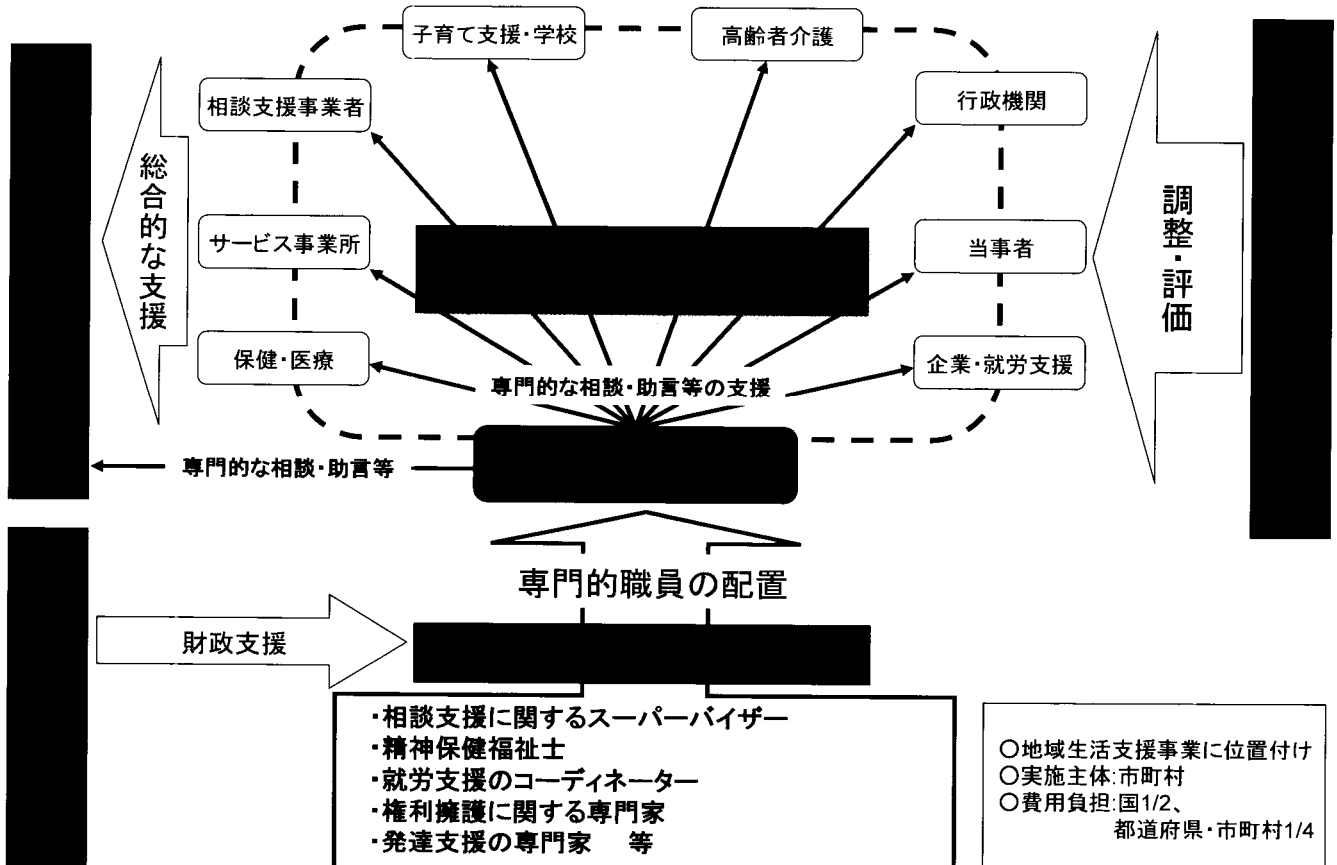
【専門的職員】

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

【留意事項】

- (ア) 地域自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること
- (イ) 地域自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。
- (ウ) 都道府県自立支援協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

市町村相談支援機能強化事業



成年後見制度利用支援事業

【目的】

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

【事業内容】

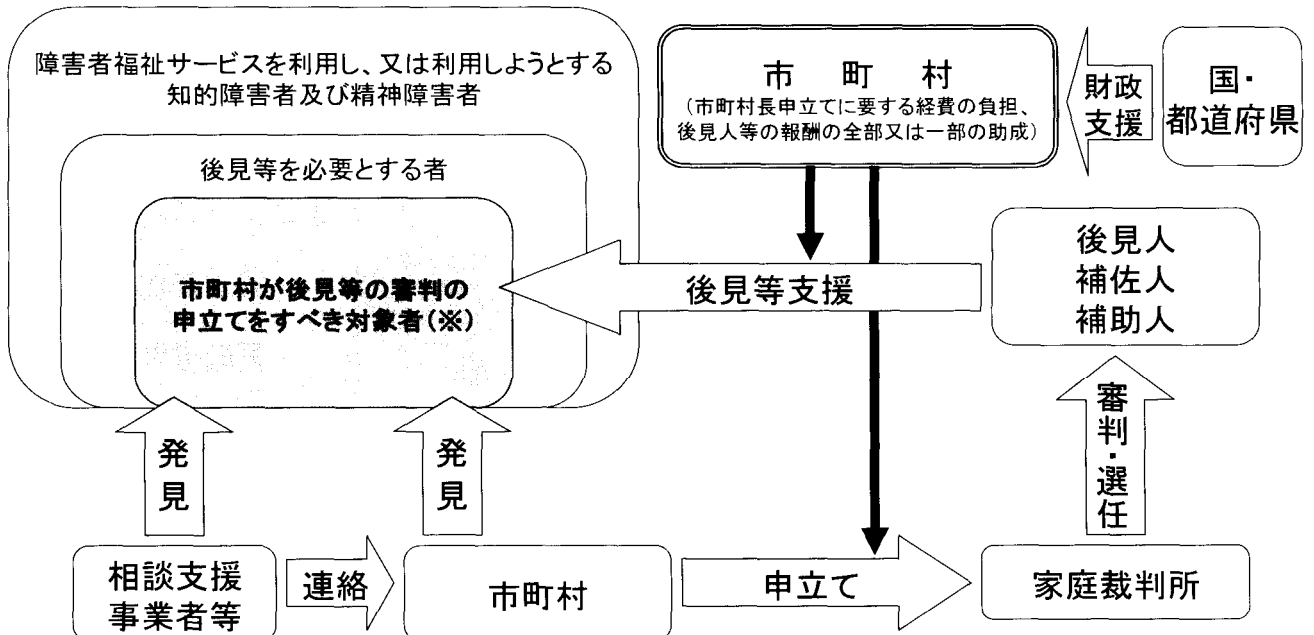
成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

【対象者】

次のいずれにも該当する者

- (ア) 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者
- (イ) 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者
- (ウ) 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

成年後見制度利用支援事業



※市町村が後見等の審判の申立てをすべき対象者(次のいずれにも該当する者)
 ・身寄りのない(原則、2親等以内の親族がいない)重度の知的障害者及び精神障害者
 ・所得状況等を勘案し、申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

○地域生活支援事業に位置付け
 ○実施主体:市町村
 ○費用負担:国1/2、
 都道府県・市町村1/4

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

【概要】

賃貸契約による一般住宅（※）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

※「一般住宅」とは、公営住宅及び民間の賃貸住宅（アパート、マンション、一戸建て）のことをいう。

【実施主体】

市町村（共同実施も可能）
（指定相談支援事業者へ委託することができる。）

【対象となる障害者】

知的障害者又は精神障害者（住居の確保により退院・退所できることとなる者を含む）であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

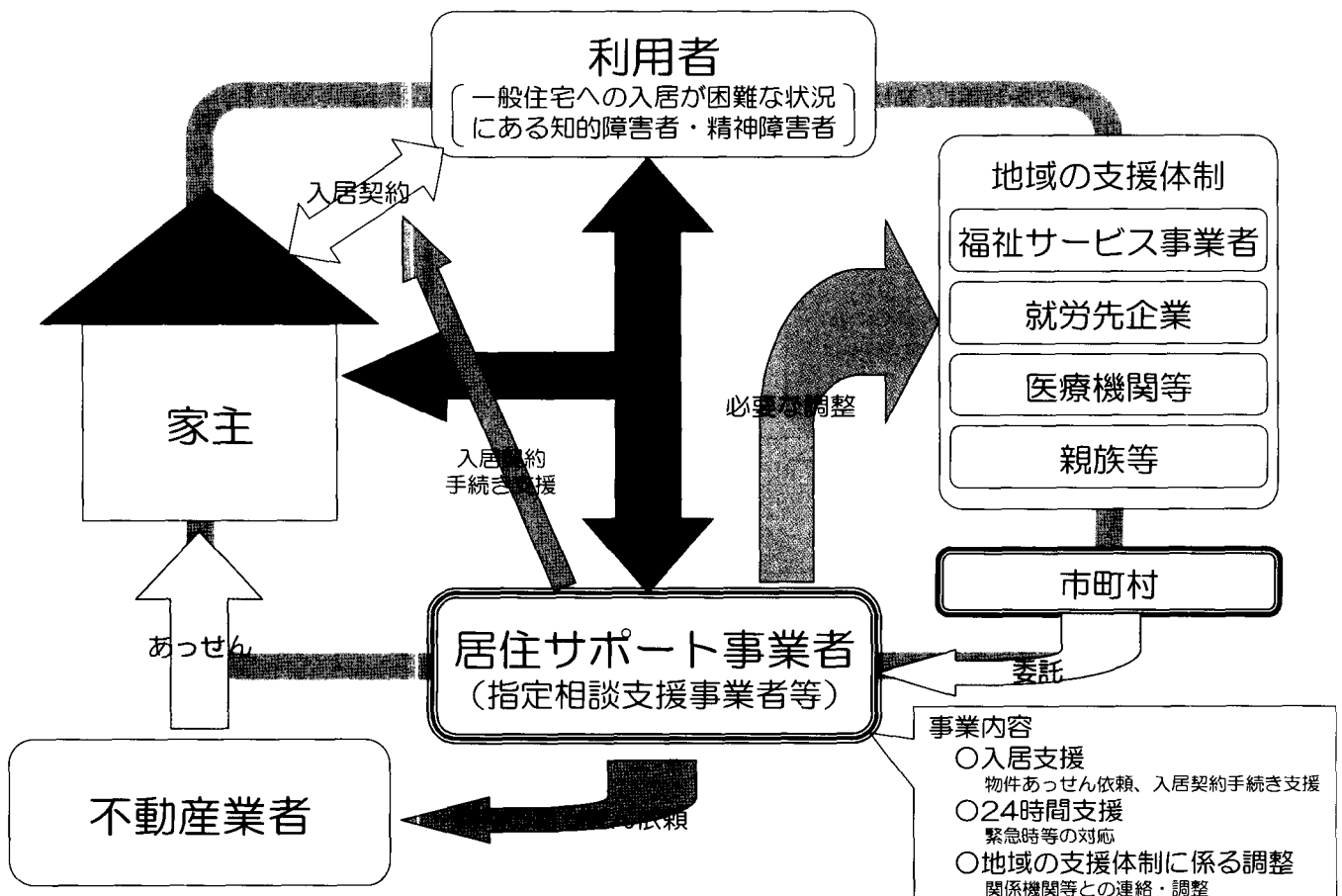
ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

【事業の具体的内容】

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、不動産業者に対する一般住宅のあっせん依頼、障害者と家主等との入居契約手続きにかかる支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行う。

- (1) 入居支援（不動産業者に対する物件あっせん依頼及び家主等との入居契約手続き支援）
※地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じその利用支援を行う。
- (2) 24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等、必要な支援を行う。）
- (3) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整
利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）（イメージ図）



地域活動支援センターの要件について（例）

地域活動支援センターは、地域生活支援事業として位置づけられたものであり、実際の委託や助成の内容については、市町村が地域の実情に応じて設定。

I 型 (国庫補助加算標準額600万円) ○実利用人員概ね20人以上 ○職員3名(うち1名非常勤可) ※ 交付税による自治体補助事業と一体的に運営	II 型 (国庫補助加算標準額300万円) ○実利用人員概ね15人以上 ○職員3名(うち2名非常勤可) ※ 交付税による自治体補助事業と一体的に運営	III 型 (国庫補助加算標準額150万円) ○実利用人員概ね10人以上(※) ○小規模作業所としての運営実績概ね5年以上 ○職員2名(うち1名非常勤可) ※ 交付税による自治体補助事業と一体的に運営
---	--	---

+

※18年度に限り、経過措置として5人以上も可

地方交付税による自治体補助事業（基礎的事業分）

- 補助額 600万円
（平成17年4月障害福祉課調査による自治体補助の実績平均額）
- 利用定員等の規定無し
- 職員2人以上(非常勤可)

国庫補助のない小規模作業所に対する自治体補助事業

精神障害者退院促進支援事業の概要について

【概要】

精神病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能である者に対し、円滑な地域移行を図るための支援を行う。

【事業の具体的内容】

対象者の個別支援等に当たる自立支援員を指定相談支援事業者等に配置し、精神病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ退院に向けての支援を行い、精神障害者の円滑な地域移行の促進を図る。

（主な支援内容）

- ・精神病院内における利用対象者に対する退院への啓発活動。
- ・退院に向けた個別の支援計画の作成。
- ・院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）にかかる同行支援等
- ・対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- ・退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

【自立支援員の要件】

精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者

【留意事項】

（関係機関への周知）

管内市町村、精神病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対して広く周知し、本事業の実施に係る対象者の申請、協力施設の拡充及び支援体制の充実等、事業の円滑な実施を図ること。

（対象者の選定等）

実施主体、市町村、精神病院医師、福祉サービス事業者等で構成する協議会等を設置し、客観的な視点に立って対象者の選定を行うこと。

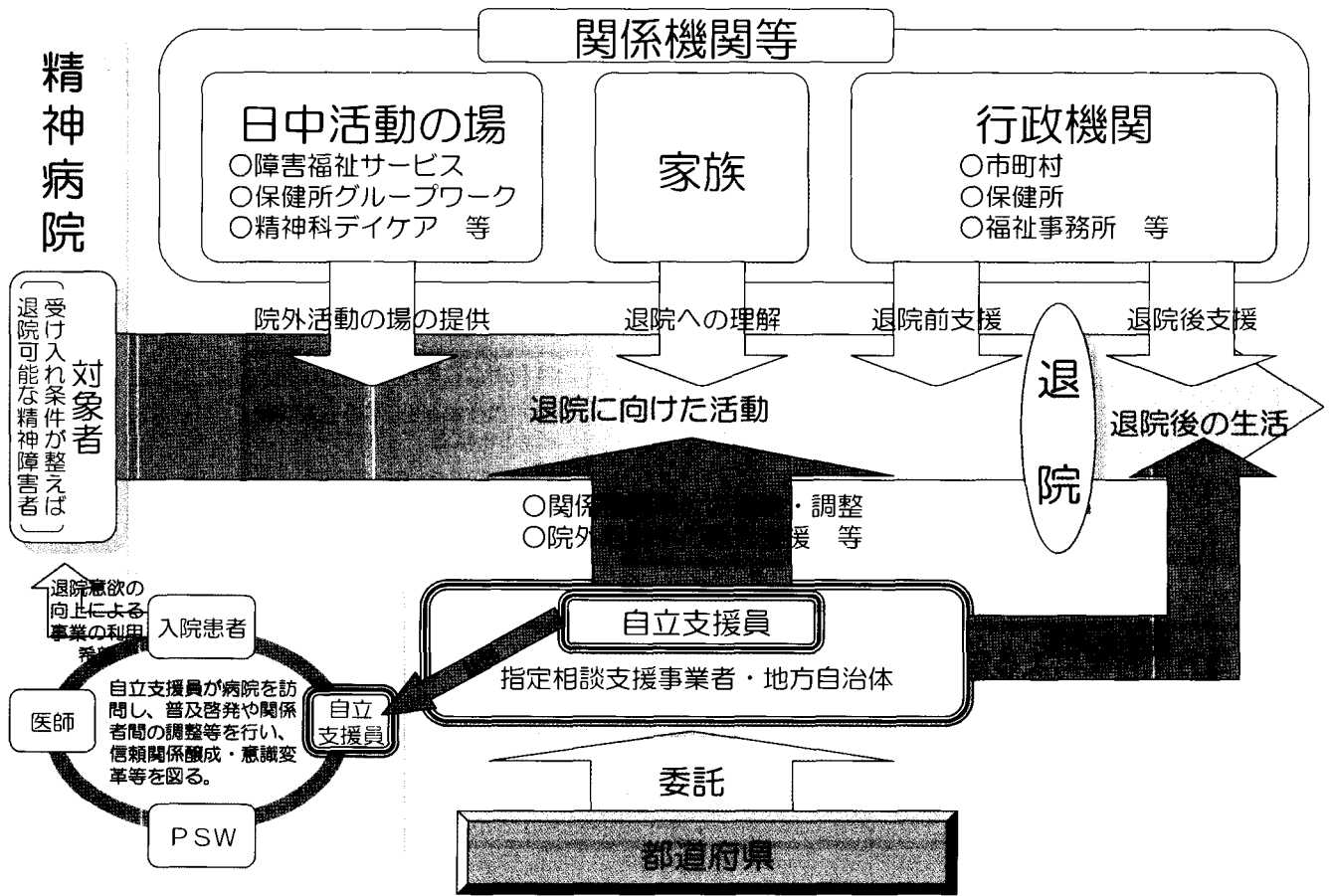
（関係機関との連携）

対象者の円滑な地域移行を図る観点から、相談支援事業者、その他福祉サービス提供者、保健医療サービス事業者等と連携を図ること。

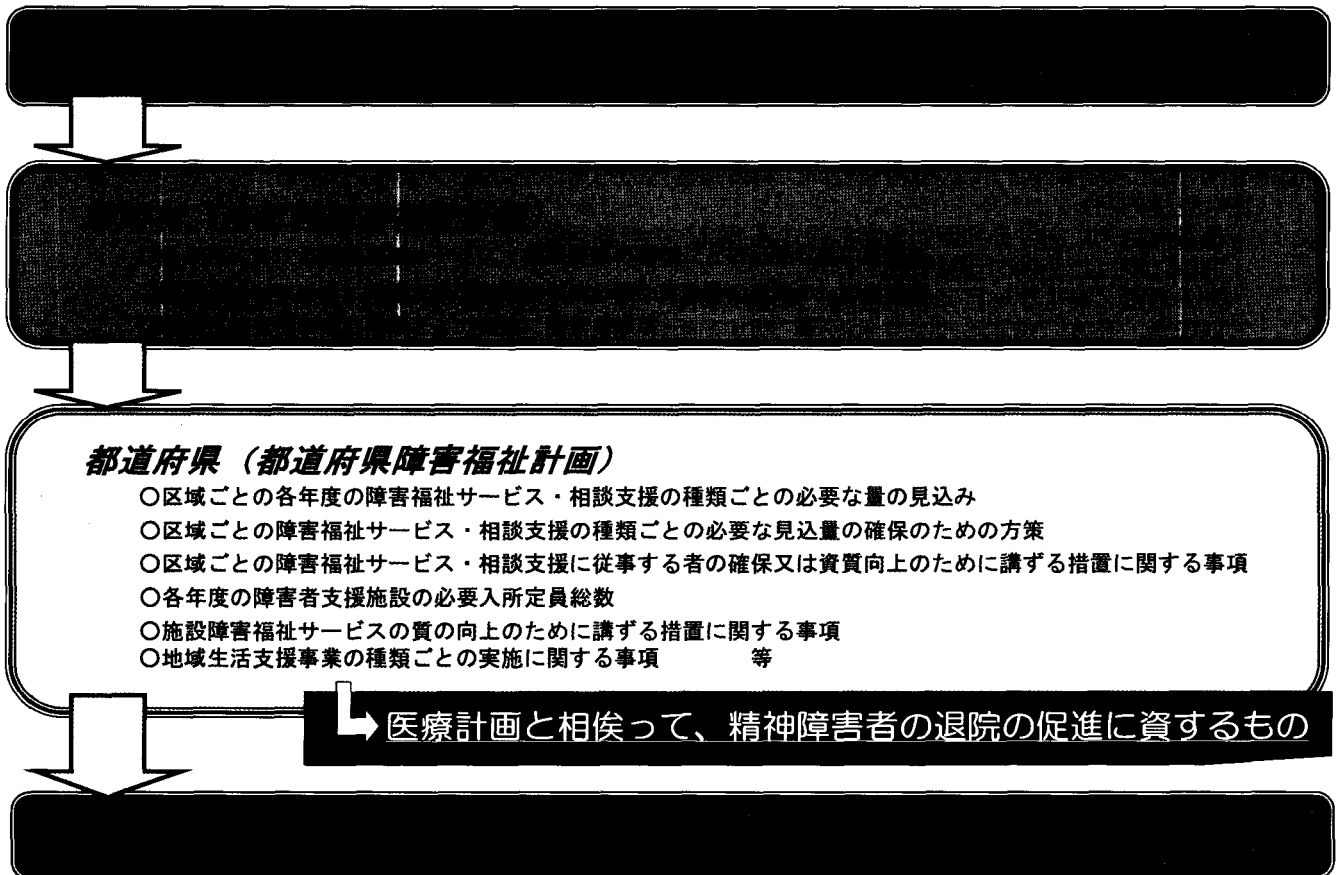
（事業の評価）

地域における支援体制等に関する課題が明らかになった場合には、地域自立支援協議会に報告するなど、課題解消に向けた方策を検討するよう努めること。

精神障害者退院促進支援事業（イメージ図）

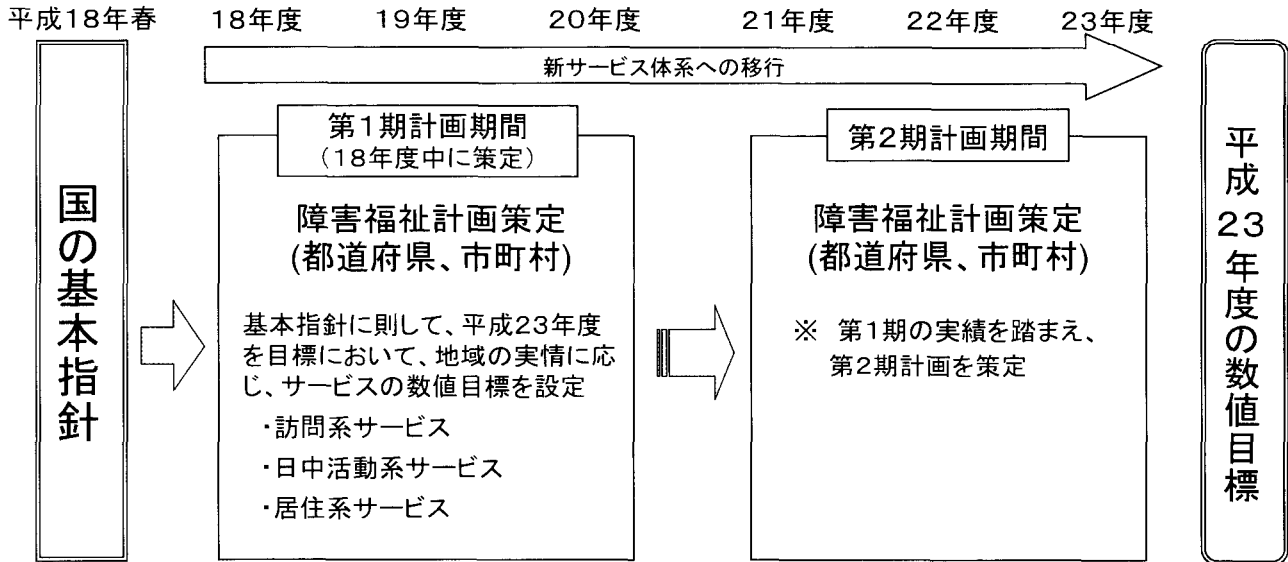


障害関係サービスの計画的整備



障害福祉計画の「基本指針」について

- 「基本指針」は、下記の事項を内容とするものであるが、具体的には、障害福祉計画作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組みなど、定めるものとする
 - ・障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本事項
 - ・市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - ・その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 市町村及び都道府県は、「基本指針」を踏まえ、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら数値目標を設定し、平成18年度中に平成20年度までを第1期とする障害福祉計画を策定するものとする



地方障害福祉計画における障害福祉サービス見込量の算定のポイント

ポイント1

＜2月9日 社会保障審議会障害者部会資料より抜粋＞

- 訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスのそれぞれについて、現在の利用者数を基礎としつつ、障害者のニーズ、近年の利用者の伸び、今後新たに利用が見込まれる精神障害者や小規模作業所利用者の移行などを見込んだ上で、必要なサービス量を具体的に見込むものとする。

ポイント2

- 特に、地域生活や一般就労への移行を進める観点から、下記の数値目標を設定するとともに、この目標を達成するために必要なサービス見込量の設定を行う。
 - 1 平成23年度末までに、現在の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざす
 - ⇒ これにあわせて、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する
 - 2 平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という。平成14年患者調査で約7万人)の解消をめざす
 - ⇒ これにあわせて、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める
 - 3 平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることをめざす
 - ⇒ これにあわせて、福祉サイドにおける就労支援を強化する観点から、就労継続支援利用者のうち、3割は雇用型をめざす

ポイント3

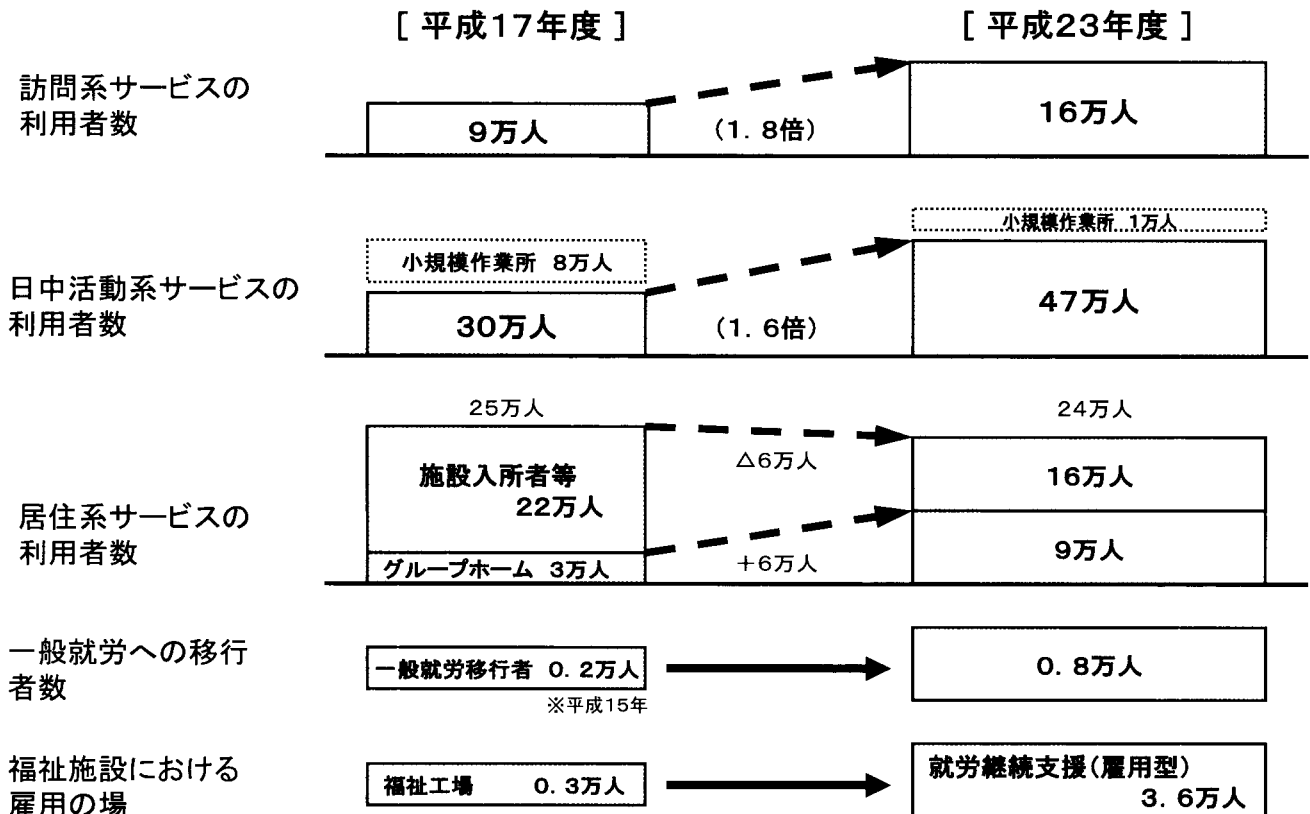
- 地域生活支援事業についても、地域の実情に応じ、数値目標を設定し、その事業量の確保のための措置を明記するものとする。

サービス利用者の将来見通し

推計結果のポイント

- 新制度の障害福祉サービスについて、以下の3つに区分して推計
 - ・訪問系サービス(ホームヘルプサービス)
 - ・日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等)
 - ・居住系サービス(施設入所、グループホーム・ケアホーム)
- 訪問系サービスについては、近年の動向を踏まえ、現在、利用率が低い地域を中心に利用者が増え、平成23年度には現在の1.8倍(約16万人)に増加
- 日中活動系サービスについては、旧体系サービスから新体系サービスへの段階的移行を見込むとともに、小規模作業所利用者の法定サービスへの移行や精神入院患者の退院促進により、平成23年度には利用者が現在の1.6倍(約47万人)に増加
- 居住系サービスについては、地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の実施に伴う入所施設定員数の減少とグループホーム等への転換、一般住宅等への移行を進めることにより、平成23年度には、グループホーム・ケアホームの入居者が現在の3倍(約9万人)に増加。結果として、施設入所者及び退院可能な精神入院患者のうち約6万人が地域生活に移行する見通し
- 障害者の就労については、就労移行支援事業等の推進により、平成23年度には、福祉施設から一般就労への毎年度の移行者が現在の4倍(約0.8万人)に、福祉施設における就労の場が現在の10倍(約3.6万人)に増加

推計結果の概要



障害福祉計画策定と精神障害者支援に係る主な視点

○個別給付サービスの見込みへの精神障害関連サービスの反映

介護給付、訓練等給付に係るサービスの見込みに当たっては、以下のような観点を踏まえつつ、精神障害者に係る必要量を反映したものとすることが必要。

- ・ 従来の制度下における精神障害者のサービス利用の伸び
 - ・ 受入条件が整えば退院可能な精神障害者（約7万人）の解消に向けて、通常の伸びに加え特に必要と見込まれるサービス利用の伸び
 - ・ 精神障害者社会復帰施設から新サービス体系への移行促進 など
- ※ 介護給付、訓練等給付の実施主体は、原則として入院・入所前に居住していた市町村。

○地域生活支援事業の活用による精神障害者支援

介護給付、訓練等給付に係るサービス以外にも、地域生活支援事業による支援を検討し、取組方針を計画に記載することが必要。

- 〈市町村〉居住サポート事業、成年後見制度利用支援事業、地域活動支援センター事業による支援 など
- 〈都道府県〉精神障害者退院促進支援事業による退院支援、就業・生活支援センター事業による支援 など

○精神障害者に係る相談支援体制の構築

障害者に係る一般的な相談支援は、障害種別を超えて横断的に市町村に一元化されることから、精神障害者に係る相談支援体制について、必要に応じて広域での共同実施等を視野に入れつつ整備することが必要。

- ・ 精神障害者に係るケアマネジメント体制
- ・ 医療と福祉の連携による退院時・後の支援など、関係機関・関係者の連携強化
- ・ 人材育成、広域調整など、都道府県による専門的、技術的支援 など

○精神障害に関する正しい理解の促進

障害種別を超えて福祉サービスの提供制度が一元化されることを踏まえ、他の障害と併せ、知識の普及啓発や交流等を通じて、精神障害に関する正しい理解の促進に資するための取組が重要。

障害福祉計画において、精神障害者に係るサービスの必要量とその確保方策、相談支援や居住支援など、精神障害者の退院後の地域生活・社会復帰を支える地域体制づくりを推進

新しい仕組みと精神障害福祉への期待

○ 精神障害福祉サービスの普遍化

身体障害、知的障害と並んで、市町村で一元的に提供。未実施地域でのスタートなど、精神障害福祉がキャッチアップするチャンス。

○ 退院患者の受け入れ体制の整備

障害福祉計画によって、精神障害者の地域生活、社会復帰のためのサービス基盤を計画的に整備。また、在宅精神障害者も含め、地域のニーズとしての気づきの機会。

○ 福祉サービス財源の安定化

従来は、社会復帰施設、精神障害在宅サービスとも裁量的経費。新制度では、国、都道府県の財政負担義務を強化。

○ 医療と福祉の連携強化

相談支援事業の実施、多様な主体による事業参入等を通じ、精神障害者の特性に応じて、医療と福祉が連携しつつ支援を展開。

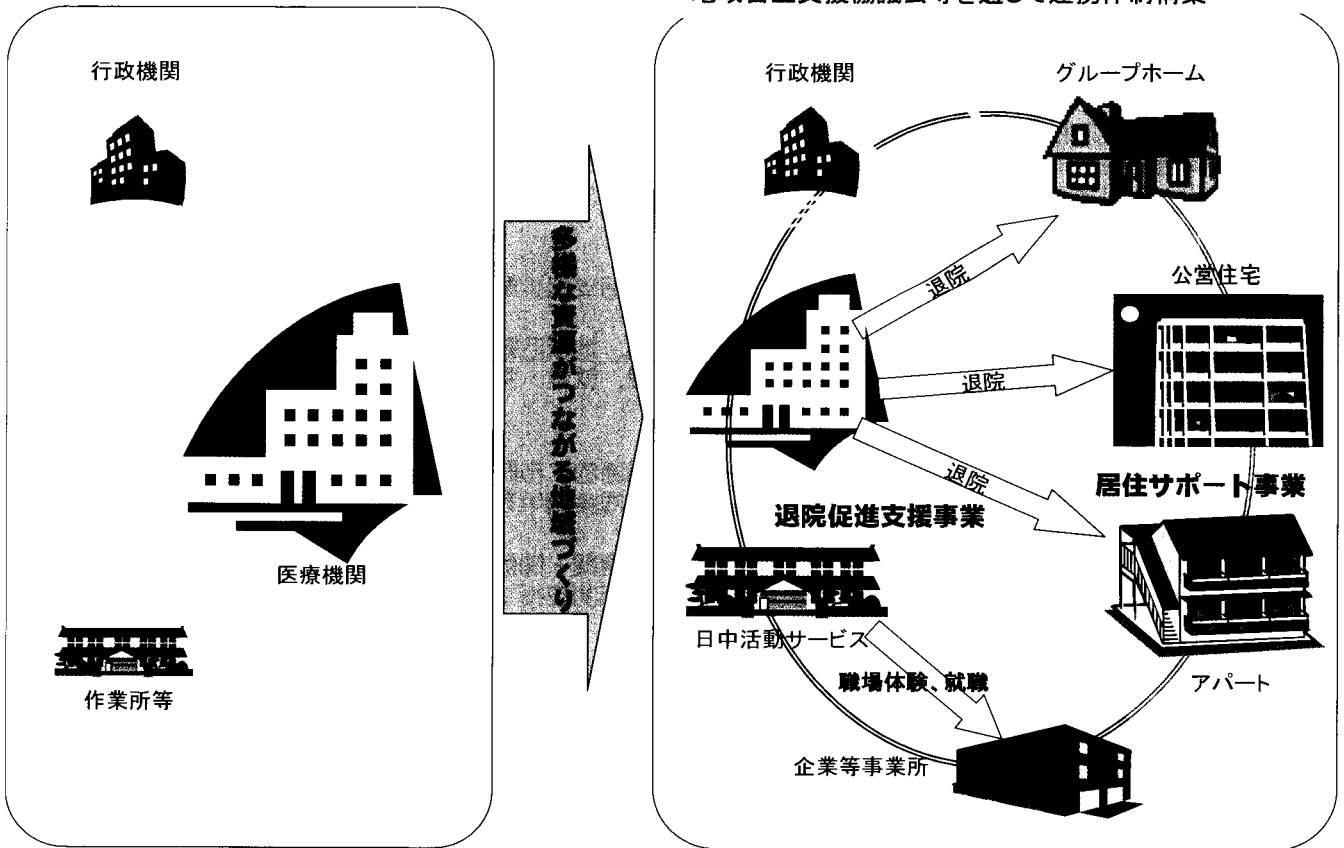
○ 仕組みは共通、支援は個別

目的に応じたサービス体系の再編、空き店舗等の活用を可能とする規制見直し、複数種類のサービス組合せ(多機能型)など、精神障害者のニーズに応じたサービス提供体制づくりと、相談支援、個別支援計画等を通じて個々のニーズに応じた支援。 等々

精神障害者の地域生活、社会復帰の推進

「医療だけが資源」の地域から「医療も資源」の地域づくり

地域自立支援協議会等を通じて連携体制構築



平成18年12月26日障害保健福祉関係
主管課長会議資料8(1月4日修正版)

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について

(精神障害者の地域生活支援関連事業抜粋)

※ 本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである。

目 次

1. 事業者に対する激変緩和措置	
① 事業運営円滑化事業	2
② 通所サービス利用促進事業	10
2. 新法への移行等のための緊急的な経過措置	
(1) 新法に移行するまでの経過的な支援	
③ 小規模作業所緊急支援事業	12
④ デイサービス事業等緊急移行支援事業	14
(2) 新法への移行のための支援	
⑤ 障害者自立支援基盤整備事業	16
⑥ 移行等支援事業	18
⑦ 地域移行・就労支援推進強化事業	19
(3) 制度改正に伴う緊急的な支援	
⑧ 相談支援体制整備特別支援事業	27
⑨ 障害児を育てる地域の支援体制整備事業	29
⑩ 障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業	30
⑪ 就労意欲促進事業	31
⑫ その他法施行に伴い緊急に必要な事業	32

1 事業者に対する激変緩和措置

② 通所サービス利用促進事業

1 事業の目的

今般の制度改正の激変緩和措置の一環として、新体系の日中活動サービス事業所及び旧体系の通所施設における送迎サービスの実施を促進し、利用者がサービスを利用しやすくするとともに、送迎サービスの利用に係る利用者負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

次のいずれかに該当する事業所が、当該事業所において行われる通所サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合（外部の事業者へ送迎を委託する場合も含む。）であって、申請時における直近1月間の送迎の実績が週3回（1回の送迎の利用者が一定程度以上である場合に限る。）以上であるものにつき、当該送迎に要する費用を助成する。

① 通所による生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（障害者支援施設が行う場合も含む。）

② 旧身体障害者通所授産施設、旧知的障害者通所更生施設、旧知的障害者通所授産施設又は各入所施設の通所部

(3) 補助単価 1事業所あたり3,000千円以内

3 補助割合 1/2

4 実施年度 19年度～20年度

5 その他

利用者負担については、徴収は不可とする（ただし、生活介護を除き、燃料費に係る実費相当額については、徴収可）。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 居住支援係

2 新法への移行等のための緊急的な経過措置

(1) 新法に移行するまでの経過的な支援

③ 小規模作業所緊急支援事業

1 事業の目的

個別給付（生活介護、就労継続支援等）や地域活動支援センターなど新たなサービスへの移行が直ちにできない小規模作業所が、新たなサービスへ円滑に移行できるよう、経過的な措置として定額を助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（障害者団体への補助）

(2) 事業の内容

新たなサービスへの移行に向けて調整段階にあり、直ちに新たなサービスへの移行が困難である小規模作業所について、以下の要件を満たす場合に補助対象とする。

① 利用定員が概ね5名以上であり、原則として週4日以上利用できる小規模作業所

② 地域活動支援センター又は個別給付への移行計画（実利用人員の増加など地域活動支援センター等の要件を満たすための移行計画）を作成した小規模作業所

(3) 補助単価 1作業所あたり1,100千円以内

3 補助割合 定額（10/10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 その他

事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

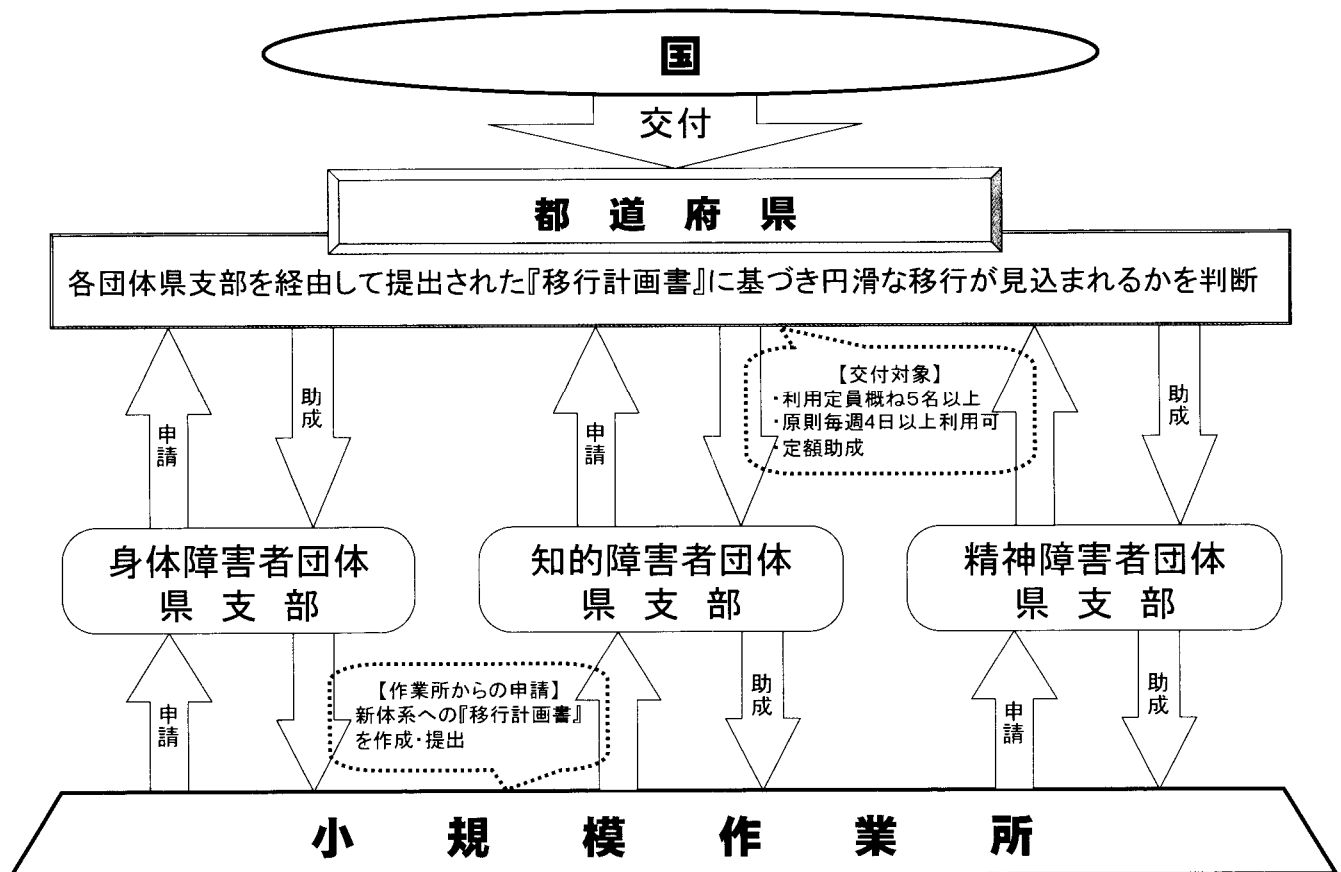
(1) 従来、民間団体を通じて国庫補助を行っていた小規模作業所に対する経過的な措置であることから、小規模作業所に精通した障害者団体を通じて協議・申請をさせる等の方法により実施すること。

(2) 新たなサービスへの移行時期は、平成20年度末までとすること。

(3) 移行計画の記入様式は、都道府県において任意に定めるものとすること。

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援事業係

交付の仕組み（小規模作業所緊急移行支援事業）



④ デイサービス事業等緊急移行支援事業

1 事業の目的

新たなサービスへの移行が直ちにできないデイサービス事業及び精神障害者地域生活支援センター等が、新たなサービスへ円滑に移行できるよう、経過的な措置として運営費を助成する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 内容

新たなサービスへの移行に向けて調整段階であり、直ちに新たなサービスへの移行が困難であるデイサービス事業所等が地域活動支援センター又は個別給付への移行計画（実利用人員の増加など地域活動支援センター等の要件を満たすための移行計画）を作成した場合に必要な運営費及び体制整備（補助員雇上費、備品等更新費、改修費等）に係る経費を助成する。

(3) 補助単価 デイサービス緊急移行支援事業 1事業所あたり1,500千円以内
精神障害者地域生活支援センター緊急移行支援事業 1事業所あたり3,000千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 19年度～20年度

5 その他

(1) 新たなサービスへの移行時期は、平成20年度末までとすること。

(2) 移行計画の記入様式は、都道府県において任意に定めるものとする。

旧事業体系	地域生活支援事業	緊急移行支援事業	想定される事業
身体障害者デイサービス事業 知的障害者デイサービス事業	経過的デイサービス事業	デイサービス緊急移行支援事業	地域活動支援センター、生活介護、自立訓練
精神障害者地域生活支援センター	経過的精神障害者地域生活支援センター事業	精神障害者地域生活支援センター緊急移行支援事業	地域活動支援センター、生活介護、相談支援事業

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援事業係

2 新法への移行等のための緊急的な経過措置

(2) 新法への移行のための支援

⑤ 障害者自立支援基盤整備事業

1 事業の目的

既存施設等が新体系に移行する場合等に必要となる、施設の改修等の経費に対し助成を行うことにより、新体系におけるサービスの基盤整備を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

事業の具体例としては、以下のとおりである。なお、既存の補助制度で対象としている事業については対象外とする。

【 改 修 】

- ① 小規模作業所を新体系の設備基準に適合させるための改修工事
- ② ケアホーム等を実施するアパート等のバリアフリー化等に必要改修工事
- ③ 居宅介護事業及び相談支援事業を行うために必要な既存建物の改修工事
- ④ その他基盤整備対策に資する改修工事

【 増 築 】

- ① 生産事業等のための作業スペースの設置
- ② 新体系事業を行うにあたって必要となる厨房等の拡張工事
- ③ その他基盤整備対策に資する増築工事

(3) 補助単価 1施設あたり20,000千円以内

(ただし、【改修】の②は、2,000千円以内、改修の③は5,000千円以内)

3 補助割合 定額 (10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉財政係 (施設整備担当)

⑥ 移行等支援事業

1 事業の目的

新たなサービスへ移行できていない小規模作業所、デイサービス事業、精神障害者地域生活支援センター、その他旧体系サービス事業者（以下、「小規模作業所等」という。）が、個別給付や地域活動支援センターなど新たなサービスへ円滑に移行できるようにするための事業を実施する。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県（社会福祉法人等への委託可）

(2) 内容

① 移行推進コンサルタント派遣事業

小規模作業所等にコンサルタントを派遣し、移行のための体制づくり、事業内容の充実等、新体系に円滑に移行できるよう支援する。

② 移行推進研修会開催事業

複数の小規模作業所等の経営者等に対して、経理事務（財務、会計の処理等）、法人格の取得のための支援などを図るための研修会を継続的に実施する。

(3) 補助単価 1都道府県あたり16,000千円

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 その他

新たなサービスへの移行計画を作成した小規模作業所等を優先して実施すること。
また、地域活動支援センターについても、より安定した事業運営が図られるよう、積極的に個別給付への移行を促進すること。

6 事業担当課室・係 地域生活支援室 地域生活支援事業係

⑦ 地域移行・就労支援推進強化事業

1 事業の目的

新たなサービスへの円滑な移行に向けて、関連する各施策を強化するための各種の事業を、緊急的かつ集中的に実施することにより、地域への移行、就労支援等をより一層推進することを目的とする。

2 事業の内容

地域移行、退院促進及び就労支援等のための関係機関のネットワーク強化、グループホーム等の借り上げのための初度経費の助成、就労支援のための実習受入先の開拓や重度訪問介護に関する基盤整備等を行う。

(1) 精神障害者退院促進強化事業（⑦別紙1のとおり）

(2) グループホーム・ケアホーム整備推進事業（⑦別紙2のとおり）

(3) 就労支援事業移行初期支援強化事業（⑦別紙3のとおり）

(4) 在宅重度障害者地域生活支援基盤整備事業（⑦別紙4のとおり）

⑦ (別紙 1) 精神障害者退院促進強化事業

1 事業の目的

いわゆる社会的入院者の退院促進を図ることは急務であり、従来より退院促進支援事業を実施してきたところであるが、こうした取り組みを各都道府県が全域的に展開していくためには、退院促進に関する知識・技術を有した者を一定程度確保することが非常に重要である。

このため、地域において指導的役割を果たす退院促進に関する専門家を養成するとともに、地域における受入基盤の拡充を図ることにより、退院促進支援事業の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 退院支援に関する専門家の養成研修

【対象者】都道府県職員等

【研修内容】長期入院者への支援に必要な知識・技術の習得、退院促進先進地区における実習 等

② 退院支援に関する理解促進のための基礎研修

【対象者】市町村職員、地域住民等

【研修内容】精神障害者の特性の理解、元社会的入院者の体験談、病院見学 等

(3) 補助単価 研修企画：1 都道府県あたり 610 千円以内

研修実施：1 障害福祉圏域あたり 2,000 千円以内

3 補助割合 定額 (10 / 10)

4 実施年度 18 年度～20 年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 通所サービス係

⑦ (別紙 2) グループホーム・ケアホーム整備推進事業

1 事業の目的

アパートや一般住宅等を借り上げてグループホーム・ケアホームを実施するに当たり、借上に伴う初度経費(敷金・礼金)の負担を軽減し、障害者が地域で暮らせるように支援することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

グループホーム等を実施するに当たり、アパート等の借り上げに伴い、初度に係る敷金・礼金に対し助成を行う。

(3) 補助単価 入居者 1 人あたり 133 千円以内

3 補助割合 定額 (10 / 10)

4 実施年度 18 年度～20 年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 居住支援係

⑦ (別紙 3) 就労支援事業移行初期支援強化事業

【障害者職場実習設備等整備事業】

1 事業の目的

職場実習は、事業所内での作業等以外の作業体験が可能であり、就労支援利用者等が、作業能率の向上や、現場感覚を習得できるなど、一般就労への移行に有効なものである。

このため、就労移行支援、就労継続支援事業者等から職場実習を受け入れる企業が、受入のために企業内の設備の更新等を実施した場合にその費用を助成することとし、もって職場実習の受入先の確保を促進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 実施方法

職場実習を受け入れる予定の企業は、①実習内容、②これまでの実習の実績、③職場実習派遣元事業所（施設）名、④職場実習年間受入予定（可能）人数、及び⑤当該受入に際し必要な備品等の購入に要する額等を都道府県に対し申請し、都道府県はこれらの内容を審査した上で助成する。

なお、本事業費により職場実習環境を構築した企業は、都道府県が「職場実習受入企業」として広く公表し積極的な受入を促すこと等により、今後効果的かつ継続的な職場実習を図ることとする。

② 対象企業

就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）事業、授産施設（3障害、通所・入所・小規模）から職場実習を継続的に受け入れる民間企業

(3) 補助単価 1企業あたり5,000千円以内

3 補助割合 定額（10/10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

【就労支援ネットワーク構築事業】

1 事業の目的

障害者の就労支援を効果的に推進するためには、就労移行支援事業、就労継続支援事業の移行促進のみならず、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター及び養護学校等地域の社会資源と就労支援ネットワークを構築し、各機関が連携し、情報の共有化を図りながら適切な支援を実施することが重要である。

このため、障害保健福祉圏域等の地域における就労支援ネットワークの構築に必要な、情報の共有化を図るためのホームページの開設や各種研修会の開催等に要する費用を助成することとし、もって、地域における就労支援ネットワークの構築の促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

都道府県内の各障害保健福祉圏域における就労支援ネットワークの構築のために開催した会議、情報共有化を目的としたホームページの構築、研修会等に要する費用を助成する。

なお、これらの事業を各ネットワーク内の幹事業者に委託することも可能。

(3) 補助単価 1障害福祉圏域あたり1,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 就労支援係

2 新法への移行等のための緊急的な経過措置

(3) 制度改正に伴う緊急的な支援

⑧ 相談支援体制整備特別支援事業

1 事業の目的

障害者が地域で安心して生活するためには、地域自立支援協議会をはじめとする相談支援体制の構築が重要であり、本事業によりその体制整備や充実強化を促進し、早急に地域における相談支援体制を整備・確立することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

① 特別アドバイザー派遣事業

- 先進地のスーパーバイザーや学識経験者等2～3名を特別アドバイザーとして招聘し、チームで都道府県内の相談支援体制の整備や充実強化に向けて、評価、指導等を実施する。
 - 特別アドバイザーは、毎月1回程度（集中的に何日間か実施することも可）都道府県を訪問し、都道府県の担当職員及び当該県のアドバイザーと十分連携しながら、以下の事業を行う。
 - ・ 都道府県自立支援協議会の設立・充実強化の支援
 - ・ 県内を巡回するなどして、市町村（圏域）ごとの相談支援体制や地域自立支援協議会の立ち上げ・運営等についての具体的な丁寧な支援
- (例) 小規模市町村が圏域単位で相談支援体制を共同で実施する場合のアドバイス
地域自立支援協議会に参加して、会議の持ち方や運営方法等について具体的にアドバイス等
- ・ 県内の相談支援関係者を対象とした連絡会議・研修会の開催による人材育成支援

② 相談支援事業立ち上げ支援事業

相談支援事業（市町村が社会福祉法人等に委託して実施する場合を含む。）立ち上げ等に当たり、必要な設備整備等について支援する。

③ ピアサポート強化事業

市町村（市町村が相談支援事業者等に委託して実施する場合を含む。）が障害者を対象として、地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業（障害当事者が障害者の活動をサポートする形態とする。）を実施する場合に、必要な設備整備等について支援する。

例えば、パソコン教室（障害者と同数程度の同一障害の当事者がサポート）を開催し、障害者が仲間づくりや地域に関わる手段を身につけることにより障害者の地域生活のきっかけづくりのための支援を行うために必要な設備整備等。

- (3) 補助単価 (2) ①：1都道府県あたり2年間で14,000千円以内
(2) ②：1か所あたり1,000千円以内
(2) ③：1障害福祉圏域あたり1,950千円以内

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度～20年度

5 事業担当課・係 障害福祉課 相談支援係

⑪ 就労意欲促進事業

1 事業の目的

入所施設で工賃を得て働く者のうち一定の要件を満たすものに対し、これまでの食費負担等にも配慮した給付金を支給し、もって施設に入所する障害者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進することを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 実施主体 市町村
(2) 事業の内容

平成18年度において入所施設（指定障害者支援施設及び入所に係る特定旧法指定施設（旧知的障害者通所施設を除く。）をいう。）で生産活動に従事していた低所得者（所得区分が「低所得1」又は「低所得2」の者に限る。）に対し、更なる就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進する観点から、工賃額に応じた給付金を支給する。

- (3) 補助単価 平成18年12月26日付事務連絡「就労意欲促進事業の取扱いについて」に従って算定された額

3 補助割合 1／2

4 実施年度 18年度（又は19年度）

5 事業担当課室・係 障害福祉課 企画法令係

⑫ その他法施行に伴い緊急に必要な事業

1 事業の目的

これまでに掲げた事業のほか、障害者自立支援法の施行に伴い緊急に対応する必要がある事業を実施する。

2 事業の内容

- (1) 事業者コスト対策（⑫別紙1のとおり）
- (2) 進行性筋萎縮症者療養等給付事業受給者に対する激変緩和措置（⑫別紙2のとおり）
- (3) オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応トイレ設備緊急整備事業（⑫別紙3のとおり）
- (4) 視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業（⑫別紙4のとおり）

⑫（別紙1）事業者コスト対策

1 事業の目的

障害者自立支援法の施行時に伴い、制度の移行期に特有の事由から、会計処理システムの改修や報酬等請求事務処理のための関連経費の増加等により各事業者のコストが著しく増加していることから、事業者コストの一部を助成することにより、円滑な障害者自立支援法の施行と各事業者の新体系への移行を図ることを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 実施主体 都道府県
- (2) 事業の内容

障害者自立支援法の施行に伴う制度の移行期に特有の事由から、会計処理システムの改良費や報酬等請求のための関連経費など、通常では発生しないコストの増加分を助成する。

<助成額の考え方>

助成する額としては、18年度中の制度移行期に発生した事業者コストの移行に伴う増加分であり、その中には、18年度の社会経済情勢の変化に伴うコストの増加分（原油高騰対策など）について含めることも可能とする。

- (3) 補助単価 各都道府県毎に別に定める額

3 補助割合 定額（10／10）

4 実施年度 18年度（又は19年度）

5 事業担当課室・係 障害福祉課 居住支援係

生活保護の医療扶助

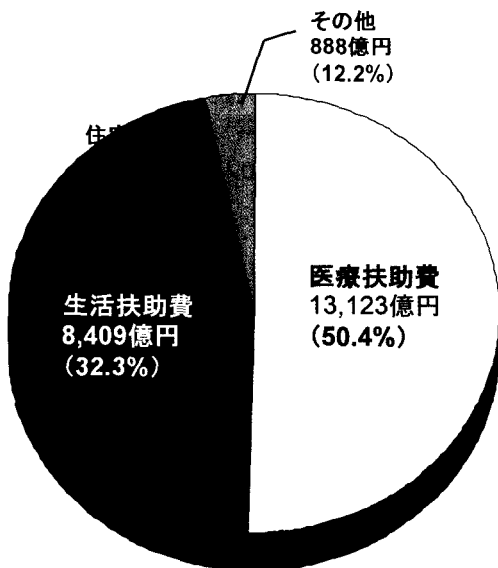
社会・援護局保護課

生活保護の医療扶助

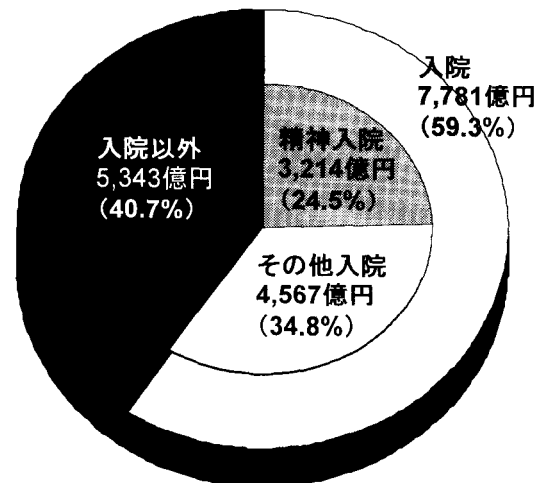
厚生労働省社会・援護局保護課

医療扶助費の現状

生活保護費の内訳(平成19年度予算)



医療扶助費の内訳



生活保護費 総額2兆6,033億円

医療扶助に関する取組

生活保護の医療の特徴

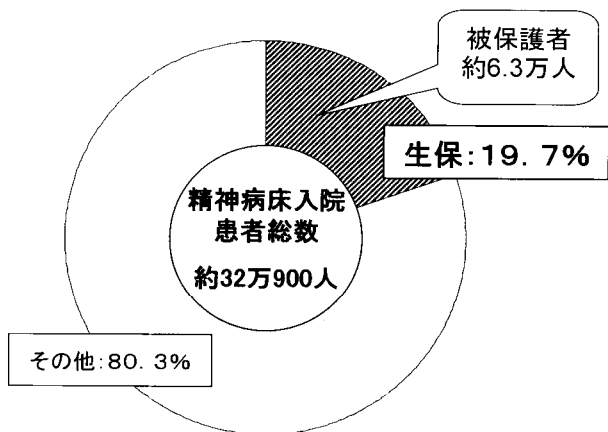
- 入院の割合が高い
 - － 生活保護受給世帯のうち高齢者世帯が4割、傷病・障害者世帯が4割
 - － 精神入院患者(32万人)の2割(6万人)が生活保護受給
- 医療費単価は国民健康保険と比較して、
 - － 入院は国民健康保険の0.9倍
 - ・ 1日医療費は低く、入院日数は長い
 - － 入院外は国民健康保険の1.4倍
 - ・ 1日医療費は同等、通院日数は長い

取組

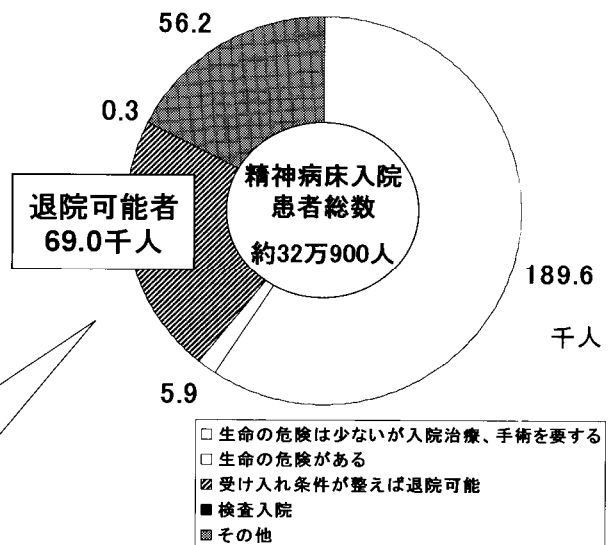
- 全福祉事務所において次の取組
 - － 長期入院患者の退院促進
 - － 通院日数の多い者に対する適正受診指導
 - － レセプト点検
- 自立支援プログラムに基づく退院促進等(17年度～)
 - － 自治体において、長期入院患者の退院促進等に関し、自立支援プログラムを策定し、医療機関、保健所、福祉施設等の外部組織とも連携しつつ、組織的に対応

精神入院患者の状況

精神入院患者の約2割は生活保護受給者



精神病床入院患者のうち、受入条件が整えば退院可能な患者は約7万人

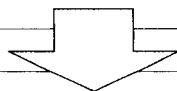


約7万人のうち2割が生活保護受給者 (約1.4万人)

【出典】平成14年患者調査

生活保護精神障害者退院促進計画の策定

○退院可能精神障害者数のうち、2割程度が生活保護を受給しているとされることから、生活保護においても、適切な受入先の確保、個々の退院阻害要因の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入などにより計画的に退院促進を進めていくことが必要



○平成19年中に、各福祉事務所において、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を盛り込んだ「生活保護精神障害者退院促進計画」を策定し、当該目標を達成するための所要の対策を実施

【計画策定の流れ(例)】

- ①各福祉事務所において退院可能精神障害者数を把握
- ②平成23年度まで各年度における減少目標値を設定
- ③退院促進を図るための取組等の計画・実施

各福祉事務所における退院促進の取組を支援するため、平成19年度予算において、セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニューとして「精神障害者退院促進事業」を創設し、各福祉事務所に精神障害者退院推進員を配置するための費用や、関係団体へ退院促進事業の実施を委託する費用等について補助を行う。

生活保護精神障害者退院促進事業の概要(退院推進員の業務)

ア 支援対象者の把握

福祉事務所と精神病院で協議し、生活保護受給者で長期に精神病院に入院している者のリストの中から、退院可能性のある者を選定

イ 支援対象者(被保護者)ごとの自立支援計画の策定

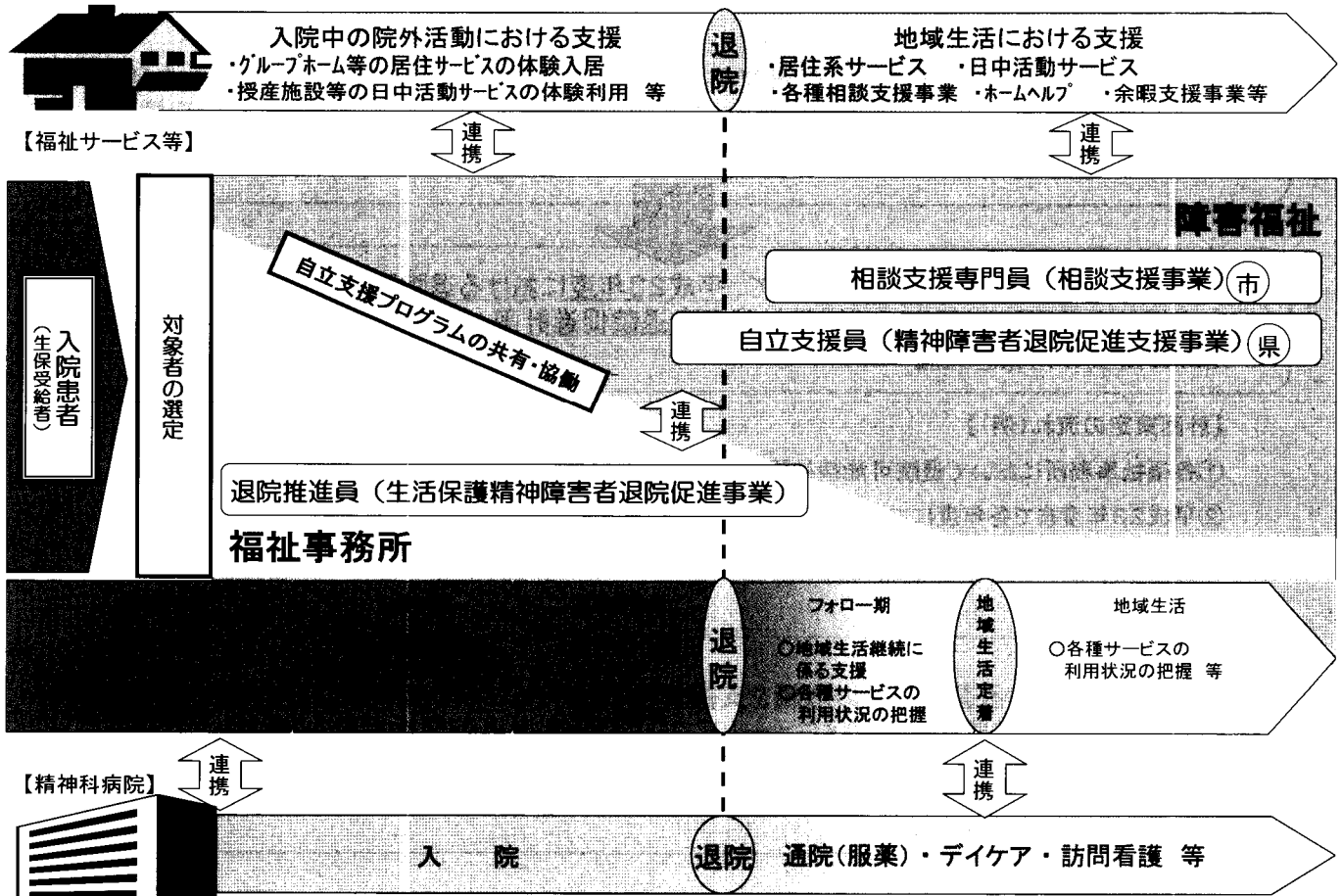
選定した対象者を退院させ、施設入所や在宅生活に復帰させるまでの課題を分析し、自立支援計画を策定

ウ 自立支援計画に基づく支援

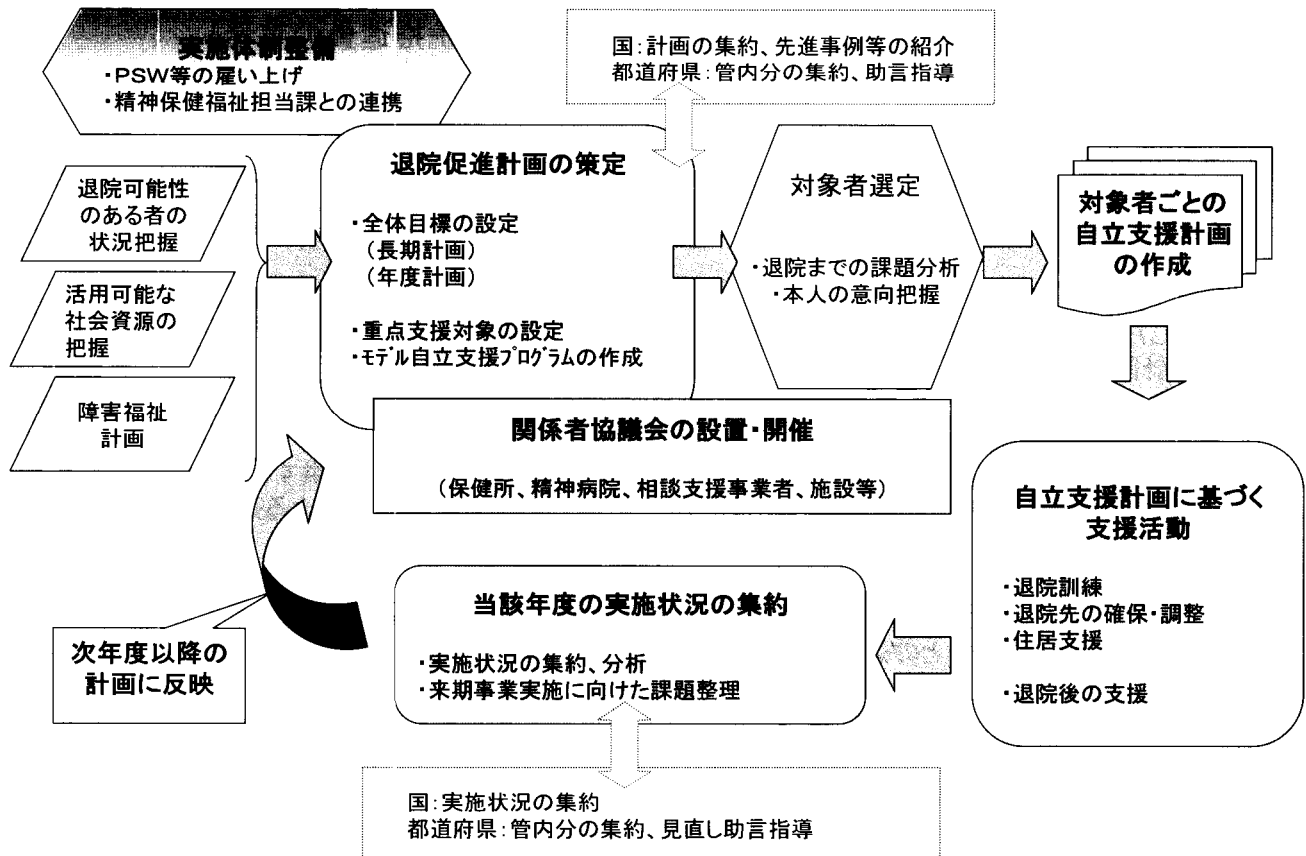
自立支援計画に基づいて、患者・家族との相談、退院後にサービスを提供する施設の選定・調整を行うとともに、病院における退院前の訓練、社会福祉施設等による退院後の訓練、サービスを提供

エ 必要に応じた関係機関(自立支援員<障害福祉施策・県委託事業>、精神病院関係者、障害福祉部門担当者等の連携)との連携

福祉事務所(生活保護)と障害福祉施策の連携



生活保護精神障害者退院促進事業の流れ(イメージ図)



○ 退院促進事業の事例(福岡県)

福岡県では、生活保護の長期入院患者の退院を促進するため、平成17年度から「長期入院患者社会復帰促進事業」、平成18年度から「精神障害者社会復帰促進研究事業」及び「退院者等居宅支援モデル事業」を実施している。
(3事業ともにセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用)

○長期入院患者社会復帰促進事業

精神障害者や高齢者の長期入院患者で退院可能な者について、自立支援プログラムの手法を導入し、社会復帰を促進するため、平成17年度から福祉事務所にコーディネーター・アドバイザーを配置

1. コーディネーターアドバイザーの配置

- 平成17年度から、コーディネーター・アドバイザー計6名を県福祉事務所3か所(田川、遠賀、糟屋)に配置し、社会復帰のための支援を実施。(コーディネーター・アドバイザー業務を福岡県社会福祉士会に委託)

2. 対象者

- 入院後3か月以上になる者で、受入条件が整備されれば退院が可能だと主治医の判断があり、かつ社会復帰に積極的な支援を要する被保護者

3. 退院支援の流れ

- 退院可能性の調査
コーディネーター・アドバイザーが、病院訪問等を行い、退院の可能性、受入先の整備条件等、社会復帰のための積極的支援の必要性及び本人の希望等の聴き取りを行う。
- 対象者の選定と課題分析及び社会復帰個別プログラムの策定
コーディネーター・アドバイザーは、上記調査を基に①対象者の選定、②対象者ごとの課題の分析、③社会復帰個別プログラムの案を策定し、福祉事務所において、本人・家族等への確認や必要に応じてケース検討会議等を行った上で決定する。
- 社会復帰個別プログラムの実施及び状況把握
対象者に対し、諸制度の利用に関する必要な援助を行う。査察指導員は、課題整理票を参考に、実施状況の進行管理及び指導援助に対する助言を行う。
- 社会復帰個別支援プログラムの評価及び見直し
・退院した者については、6か月間は生活状況を観察。
・退院に至らなかった者については、要因等の調査・分析を協議し、次期プログラム(案)を策定するとともに、初回プログラムと同様、必要な援助を行う。

4. 事業の効果

	退院可能者数	退院者数
平成17年度	74名	18名

○精神障害者社会復帰促進研究事業

精神科病院における社会復帰促進に向けた手法を研究するため、医療機関にモデル病院として実践的な研究を行う場の提供等について協力を得るとともに、当該医療機関に研究員を派遣する。
(研究業務については(社)日本精神保健福祉士協会に委託)

1. 研究員の業務

- 主研究員は、モデル病院、副研究員の協力の下、対象事例の社会復帰に向け支援を行うとともに、事業推進のための会議等のコーディネーター、自立支援プログラムの作成を行う。
- 副研究員は、モデル病院内において、主研究員と協同し、事業の推進を行う。

2. モデル病院の業務

- 主研究員の受入及び実践の場の提供
- 副研究員の選出及び主研究員との協力体制の提供
- 対象事例の提供及び主研究員との対象事例の社会復帰に関する検討

3. 研究事業の流れ

- 支援対象者の選定
- 社会資源の調査
- 対象者の面接、退院に向けた支援の実施
- 研究事業推進会議(ケア会議)の開催
- 事業計画・報告・検討を行うための研究事業検討会議の開催
会議の実施を通じて自立支援ネットワークの構築を図る
- 事業実施のまとめ(自立支援プログラムの構築)

○退院者等居宅支援モデル事業

長期入院患者等が地域生活への移行準備期間を過ごす宿泊先として、無料低額宿泊所を設置(NPO法人運営)し、地域での生活が送れるようになるためのトレーニングを行う。

宿泊所における自立支援

- 家族関係回復、借金、福祉制度の活用など生活相談の実施
- 金銭管理及び服薬の指導など日常生活支援
- 食事の準備、調理の手伝い、部屋の清掃など、日常生活能力を養うためのトレーニング

○ 退院促進事業の事例(東京都(世田谷区))

世田谷区においては、福祉事務所及び保健所が相互に連携するとともに、NPO法人等に支援業務を委託し、コーディネーターとして担当PSWを設置するなどにより、精神障害者の退院支援を実施

(セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用)

1. 退院支援事業の委託

- 平成18年度から、地域生活支援センター、精神障害者の支援を行っているNPO法人に、退院促進事業の実施を委託

2. 対象者

- 精神科病院に原則として6か月以上入院している者で、主治医により退院が可能と判断され、かつ本人が退院を希望する者のうち、事業による生活支援の対象と認められた者

3. 事業実施の内容

- 居住支援相談窓口の設置
受託法人において、住居確保の相談、病状悪化による生活困難や近隣トラブルに関する相談、家主・不動産業者等との調整支援など、住居の確保や居住継続支援に関する相談を行う
- 対象者の個別生活支援
受託法人において、対象者との信頼関係の構築、支援計画の策定、地域のネットワークづくり、居住確保、日常生活状況確認及び居住継続に係る支援等を実施
- ケア会議の設置・開催
福祉事務所、保健所、地区担当保健師等によるケア会議を開催し、対象者の決定、地域生活ケアプランの作成を行う
- 退院促進連絡会の設置・運営
地域内の精神科病院及び社会復帰施設等関係機関との連絡調整、事業の進捗状況等に関する協議
- 医療機関等への協力要請
・事業の円滑実施のため、精神科病院に事業実施全般に対して協力を要請
・不動産会社等が集まる場を設け、事業実施について協力を依頼

4. 事業の効果

	支援対象者数	退院者数
平成18年度(6月～11月)	18名	7名

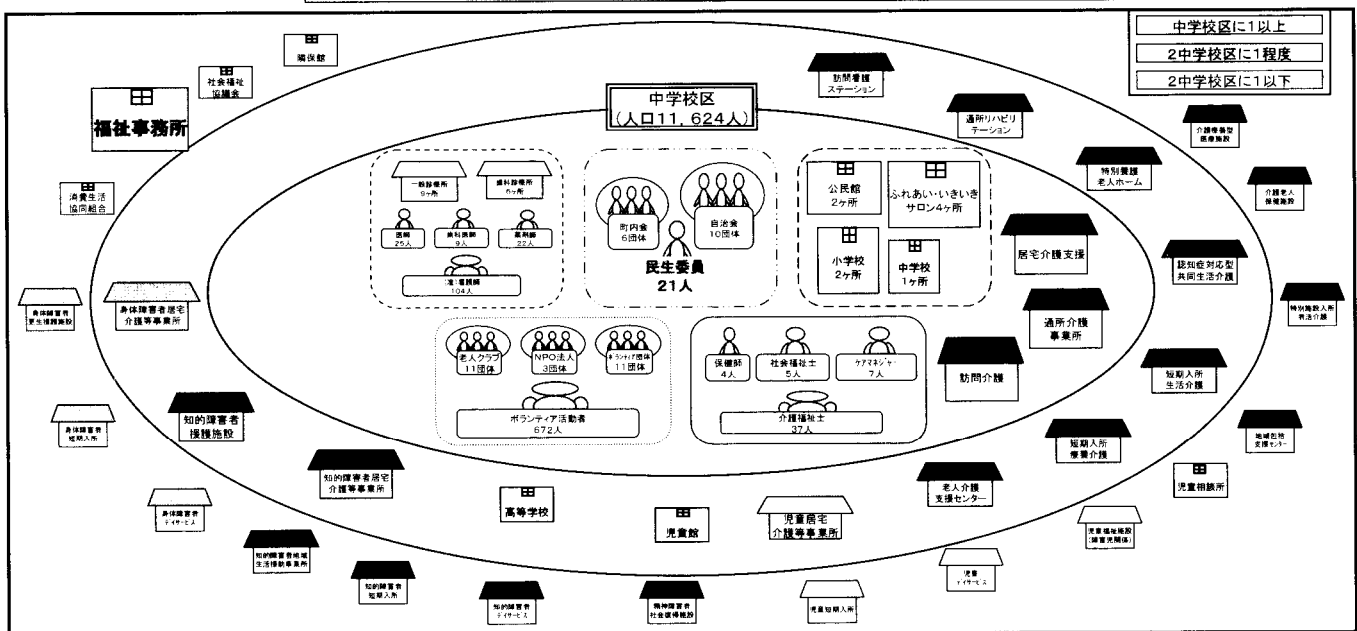
民生委員と生活福祉資金

社会・援護局地域福祉課

民生委員と生活福祉資金

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

地域福祉の対象とサービス基盤



中学校区における住民の概要

人口 11,624人
 年少者(15歳未満)数 1,594人
 生産年齢者(15~64歳)数 7,650人
 高齢者(65歳以上)数 2,336人
 年齢不詳 44人

障害者の状況

身体障害者 436人
 (うち18歳未満) 10人
 ・視覚障害者 81人
 ・肢体不自由者 243人
 ・内部障害者 112人

知的障害者 64人
 (うち18歳未満) 16人

精神障害者 235人
 (うち在宅) 204人
 (うち施設入所) 31人

児童の状況

不登校児 11人
 児童虐待相談件数 3人
 不良行為少年数 124人

高齢者の状況

高齢者(65歳以上)数 2,336人
 要介護認定者数 387人
 軽度者数 189人
 中重度者数 198人

世帯の状況

世帯数 4,463人
 被保護世帯 95人
 一人暮らし高齢者世帯 352人
 老老世帯 478人
 母子世帯 68人
 父子世帯 8人

その他

生活保護受給者 134人
 外国人登録者 142人

福祉事務所と民生委員活動

民生委員法における業務

(民生委員法第14条)

- ① 住民の生活状況を必要に応じ適切に把握しておくこと
- ② 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと
- ③ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと
- ④ 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること
- ⑤ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること
- ⑥ 上記の職務のほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと

民生委員が有する機能

○ 具体的な機能としては、

- | | | |
|-------------|-------------|---------------------------|
| ① 社会調査のはたらき | ④ 連絡通報のはたらき | ⑦ 意見具申のはたらき
(単位民児協として) |
| ② 相談のはたらき | ⑤ 調整のはたらき | |
| ③ 情報提供のはたらき | ⑥ 生活支援のはたらき | |

などが挙げられる。「出典：新任民生委員・児童委員の活動推進の手引き(全国民生委員児童委員連合会)」

諸制度と民生委員・児童委員との関係

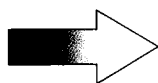
法令名	条	項	規	定
生活保護法	第二十二條			民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。
老人福祉法	第九條			民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。
身体障害者福祉法	第十二條の二			民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、身体障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。
知的障害者福祉法	第十五條			民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。
母子及び寡婦福祉法	第十條			児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所長又は母子自立支援員の行う職務に協力するものとする。
売春防止法	第三十七條			民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員は、この法律の施行に関し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。
婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準	第十五條			婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、母子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子相談員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。
学校保健法施行令	第八條	2		教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。

法令名	条	項	規	定
独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令	第十七條	2		公立の義務教育諸学校の設置者は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員に対して助言を求めることができる。
児童福祉施設最低基準	第八十八條の四	2		児童家庭支援センターにおいて、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子相談員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。
生活福祉資金貸付制度	「生活福祉資金の貸付けについて」厚生労働省事務次官通知		第十三 民生委員の役割	民生委員は、資金の貸付対象となる世帯について常に調査を行い、その実態を把握し、指導計画を立て、資金の貸付けの斡旋等所要の援助指導を行うとともに、都道府県社協及び市町村社協の貸付事業に協力し、借受人又は借入申込者に対し、その生活の安定を図るために必要な援助活動を行うものとする。
児童虐待の防止等に関する法律	第六條	1		児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。
ホームレスの自立支援等に関する基本方針	「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」厚生労働省／国土交通省告示第1号		第三 ホームレス対策の推進方策	各地方公共団体は、社会福祉協議会、社会福祉士会、NPO、ボランティア団体等の民間団体を始め、民生委員及び児童委員、地域住民等との連携・協力による積極的な街頭相談を実施し、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。特に、炊き出し等ホームレスが集まるような機会をとらえ、積極的に街頭相談を行う。
都道府県国民保護モデル計画				市町村は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとされ、この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築することとされている。
市町村国民保護モデル計画				市町村長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとされている。
災害時要援護者避難支援ガイドライン				○ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者は、災害時要援護者支援班と連携しつつ、避難支援プランの登録情報の更新、避難訓練への参加、要援護者等の理解促進を進めることとされている。 ○ 避難支援プランの策定及び避難支援者間での情報共有についての同意を得るため、まず、国、都道府県、市町村は、福祉関係部局担当者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者の理解を深める取組みを進めることとされている。

民生委員(活動)の実状

- 男性44%、女性56%(平成7年の一斉改選時に男女比が逆転)
- 60才以上が76.3%(60~69歳が全体の51.7%、70歳以上は24.6%)
- 委員を引き受けた動機は、「地域貢献ができる、やりがいがある」との理由が約50%(複数回答)
- 現在の就労状況は、無職が55.0%、自営・経営16.3%、農林水産業7.5%
- 前職は、サラリーマン、自営・経営、農林水産業などの福祉未経験者が大半(約80%)
- 1月当たりの活動状況

相談支援件数	約3件
その他の活動件数	約8件
訪問・連絡調整回数	約17回



活動日数 約10日

- 最も頼りになる機関・人は単位民児協会長、先輩委員
- 連絡・連携が取りにくい機関・人は、警察署・消防署、裁判所・弁護士会、病院・医院 等
- 年1回都道府県域の研修参加、月1回単位民児協定例会参加

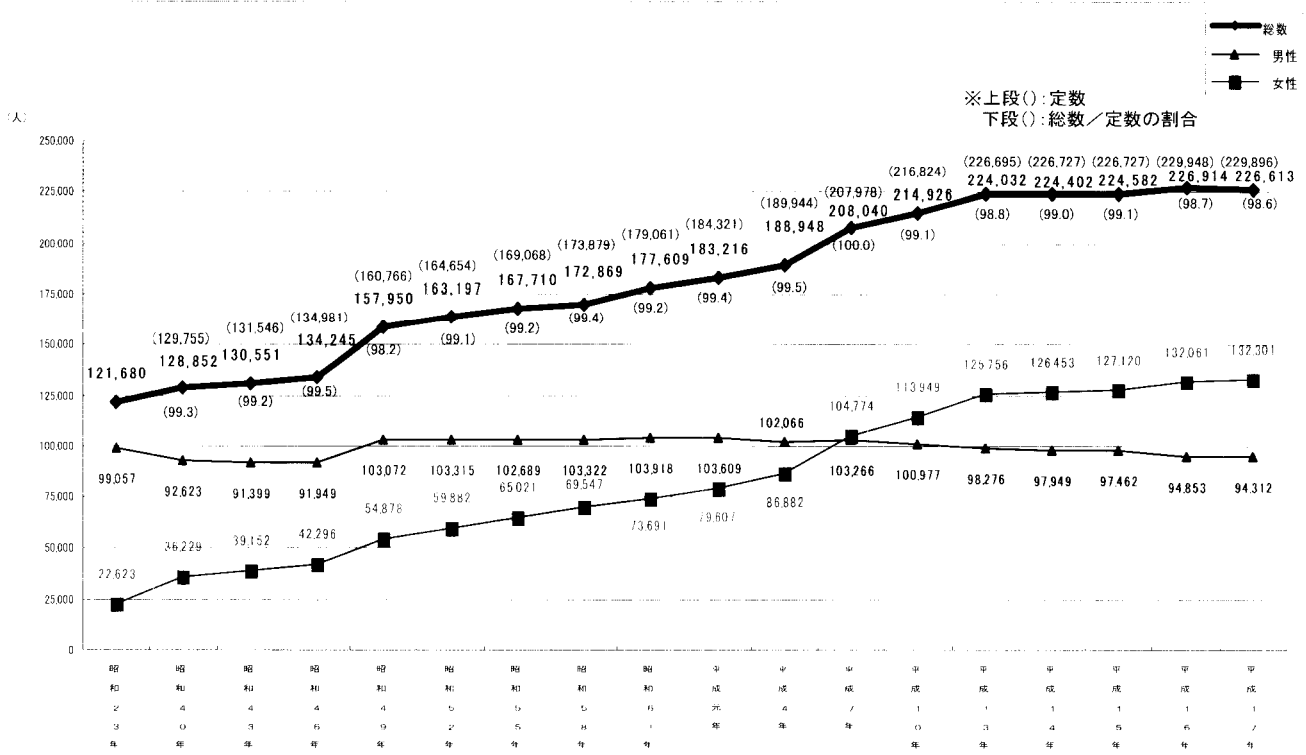
福祉事務所と民生委員との連携不足により生じた事例

- A市の非生活保護ケースであって独居・男性(50歳代)が自宅(市営住宅)で死亡していたが、約6ヶ月間発見されなかったもの。

(課題)

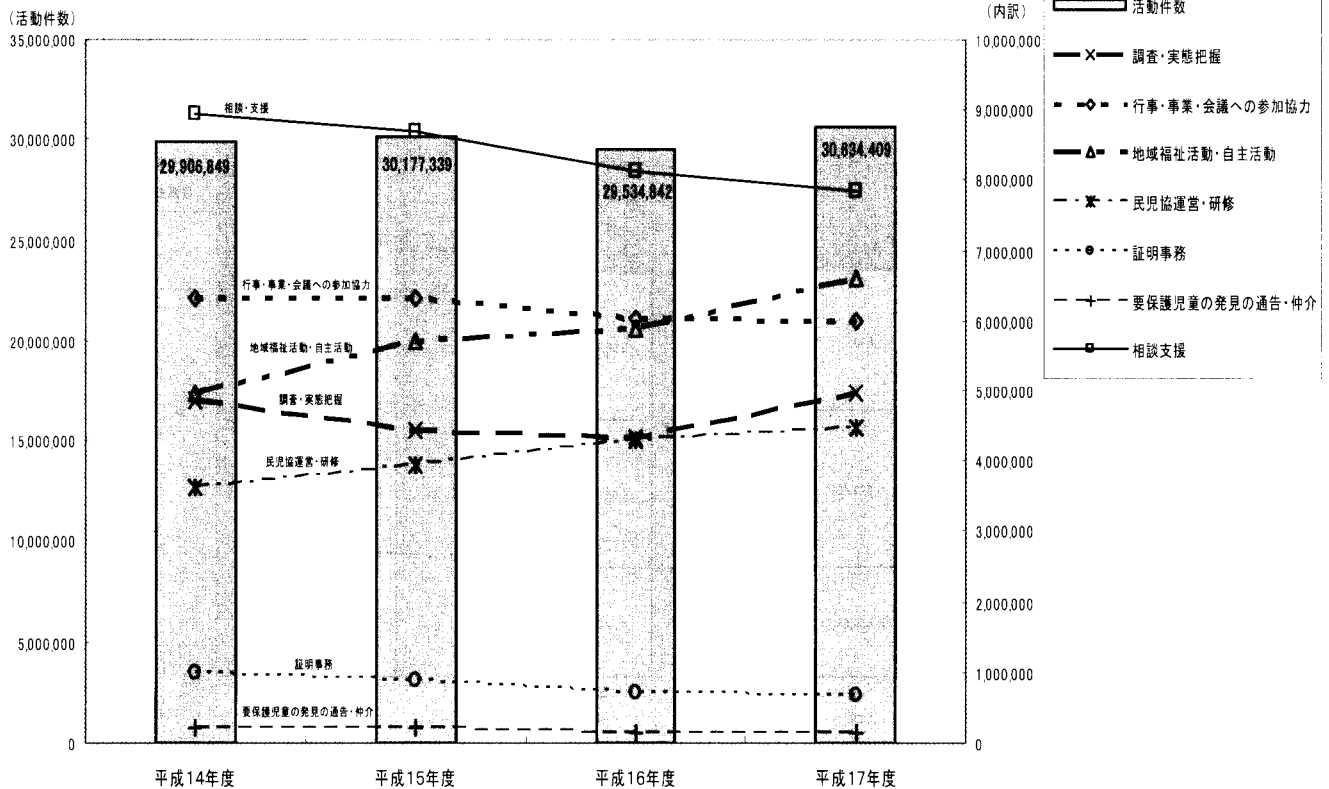
- ・ 民生委員が福祉事務所に対して状況を伝えていたが、関係部局間での円滑な対応がなされなかったこと。
- ・ 担当民生委員が病気となり、訪問による見守りが継続できなくなったことが、発見の遅れにつながったものであり、担当民生委員が欠けた場合の対応について福祉事務所が適切な指示がなされなかったこと。

民生委員・児童委員数の推移



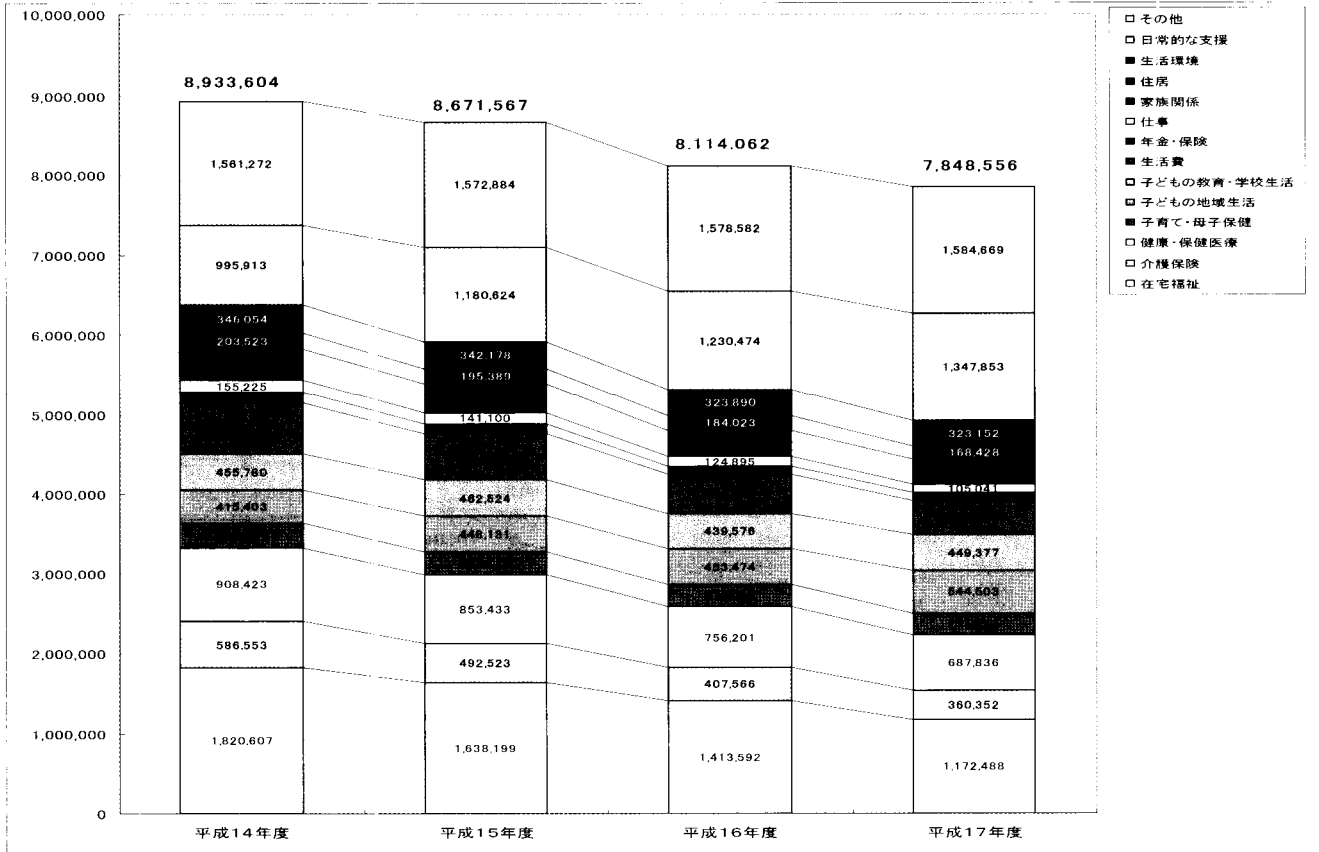
出典: 社会福祉行政業務報告(各年度末現在)(ただし、昭和23年については、4月1日の一斉改選時の人数)

民生委員・児童委員の活動状況の推移



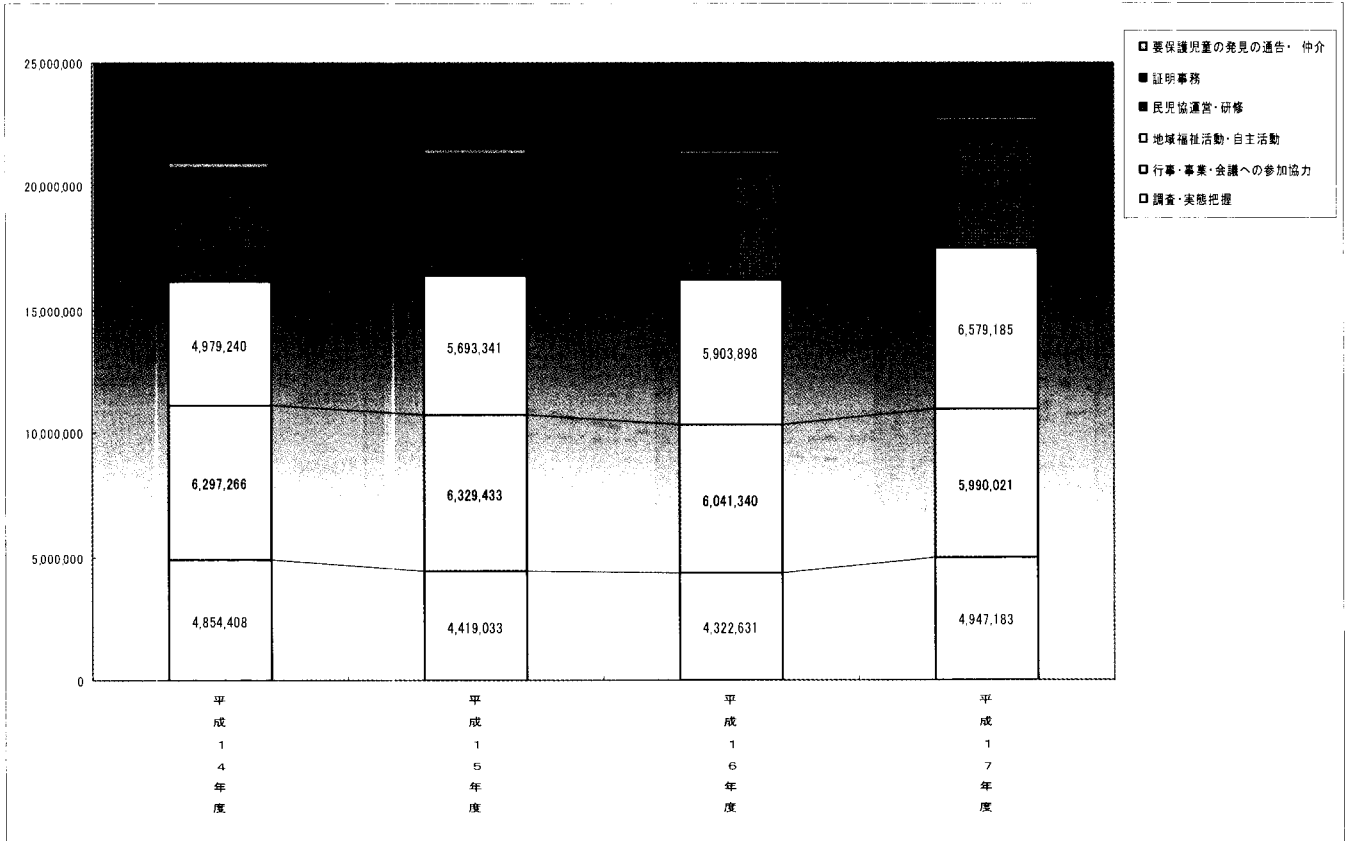
出典: 社会福祉行政業務報告

相談・支援件数の推移



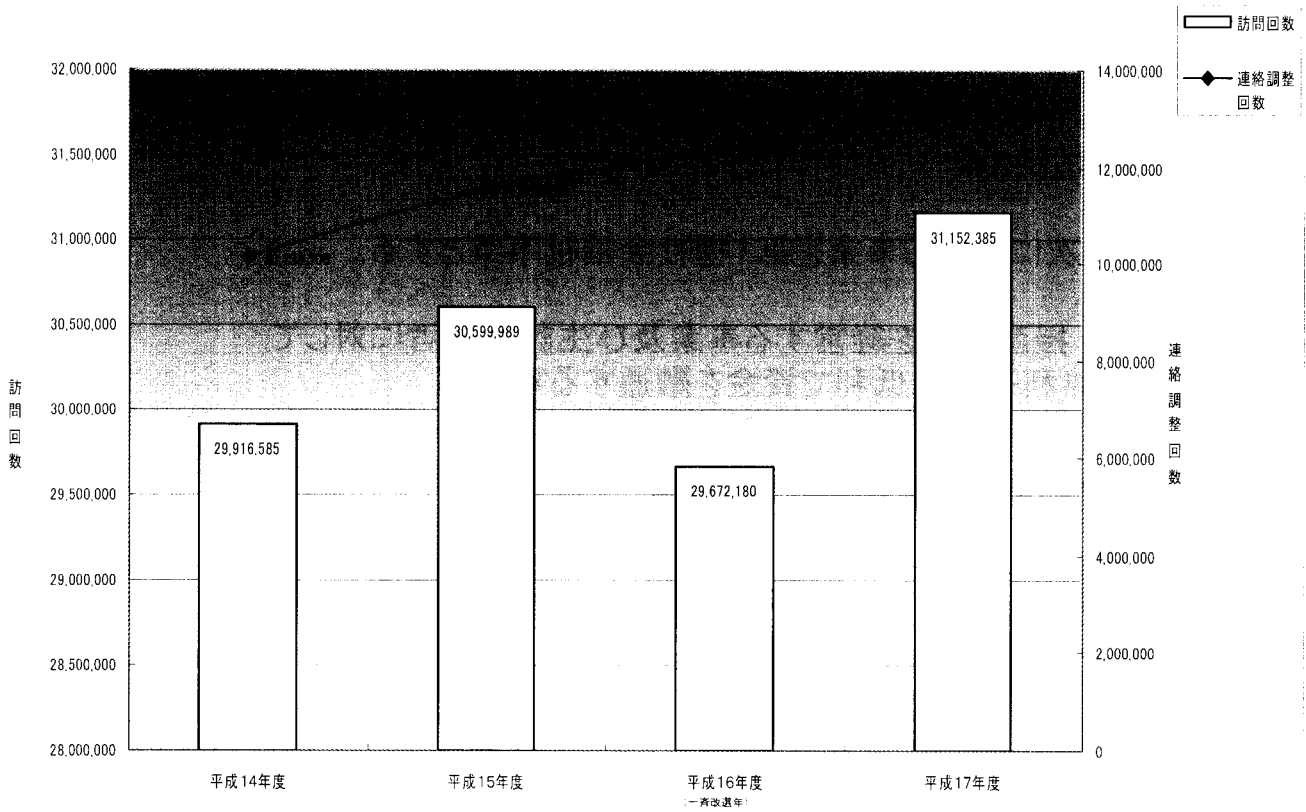
出典：社会福祉行政業務報告

その他活動件数の推移



出典：社会福祉行政業務報告

訪問・連絡調整回数の推移



出典：社会福祉行政業務報告

福祉事務所と生活福祉資金

生活福祉資金の根拠等

・社会福祉法第2条

第2項 次に掲げる事業を第1種社会福祉事業とする。

第7号 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して
無利子又は低利で資金を融通する事業

「社会福祉法の解説」: 中央法規 P79抜粋

生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業は、生計困難者を対象として、生業資金又は生活資金等の一般的少額の資金を融通する事業であり、社会福祉事業としてこれを経営しようとしているものを指す。

「生活福祉資金貸付制度」において都道府県社会福祉協議会が実施している資金貸付事業が該当する。(従来、公益質屋を経営する事業もここに掲げられていたが、歴史的な使命を概ね終えたと考えられ、平成12年改正により、社会福祉事業から削除された)

生活福祉資金の現状評価

効果

- 当資金は民生委員の世帯更生運動のツールとして昭和30年に創設、以来50年が経過したが社会福祉協議会が地域の低所得者世帯や高齢者、障害者世帯の自立支援を行う際に一定の役割を果たしてきた。
- 疾病等の療養を行う際に生活を支える「療養・介護資金」等低所得者世帯等がより高い生活水準を目指し、また一時的な支出増加を乗り切るための資金により、世帯の自立支援を実施している。
- 本制度は貸付原資の効果的な活用等の点から都道府県の社協が実施主体となり事業を実施し、一部の業務を市町村の社協に委託することを可能としている。

課題

- 貸付と同時に民生委員や社協の援助指導が行われることにより効果的な運営が図られている一方で、この援助指導に時間をかけ丁寧に行うことから、必要とする者に即時的に貸付が行われていないと指摘される面がある。

- このように、援助指導が併行して行われることや、連帯保証人を求めることで、貸付から償還までの生活自立支援を担保しているが、市町村民税非課税程度世帯や被保護世帯の増加に連動して実績が漸増していない状況を分析すると、利便性を追求した市中の消費者金融窓口の増加が主たる要因であるが、一方資金の貸付条件、連帯保証人を必要とすること等手続きが煩雑で、利便性・即時性の面で課題があるため、資金需要者が消費者金融に流れることも否めず、結果的に低所得者世帯等の自立支援施策としての役割を十分に果たしていないと評価される面がある。

総合的な評価

- 一定のセーフティネットの役割を果たしてきたが、国民の意識の変化、生活実態の変化や、借受世帯の抱える問題の多様化に対応した見直しが必要。
- したがって、貸付手続きの簡素化等により利便性、即時性の確保やPRの積極的な実施とともに、一方で多重債務者や判断能力の低下している者等に対し専門職による支援を行うための体制確保、**生活保護制度の周辺に存在する低所得者世帯**をカバーすること等が必要。

生活福祉資金の制度概要

【創設年度】

昭和30年度

【目的】

低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

【実施主体】

都道府県社会福祉協議会

【貸付対象】

低所得者世帯・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税程度)

障害者世帯・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯

高齢者世帯・・・日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者の属する世帯

失業者世帯・・・生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯

【貸付資金の種類】

更生資金(生業費、技能習得費)、福祉資金、住宅資金、修学資金、療養・介護等資金、緊急小口資金、災害援護資金、離職者支援資金、長期生活支援資金

【貸付金利子】

年3%

①修学資金、療養・介護等資金は無利子

②長期生活支援資金は年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

生活福祉資金貸付条件等一覧【平成18年度:その1】

資金の種類		貸付条件				
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	
更生資金	低所得世帯又は障害者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
	生業費	・低所得世帯に属する者又は障害者が生業を営むのに必要な経費	(低所得世帯) 2,800千円以内	12月以内 ※3	7年以内	年3%
			(障害者世帯) 4,600千円以内	18月以内 ※3	9年以内	
	技能習得費	・低所得世帯に属する者又は障害者が生業を営み、又は就職するために必要な知識、技能を習得するのに必要な経費及びその技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	(低所得世帯) 1,100千円以内 ※1	6月以内	8年以内	
		(障害者世帯) 1,300千円以内 ※1				
福祉資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
	福祉費	・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具の購入等を行うのに必要な経費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備、暖房設備を設けるのに必要な経費 ・低所得世帯に属する者又は障害者が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費(支支費) ・その他、低所得世帯が日常生活上一時的に必要な経費	500千円以内	6月以内 ※3	3年以内	年3%
	障害者等福祉用具購入費	・障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るための高価な福祉用具等の購入等に必要な経費	1,200千円以内		6年以内	
	障害者自動車購入費	・障害者が自ら運転する自動車又は障害者と生計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生活の便宜を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費	2,000千円以内	10年以内		
	中国残留邦人等国民年金追納費	・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	4,704千円以内			
住宅資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費として貸し付ける資金	2,500千円以内	6月以内 ※3	7年以内		
修学資金	低所得世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金					
	修学費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校)月35千円以内 (高専)月60千円以内 (短大)月60千円以内 (大学)月65千円以内	卒業後 6月以内	20年以内	無利子
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	500千円以内			

生活福祉資金貸付条件等一覧【平成18年度:その2】

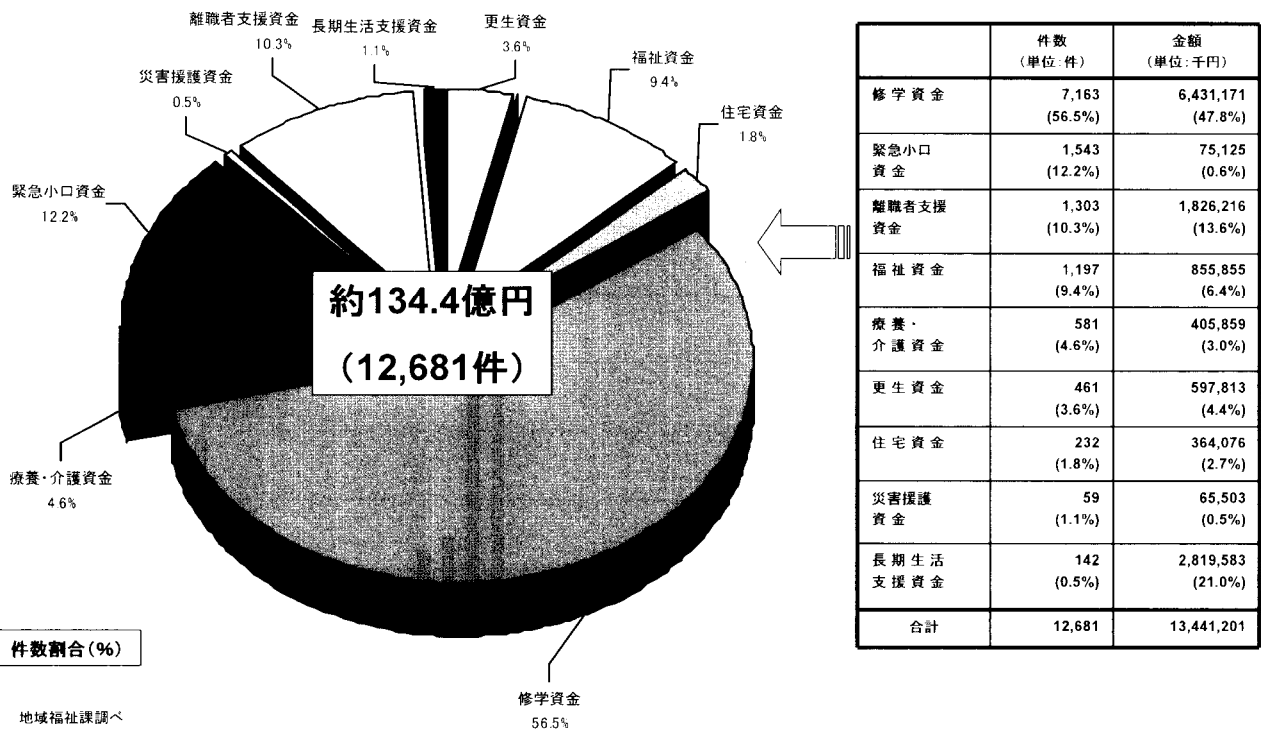
資金の種類		貸付条件			
		貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
療養・介護等資金	低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金				
	療養費	・低所得世帯に属する者及び高齢者が負傷又は疾病の療養を行うのに必要な経費(当該療養の期間は原則として1年以内の場合とする。) 及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	1,700千円以内 ※2	6月以内	5年以内
介護等費	・低所得世帯に属する者、障害者及び高齢者が介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が原則として1年以内の場合に限る。)及びその介護サービス、障害者サービス等の受給期間中の生計を維持するために必要な経費				
緊急小口資金	低所得世帯に対し、次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等 ・給与等の遅滞、紛失 ・年金、保険、公的給付等の支給開始まで ・火災等被災	50千円以内	2月以内	4月以内	年3%
災害援護資金	低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困難から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金	1,500千円以内	12月以内 ※3	7年以内	年3%
離職者支援資金	失業者世帯に対し、生計中心者が再就職するまでの間の生活資金を貸し付ける資金	・月200千円以内 (単身世帯:月100千円以内) ・貸付期間:12月以内	12月以内	7年以内	年3%
長期生活支援資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月300千円以内 ・貸付期間:※4	—	借受人の死亡時など貸付契約の終了時	年3%、 又は 長期プライムレートのいずれか低い利率

※1 法令等において知識・技能を習得する期間が6月以上と定めている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間について月額150千円以内。
 ※2 療養期間が1年を超え1年6月以内の場合、又は介護サービス等を受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、2,300千円以内。
 ※3 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。
 ※4 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間。

平成17年度(2005)生活福祉資金の貸付状況

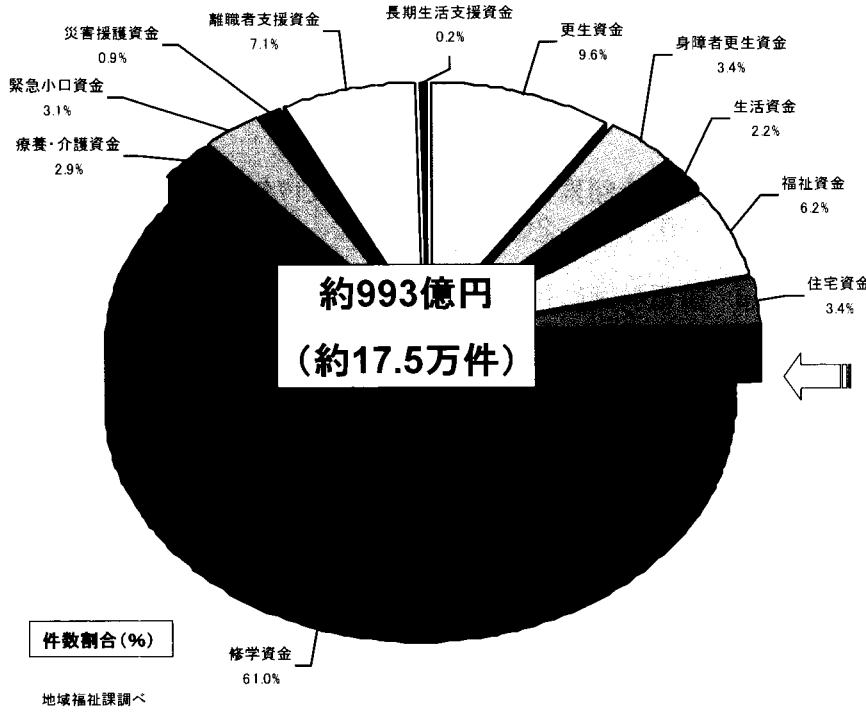
- | | |
|--|---|
| <p>① 貸付原資額(17年度末)
1,134.1億円</p> <p>② 貸付中額(17年度末)
843.5億円</p> <p>③ 貸付件数(17年度中)
11,378件</p> <p>④ 貸付金額(17年度中)
88.1億円</p> <p>⑤ 1件当たり貸付金額(17年度中)
774千円(④/③)</p> | <p>⑥ 償還金等収入(17年度中)
103.0億円</p> <p>⑦ 貸付金額累積(昭和30年～平成17年)
5,177.2億円</p> <p>⑧ 償還計画に対し延滞している金額(17年度末)
281.3億円【⑦の5.4%】</p> <p>⑨ 債権免除対象額(上記⑦及び⑧の内数)(17年度)
70.9億円</p> <p>⑩ 償還計画に対する償還率(17年度中)
71.7%</p> <p>(※緊急小口資金の償還計画に対する償還率 88.9%)</p> |
|--|---|

平成17年度貸付決定状況の内訳



平成17年度末の貸付中件数の内訳

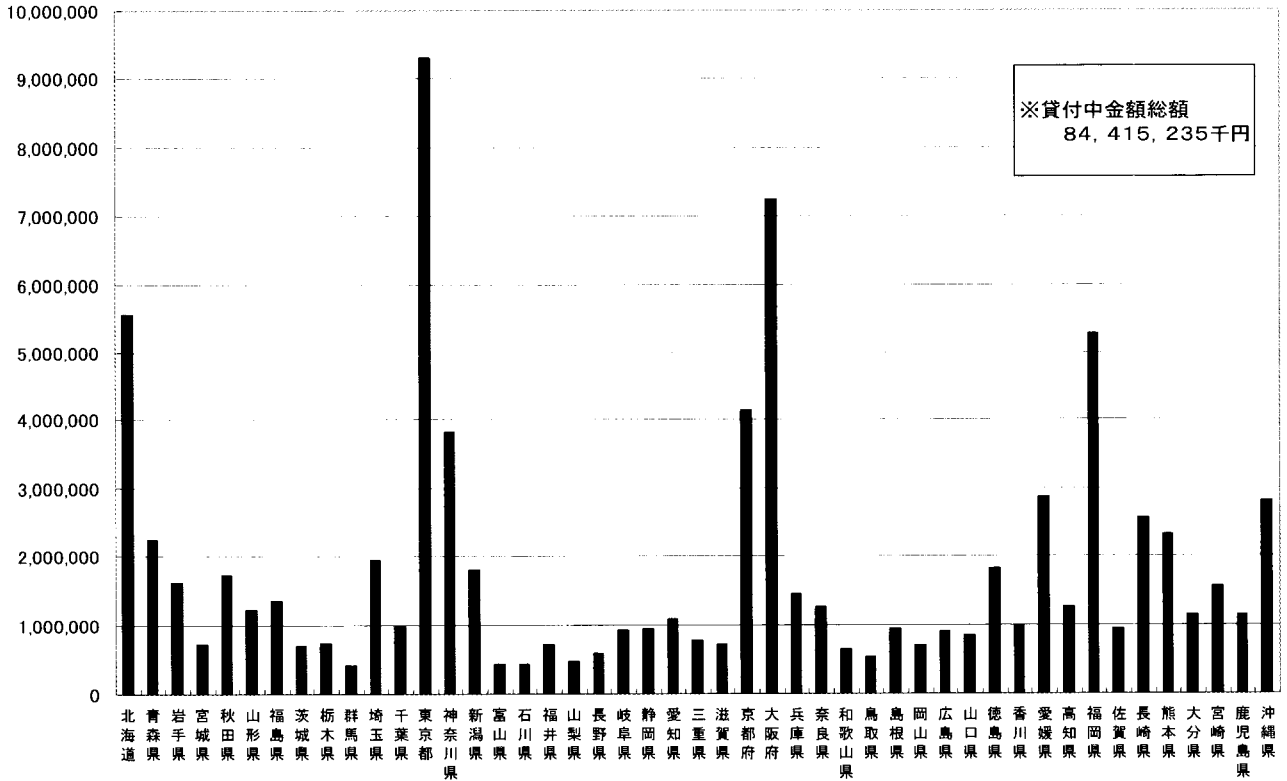
(貸付中件数ベース)



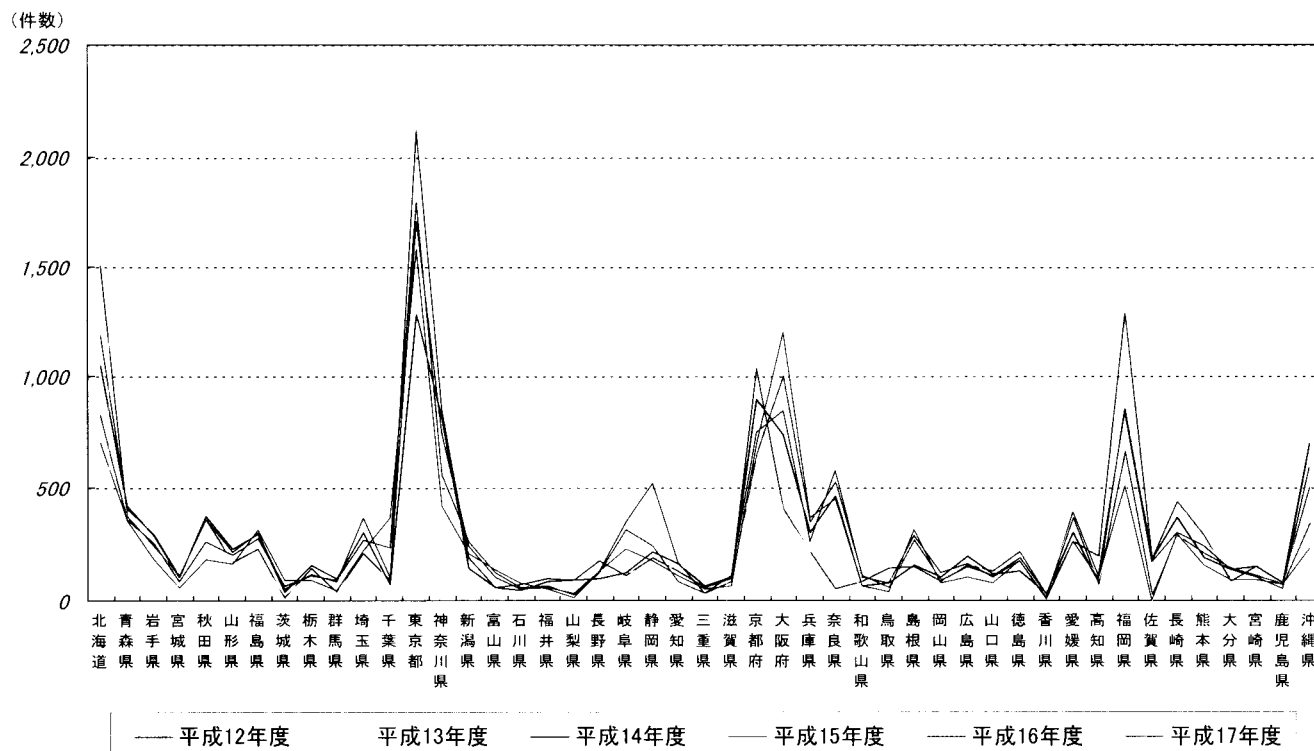
	件数 (単位:件)	金額 (単位:千円)
更生資金	16,750 (9.6%)	11,231,234 (11.3%)
障害者更生資金	6,012 (3.4%)	5,567,328 (5.6%)
生活資金	3,763 (2.2%)	876,354 (0.9%)
福祉資金	10,883 (6.2%)	6,213,078 (6.3%)
住宅資金	6,031 (3.4%)	3,720,589 (3.7%)
修学資金	106,725 (61.0%)	52,675,895 (53.0%)
療養・介護資金	4,993 (2.9%)	1,531,979 (1.5%)
災害援護資金	1,593 (0.9%)	732,613 (0.7%)
緊急小口資金	5,344 (3.1%)	381,922 (0.4%)
長期生活支援資金	393 (0.2%)	1,484,243 (1.5%)
離職者支援資金	12,473 (7.1%)	14,901,852 (15.0%)
合計	174,960	99,317,087

平成17年度都道府県・貸付中金額

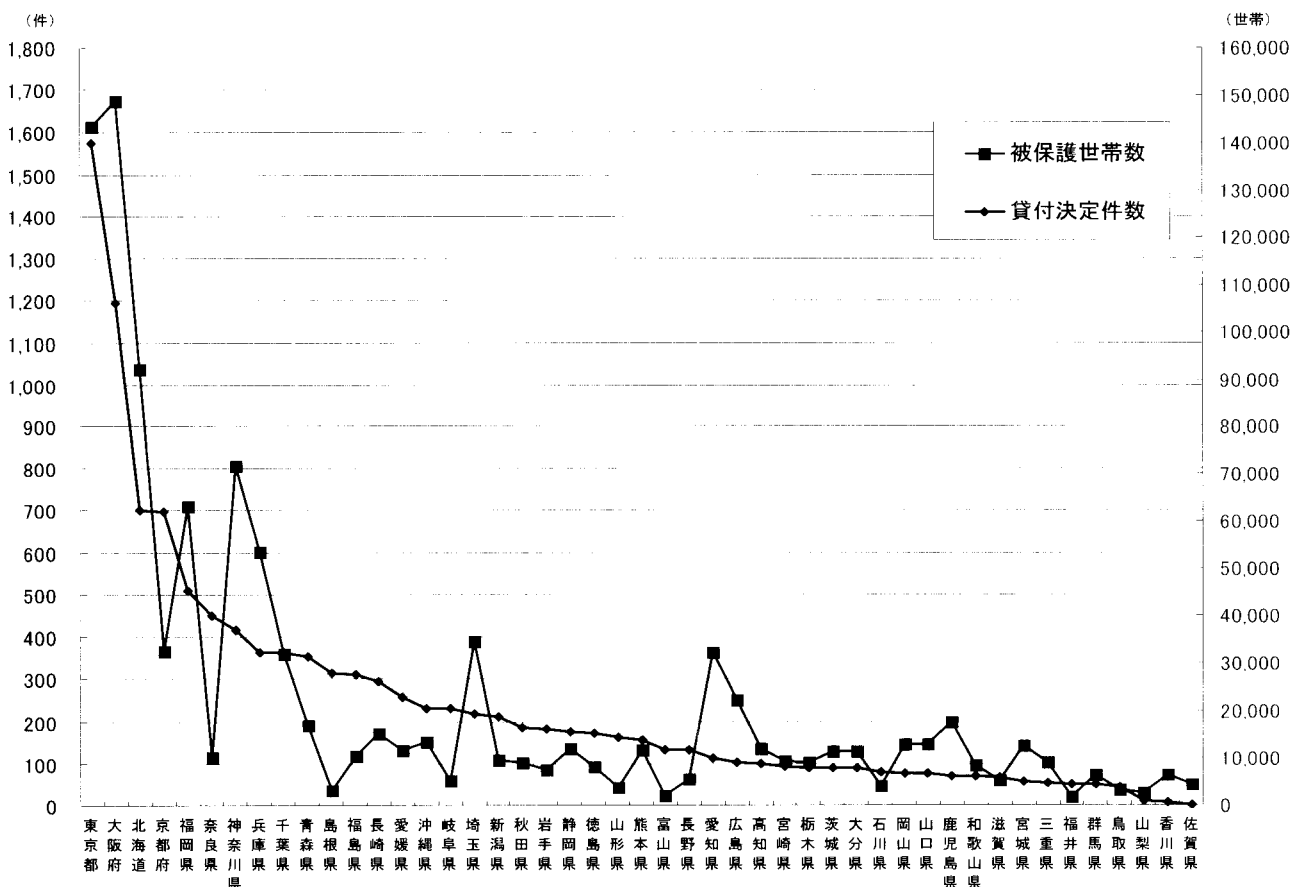
(単位:千円)



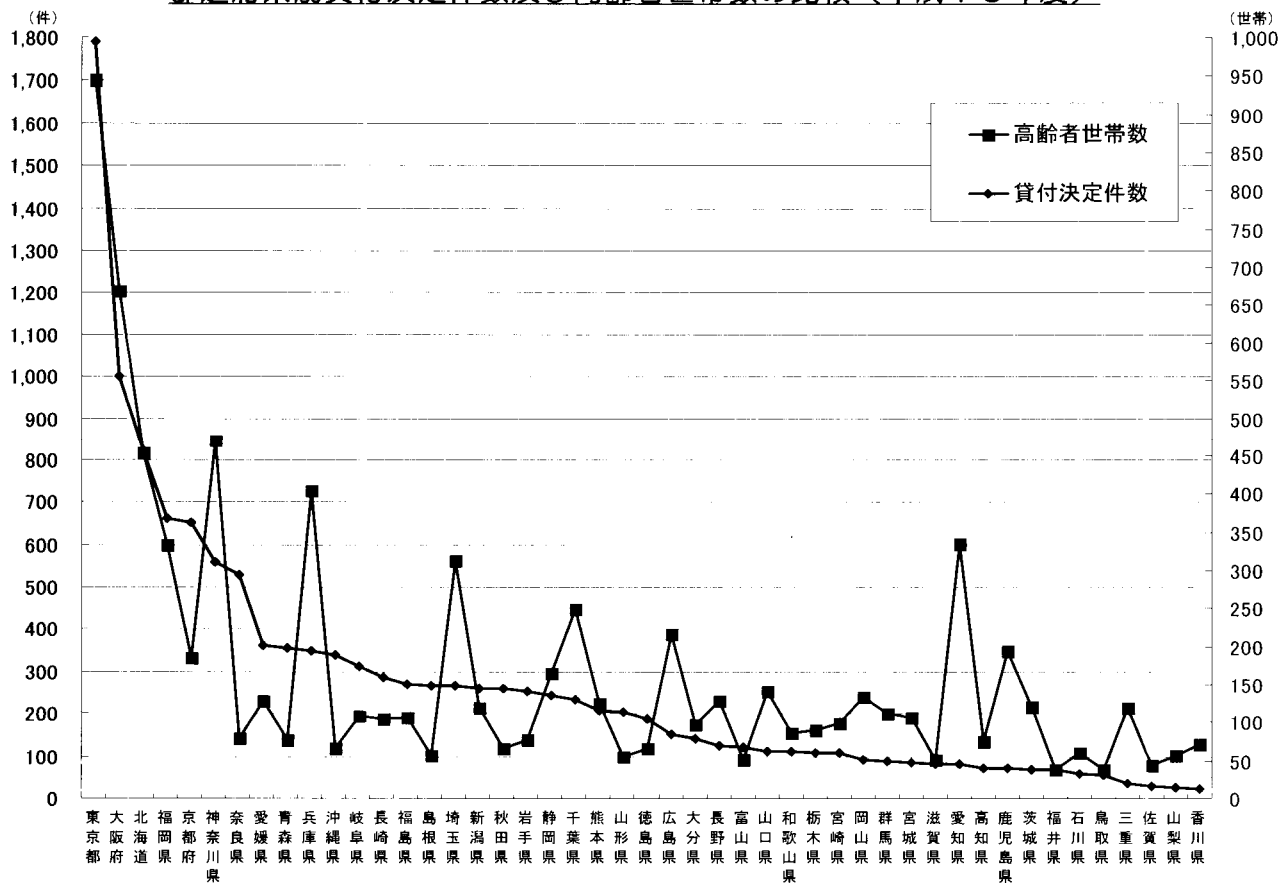
都道府県別貸付決定件数の推移(平成12～17年度)



都道府県別貸付決定件数及び被保護世帯数の比較(平成17年度)



都道府県別貸付決定件数及び高齢者世帯数の比較（平成16年度）

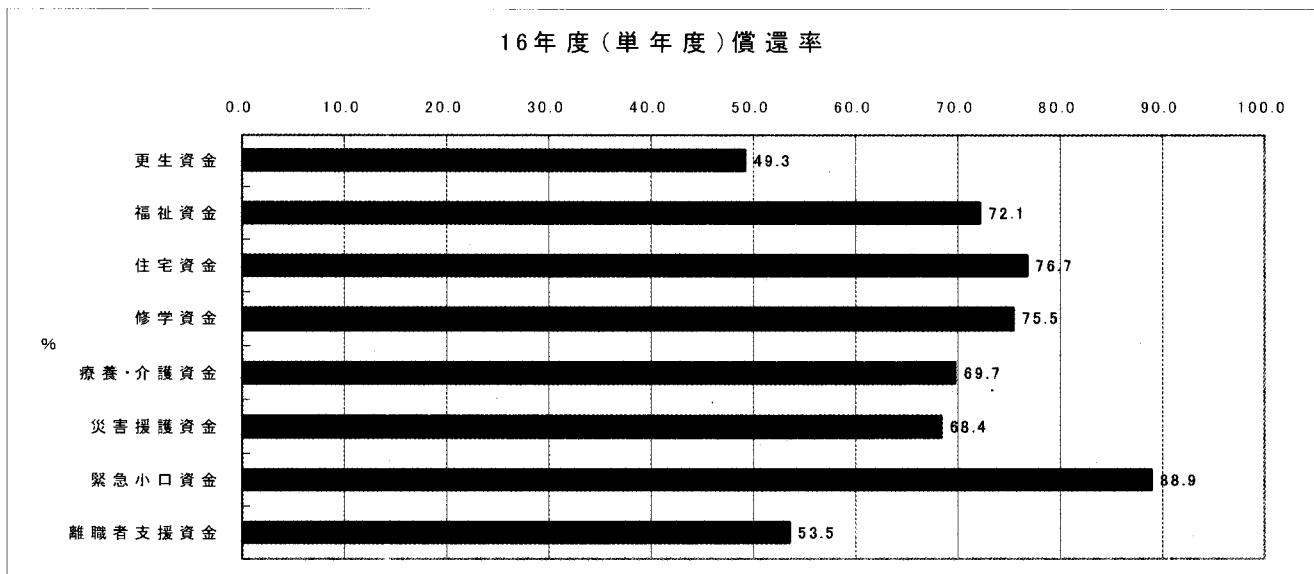


平成16年度単年度の償還率（16年度償還計画額に対する償還済額）

生活福祉資金全体（離職を除く）では71.1% ※離職含み「69.3%」

資金別の償還率

更生資金	49.3%	福祉資金	72.1%
住宅資金	76.7%	修学資金	75.5%
療養・介護資金	69.7%	災害援護資金	68.4%
緊急小口資金	88.9%	離職者支援資金	53.5%



新たな生活福祉資金のメニュー

○緊急小口資金の拡充

- ・多重債務予防施策として限度額10万 ← 5万

○要保護世帯向け長期生活支援資金の創設

- ・保護費適正化対策の一環



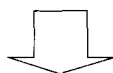
- ・福祉事務所と社会福祉協議会の十分な連携

地域福祉における生活福祉資金の効果

- ・福祉事務所の積極的な示唆、関与
- ・制度の積極的なPR
- ・社会福祉協議会との連携強化



- ・非保護世帯への落層予防
- ・生活困窮者の経済的自立



誰もが地域において安心して暮らせる社会の構築

地域福祉力の再生・活性化

- 地域として多様な福祉ニーズへの対応
 - ・生活全般に関わる問題把握・ニーズ把握
 - ・住まいや趣向に渡るトータルコーディネート

町内会活動、虐待予防、自殺予防、子育て支援、公共施設管理防犯、防災等への対応が 地域住民から求められている。



さらに貧富の格差拡大への備え、そして、多重債務者、DV、外国人、ホームレス、難民、孤立、その他制度の狭間に陥る弱者への対応如何が、次世代を支える今後の地域福祉力の力量を図る物差しとなる。



安心して暮らせる地域社会の指標

中国帰国者等に対する自立支援

社会・援護局援護企画課
中国孤児対策室

中国帰国者等に対する自立支援

厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国孤児対策室

中国帰国者の現状と自立支援の今後の方策

＜中国帰国者の現状＞
(平成15年4月1日、生活実態調査)

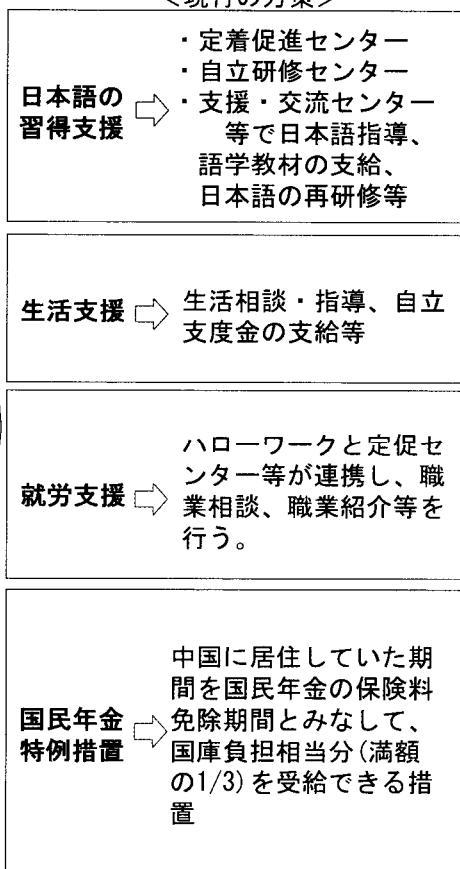
日本語が不自由
・ 帰国者本人 60.5%
・ 配偶者 83.9%

**未就労
非正規雇用**
・ 未就労世帯 80.1%
・ 非正規雇用率 53.3%

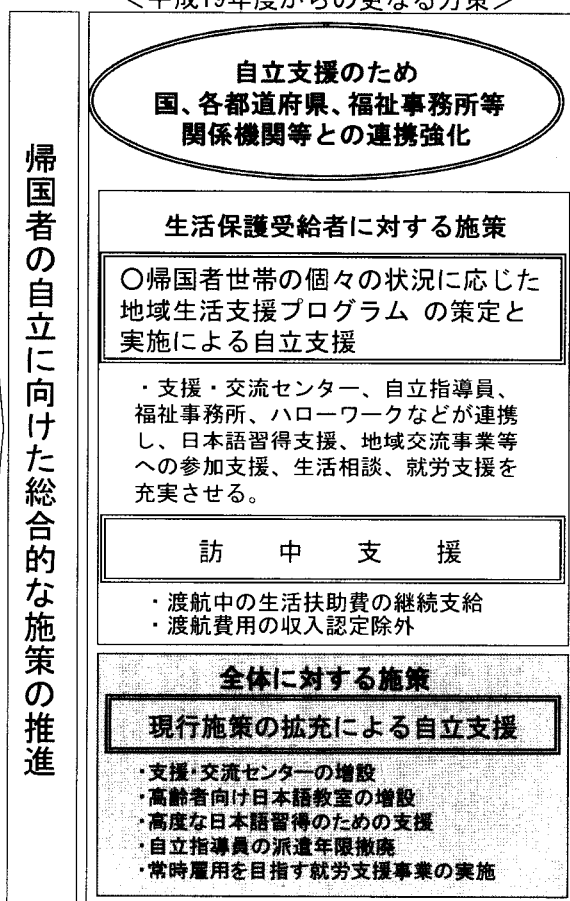
高齢化
帰国者の平均年齢 66.2歳

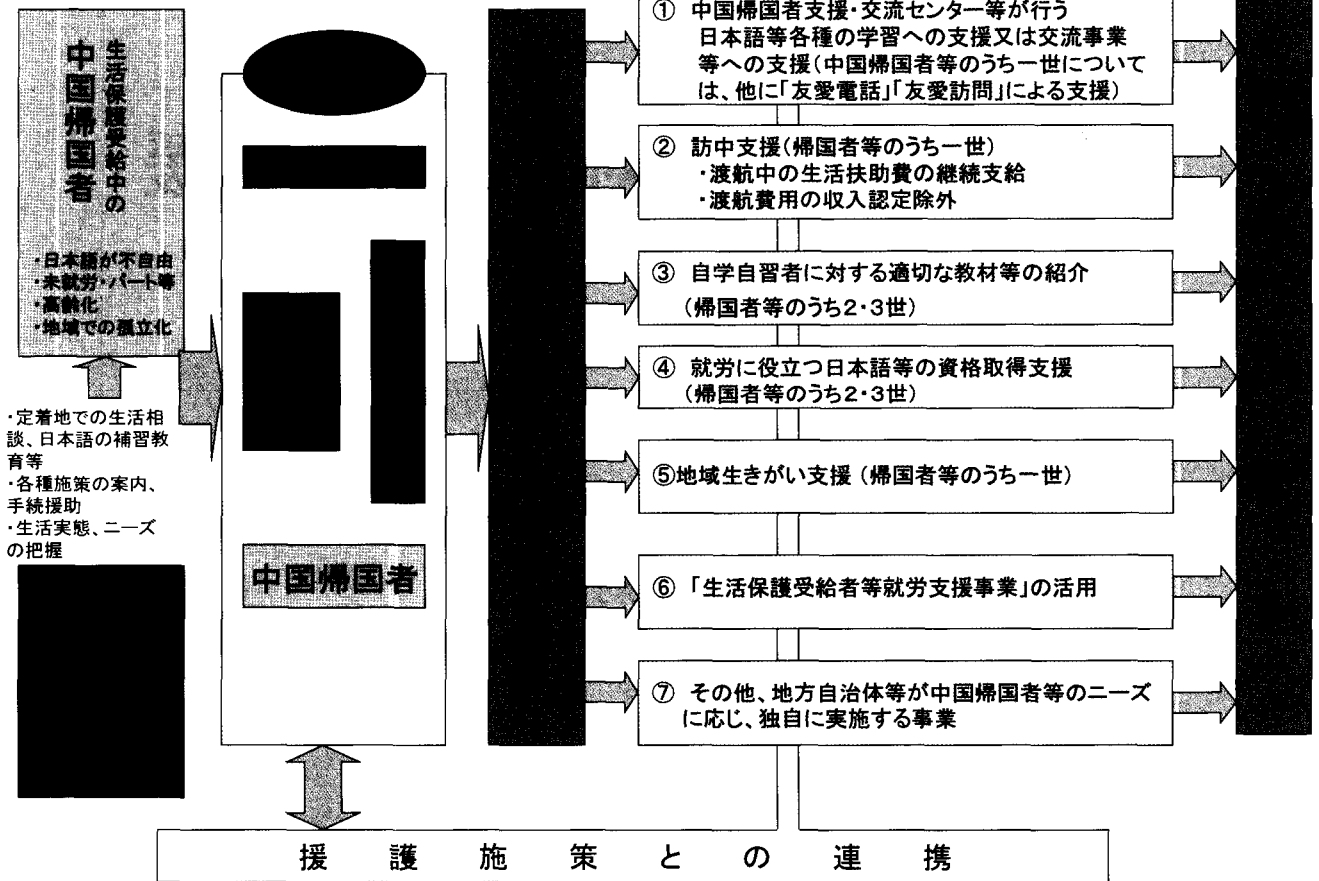
地域での孤立化
・ 近所とはつきあいがいいがない等 68.9%
・ 子世帯との別居率 66.5%

＜現行の方策＞



＜平成19年度からの更なる方策＞





中国帰国者等の定着者数別の市町村数(H19.2.20現在)

都道府県	1～9人	10～29人	30～49人	50人～	市町村数、類型数	
北海道	千歳市1、天塩郡雄勝町1、旭川市3、釧路市1、江別市3、室蘭市1、網走市2、紋別市1、稚内市1、川淵町1、上川町1、美幌町1、中川町1、大空町1、上川町1、山越町1、石狩市1、石狩市2、石狩市3、石狩市4、石狩市5、石狩市6、石狩市7、石狩市8、石狩市9、石狩市10、石狩市11、石狩市12、石狩市13、石狩市14、石狩市15、石狩市16、石狩市17、石狩市18、石狩市19、石狩市20、石狩市21、石狩市22、石狩市23、石狩市24、石狩市25、石狩市26、石狩市27、石狩市28、石狩市29、石狩市30、石狩市31、石狩市32、石狩市33、石狩市34、石狩市35、石狩市36、石狩市37、石狩市38、石狩市39、石狩市40、石狩市41、石狩市42、石狩市43、石狩市44、石狩市45、石狩市46、石狩市47、石狩市48、石狩市49、石狩市50、石狩市51、石狩市52、石狩市53、石狩市54、石狩市55、石狩市56、石狩市57、石狩市58、石狩市59、石狩市60、石狩市61、石狩市62、石狩市63、石狩市64、石狩市65、石狩市66、石狩市67、石狩市68、石狩市69、石狩市70、石狩市71、石狩市72、石狩市73、石狩市74、石狩市75、石狩市76、石狩市77、石狩市78、石狩市79、石狩市80、石狩市81、石狩市82、石狩市83、石狩市84、石狩市85、石狩市86、石狩市87、石狩市88、石狩市89、石狩市90、石狩市91、石狩市92、石狩市93、石狩市94、石狩市95、石狩市96、石狩市97、石狩市98、石狩市99、石狩市100	札幌市105			33	157
青森県	弘前市6、五所川原市4、むつ市1、黒石市1、十和田市3、三戸市7、三戸市8、三戸市9、三戸市10、三戸市11、三戸市12、三戸市13、三戸市14、三戸市15、三戸市16、三戸市17、三戸市18、三戸市19、三戸市20、三戸市21、三戸市22、三戸市23、三戸市24、三戸市25、三戸市26、三戸市27、三戸市28、三戸市29、三戸市30、三戸市31、三戸市32、三戸市33、三戸市34、三戸市35、三戸市36、三戸市37、三戸市38、三戸市39、三戸市40、三戸市41、三戸市42、三戸市43、三戸市44、三戸市45、三戸市46、三戸市47、三戸市48、三戸市49、三戸市50、三戸市51、三戸市52、三戸市53、三戸市54、三戸市55、三戸市56、三戸市57、三戸市58、三戸市59、三戸市60、三戸市61、三戸市62、三戸市63、三戸市64、三戸市65、三戸市66、三戸市67、三戸市68、三戸市69、三戸市70、三戸市71、三戸市72、三戸市73、三戸市74、三戸市75、三戸市76、三戸市77、三戸市78、三戸市79、三戸市80、三戸市81、三戸市82、三戸市83、三戸市84、三戸市85、三戸市86、三戸市87、三戸市88、三戸市89、三戸市90、三戸市91、三戸市92、三戸市93、三戸市94、三戸市95、三戸市96、三戸市97、三戸市98、三戸市99、三戸市100	青森市14			16	47
岩手県	盛岡市1、盛岡市2、盛岡市3、盛岡市4、盛岡市5、盛岡市6、盛岡市7、盛岡市8、盛岡市9、盛岡市10、盛岡市11、盛岡市12、盛岡市13、盛岡市14、盛岡市15、盛岡市16、盛岡市17、盛岡市18、盛岡市19、盛岡市20、盛岡市21、盛岡市22、盛岡市23、盛岡市24、盛岡市25、盛岡市26、盛岡市27、盛岡市28、盛岡市29、盛岡市30、盛岡市31、盛岡市32、盛岡市33、盛岡市34、盛岡市35、盛岡市36、盛岡市37、盛岡市38、盛岡市39、盛岡市40、盛岡市41、盛岡市42、盛岡市43、盛岡市44、盛岡市45、盛岡市46、盛岡市47、盛岡市48、盛岡市49、盛岡市50、盛岡市51、盛岡市52、盛岡市53、盛岡市54、盛岡市55、盛岡市56、盛岡市57、盛岡市58、盛岡市59、盛岡市60、盛岡市61、盛岡市62、盛岡市63、盛岡市64、盛岡市65、盛岡市66、盛岡市67、盛岡市68、盛岡市69、盛岡市70、盛岡市71、盛岡市72、盛岡市73、盛岡市74、盛岡市75、盛岡市76、盛岡市77、盛岡市78、盛岡市79、盛岡市80、盛岡市81、盛岡市82、盛岡市83、盛岡市84、盛岡市85、盛岡市86、盛岡市87、盛岡市88、盛岡市89、盛岡市90、盛岡市91、盛岡市92、盛岡市93、盛岡市94、盛岡市95、盛岡市96、盛岡市97、盛岡市98、盛岡市99、盛岡市100	盛岡市21			14	50
宮城県	仙台市1、仙台市2、仙台市3、仙台市4、仙台市5、仙台市6、仙台市7、仙台市8、仙台市9、仙台市10、仙台市11、仙台市12、仙台市13、仙台市14、仙台市15、仙台市16、仙台市17、仙台市18、仙台市19、仙台市20、仙台市21、仙台市22、仙台市23、仙台市24、仙台市25、仙台市26、仙台市27、仙台市28、仙台市29、仙台市30、仙台市31、仙台市32、仙台市33、仙台市34、仙台市35、仙台市36、仙台市37、仙台市38、仙台市39、仙台市40、仙台市41、仙台市42、仙台市43、仙台市44、仙台市45、仙台市46、仙台市47、仙台市48、仙台市49、仙台市50、仙台市51、仙台市52、仙台市53、仙台市54、仙台市55、仙台市56、仙台市57、仙台市58、仙台市59、仙台市60、仙台市61、仙台市62、仙台市63、仙台市64、仙台市65、仙台市66、仙台市67、仙台市68、仙台市69、仙台市70、仙台市71、仙台市72、仙台市73、仙台市74、仙台市75、仙台市76、仙台市77、仙台市78、仙台市79、仙台市80、仙台市81、仙台市82、仙台市83、仙台市84、仙台市85、仙台市86、仙台市87、仙台市88、仙台市89、仙台市90、仙台市91、仙台市92、仙台市93、仙台市94、仙台市95、仙台市96、仙台市97、仙台市98、仙台市99、仙台市100	仙台市76			22	107
秋田県	秋田市1、秋田市2、秋田市3、秋田市4、秋田市5、秋田市6、秋田市7、秋田市8、秋田市9、秋田市10、秋田市11、秋田市12、秋田市13、秋田市14、秋田市15、秋田市16、秋田市17、秋田市18、秋田市19、秋田市20、秋田市21、秋田市22、秋田市23、秋田市24、秋田市25、秋田市26、秋田市27、秋田市28、秋田市29、秋田市30、秋田市31、秋田市32、秋田市33、秋田市34、秋田市35、秋田市36、秋田市37、秋田市38、秋田市39、秋田市40、秋田市41、秋田市42、秋田市43、秋田市44、秋田市45、秋田市46、秋田市47、秋田市48、秋田市49、秋田市50、秋田市51、秋田市52、秋田市53、秋田市54、秋田市55、秋田市56、秋田市57、秋田市58、秋田市59、秋田市60、秋田市61、秋田市62、秋田市63、秋田市64、秋田市65、秋田市66、秋田市67、秋田市68、秋田市69、秋田市70、秋田市71、秋田市72、秋田市73、秋田市74、秋田市75、秋田市76、秋田市77、秋田市78、秋田市79、秋田市80、秋田市81、秋田市82、秋田市83、秋田市84、秋田市85、秋田市86、秋田市87、秋田市88、秋田市89、秋田市90、秋田市91、秋田市92、秋田市93、秋田市94、秋田市95、秋田市96、秋田市97、秋田市98、秋田市99、秋田市100	山形市32			12	27
山形県	山形市1、山形市2、山形市3、山形市4、山形市5、山形市6、山形市7、山形市8、山形市9、山形市10、山形市11、山形市12、山形市13、山形市14、山形市15、山形市16、山形市17、山形市18、山形市19、山形市20、山形市21、山形市22、山形市23、山形市24、山形市25、山形市26、山形市27、山形市28、山形市29、山形市30、山形市31、山形市32、山形市33、山形市34、山形市35、山形市36、山形市37、山形市38、山形市39、山形市40、山形市41、山形市42、山形市43、山形市44、山形市45、山形市46、山形市47、山形市48、山形市49、山形市50、山形市51、山形市52、山形市53、山形市54、山形市55、山形市56、山形市57、山形市58、山形市59、山形市60、山形市61、山形市62、山形市63、山形市64、山形市65、山形市66、山形市67、山形市68、山形市69、山形市70、山形市71、山形市72、山形市73、山形市74、山形市75、山形市76、山形市77、山形市78、山形市79、山形市80、山形市81、山形市82、山形市83、山形市84、山形市85、山形市86、山形市87、山形市88、山形市89、山形市90、山形市91、山形市92、山形市93、山形市94、山形市95、山形市96、山形市97、山形市98、山形市99、山形市100	山形市53			25	102
福島県	福島市1、福島市2、福島市3、福島市4、福島市5、福島市6、福島市7、福島市8、福島市9、福島市10、福島市11、福島市12、福島市13、福島市14、福島市15、福島市16、福島市17、福島市18、福島市19、福島市20、福島市21、福島市22、福島市23、福島市24、福島市25、福島市26、福島市27、福島市28、福島市29、福島市30、福島市31、福島市32、福島市33、福島市34、福島市35、福島市36、福島市37、福島市38、福島市39、福島市40、福島市41、福島市42、福島市43、福島市44、福島市45、福島市46、福島市47、福島市48、福島市49、福島市50、福島市51、福島市52、福島市53、福島市54、福島市55、福島市56、福島市57、福島市58、福島市59、福島市60、福島市61、福島市62、福島市63、福島市64、福島市65、福島市66、福島市67、福島市68、福島市69、福島市70、福島市71、福島市72、福島市73、福島市74、福島市75、福島市76、福島市77、福島市78、福島市79、福島市80、福島市81、福島市82、福島市83、福島市84、福島市85、福島市86、福島市87、福島市88、福島市89、福島市90、福島市91、福島市92、福島市93、福島市94、福島市95、福島市96、福島市97、福島市98、福島市99、福島市100	いわき市15、福島市18			20	116
茨城県	水戸市1、水戸市2、水戸市3、水戸市4、水戸市5、水戸市6、水戸市7、水戸市8、水戸市9、水戸市10、水戸市11、水戸市12、水戸市13、水戸市14、水戸市15、水戸市16、水戸市17、水戸市18、水戸市19、水戸市20、水戸市21、水戸市22、水戸市23、水戸市24、水戸市25、水戸市26、水戸市27、水戸市28、水戸市29、水戸市30、水戸市31、水戸市32、水戸市33、水戸市34、水戸市35、水戸市36、水戸市37、水戸市38、水戸市39、水戸市40、水戸市41、水戸市42、水戸市43、水戸市44、水戸市45、水戸市46、水戸市47、水戸市48、水戸市49、水戸市50、水戸市51、水戸市52、水戸市53、水戸市54、水戸市55、水戸市56、水戸市57、水戸市58、水戸市59、水戸市60、水戸市61、水戸市62、水戸市63、水戸市64、水戸市65、水戸市66、水戸市67、水戸市68、水戸市69、水戸市70、水戸市71、水戸市72、水戸市73、水戸市74、水戸市75、水戸市76、水戸市77、水戸市78、水戸市79、水戸市80、水戸市81、水戸市82、水戸市83、水戸市84、水戸市85、水戸市86、水戸市87、水戸市88、水戸市89、水戸市90、水戸市91、水戸市92、水戸市93、水戸市94、水戸市95、水戸市96、水戸市97、水戸市98、水戸市99、水戸市100					
栃木県	宇都宮市1、宇都宮市2、宇都宮市3、宇都宮市4、宇都宮市5、宇都宮市6、宇都宮市7、宇都宮市8、宇都宮市9、宇都宮市10、宇都宮市11、宇都宮市12、宇都宮市13、宇都宮市14、宇都宮市15、宇都宮市16、宇都宮市17、宇都宮市18、宇都宮市19、宇都宮市20、宇都宮市21、宇都宮市22、宇都宮市23、宇都宮市24、宇都宮市25、宇都宮市26、宇都宮市27、宇都宮市28、宇都宮市29、宇都宮市30、宇都宮市31、宇都宮市32、宇都宮市33、宇都宮市34、宇都宮市35、宇都宮市36、宇都宮市37、宇都宮市38、宇都宮市39、宇都宮市40、宇都宮市41、宇都宮市42、宇都宮市43、宇都宮市44、宇都宮市45、宇都宮市46、宇都宮市47、宇都宮市48、宇都宮市49、宇都宮市50、宇都宮市51、宇都宮市52、宇都宮市53、宇都宮市54、宇都宮市55、宇都宮市56、宇都宮市57、宇都宮市58、宇都宮市59、宇都宮市60、宇都宮市61、宇都宮市62、宇都宮市63、宇都宮市64、宇都宮市65、宇都宮市66、宇都宮市67、宇都宮市68、宇都宮市69、宇都宮市70、宇都宮市71、宇都宮市72、宇都宮市73、宇都宮市74、宇都宮市75、宇都宮市76、宇都宮市77、宇都宮市78、宇都宮市79、宇都宮市80、宇都宮市81、宇都宮市82、宇都宮市83、宇都宮市84、宇都宮市85、宇都宮市86、宇都宮市87、宇都宮市88、宇都宮市89、宇都宮市90、宇都宮市91、宇都宮市92、宇都宮市93、宇都宮市94、宇都宮市95、宇都宮市96、宇都宮市97、宇都宮市98、宇都宮市99、宇都宮市100	宇都宮市28、小山市17			15	68
群馬県	前橋市1、前橋市2、前橋市3、前橋市4、前橋市5、前橋市6、前橋市7、前橋市8、前橋市9、前橋市10、前橋市11、前橋市12、前橋市13、前橋市14、前橋市15、前橋市16、前橋市17、前橋市18、前橋市19、前橋市20、前橋市21、前橋市22、前橋市23、前橋市24、前橋市25、前橋市26、前橋市27、前橋市28、前橋市29、前橋市30、前橋市31、前橋市32、前橋市33、前橋市34、前橋市35、前橋市36、前橋市37、前橋市38、前橋市39、前橋市40、前橋市41、前橋市42、前橋市43、前橋市44、前橋市45、前橋市46、前橋市47、前橋市48、前橋市49、前橋市50、前橋市51、前橋市52、前橋市53、前橋市54、前橋市55、前橋市56、前橋市57、前橋市58、前橋市59、前橋市60、前橋市61、前橋市62、前橋市63、前橋市64、前橋市65、前橋市66、前橋市67、前橋市68、前橋市69、前橋市70、前橋市71、前橋市72、前橋市73、前橋市74、前橋市75、前橋市76、前橋市77、前橋市78、前橋市79、前橋市80、前橋市81、前橋市82、前橋市83、前橋市84、前橋市85、前橋市86、前橋市87、前橋市88、前橋市89、前橋市90、前橋市91、前橋市92、前橋市93、前橋市94、前橋市95、前橋市96、前橋市97、前橋市98、前橋市99、前橋市100	前橋市28、高崎市14			23	84
埼玉県	さいたま市1、さいたま市2、さいたま市3、さいたま市4、さいたま市5、さいたま市6、さいたま市7、さいたま市8、さいたま市9、さいたま市10、さいたま市11、さいたま市12、さいたま市13、さいたま市14、さいたま市15、さいたま市16、さいたま市17、さいたま市18、さいたま市19、さいたま市20、さいたま市21、さいたま市22、さいたま市23、さいたま市24、さいたま市25、さいたま市26、さいたま市27、さいたま市28、さいたま市29、さいたま市30、さいたま市31、さいたま市32、さいたま市33、さいたま市34、さいたま市35、さいたま市36、さいたま市37、さいたま市38、さいたま市39、さいたま市40、さいたま市41、さいたま市42、さいたま市43、さいたま市44、さいたま市45、さいたま市46、さいたま市47、さいたま市48、さいたま市49、さいたま市50、さいたま市51、さいたま市52、さいたま市53、さいたま市54、さいたま市55、さいたま市56、さいたま市57、さいたま市58、さいたま市59、さいたま市60、さいたま市61、さいたま市62、さいたま市63、さいたま市64、さいたま市65、さいたま市66、さいたま市67、さいたま市68、さいたま市69、さいたま市70、さいたま市71、さいたま市72、さいたま市73、さいたま市74、さいたま市75、さいたま市76、さいたま市77、さいたま市78、さいたま市79、さいたま市80、さいたま市81、さいたま市82、さいたま市83、さいたま市84、さいたま市85、さいたま市86、さいたま市87、さいたま市88、さいたま市89、さいたま市90、さいたま市91、さいたま市92、さいたま市93、さいたま市94、さいたま市95、さいたま市96、さいたま市97、さいたま市98、さいたま市99、さいたま市100	さいたま市64			46	301
千葉県	千葉市1、千葉市2、千葉市3、千葉市4、千葉市5、千葉市6、千葉市7、千葉市8、千葉市9、千葉市10、千葉市11、千葉市12、千葉市13、千葉市14、千葉市15、千葉市16、千葉市17、千葉市18、千葉市19、千葉市20、千葉市21、千葉市22、千葉市23、千葉市24、千葉市25、千葉市26、千葉市27、千葉市28、千葉市29、千葉市30、千葉市31、千葉市32、千葉市33、千葉市34、千葉市35、千葉市36、千葉市37、千葉市38、千葉市39、千葉市40、千葉市41、千葉市42、千葉市43、千葉市44、千葉市45、千葉市46、千葉市47、千葉市48、千葉市49、千葉市50、千葉市51、千葉市52、千葉市53、千葉市54、千葉市55、千葉市56、千葉市57、千葉市58、千葉市59、千葉市60、千葉市61、千葉市62、千葉市63、千葉市64、千葉市65、千葉市66、千葉市67、千葉市68、千葉市69、千葉市70、千葉市71、千葉市72、千葉市73、千葉市74、千葉市75、千葉市76、千葉市77、千葉市78、千葉市79、千葉市80、千葉市81、千葉市82、千葉市83、千葉市84、千葉市85、千葉市86、千葉市87、千葉市88、千葉市89、千葉市90、千葉市91、千葉市92、千葉市93、千葉市94、千葉市95、千葉市96、千葉市97、千葉市98、千葉市99、千葉市100	千葉市109			27	242

社援発第0330007号
平成19年3月30日

生活保護受給中の中国帰国者等への
地域生活支援プログラム実施要領

各都道府県知事
各指定都市市長
各中核市長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長

生活保護受給中の中国帰国者等への
地域生活支援プログラムについて

中国帰国者等への支援については、これまで永住帰国者の受入れ及び帰国者等の定着自立促進を目指し、種々の対策を講じているところであるが、生活保護受給者が半数を超えているという現実がある。本年1月には内閣総理大臣よりきめ細やかな自立支援の取組を推進するよう指示がなされ、また中国帰国者等が置かれた特殊な事情を踏まえ、中国帰国者等の地域における社会的自立を進め、安心して生活を営むことができるよう支援を推進していくこととした。

こうした取組の一環として、生活保護制度の自立支援プログラムのひとつとして「生活保護受給中の中国帰国者等への地域生活支援プログラム実施要領」を別紙のとおり定め、平成19年4月1日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、貴管内の保護の実施機関に対して、貴職からこの旨周知されるようお願いする。

1 趣旨及び目的

中国帰国者等に対しては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき、自立の支援のため、日本語教育や就労支援等を行ってきているところであるが、なお現実問題として、日本語習得が不十分であること、高齢化に伴い就労が困難となってきたことに加え、自立を望むものの地域社会にとけ込めず引きこもりになりがち傾向が見られるなど社会的な自立が困難な者も少なくない状況にあり、生活保護受給者が半数を超えているという現実がある。また、二世等を取り巻く就労環境にも厳しいものがある。

このため、生活保護を受給している中国帰国者等及び二世等（以下「中国帰国者等」という。）に対し、個々の実状とニーズを踏まえつつ、福祉事務所及び都道府県援護担当課（以下「援護担当課」という。）等が連携して、「地域生活支援プログラム」を実施し、日本語学習等の支援や生活支援等を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図ることを目的とする。

2 事業の実施体制

(1) 都道府県地域生活支援プログラム連絡協議会の設置

各都道府県に、各都道府県、政令指定都市、中核市の生活保護担当課長、各都道府県の援護担当課長等から構成される都道府県地域生活支援プログラム連絡協議会（以下「都道府県連絡協議会」という。）を設置する（別添1「都道府県地域生活支援プログラム連絡協議会設置要領」参照）。都道府県連絡協議会は、関係機関の連携を図り、プログラムの実施手順等の調整及び自立指導員や福祉事務所職員に対する研修の企画・実施等によりプログラム実施に向けて、共通認識を形成するものとする。

(2) 地域生活支援プログラム支援チーム（以下「支援チーム」という。）の設置

地域生活支援プログラム担当責任者（以下「プログラム担当責任者」という。）、都道府県知事が選任した自立指導員（以下「自立指導員」という。）及び福祉事務所職員で構成される支援チーム（別添2「地域生活支援プログラム支援チーム設置要領」参照）を設置し、中国帰国者等のニーズの把握を行いつつ、支援を行う。

なお、必要に応じ、支援チームは、プログラム担当責任者以外の援護担当課の職員、身元引受人、就労相談員、その他適当と認められる者に協力を求めることができることとする。

(3) プログラム担当責任者の役割

各都道府県援護担当課に、援護担当課の職員をプログラム担当責任者として設置し、自立指導員との連携を図り、当該援護担当課内における支援状況の把

握を行うとともに、支援の円滑な実施を図る。

(4) 自立指導員の役割

ア 職務

自立指導員は、本実施要領4に規定する事項のうち自立指導員が行うこととして業務を、福祉事務所との密接な連携を図りながら、実施する。

- (7) 自立指導員は、福祉事務所職員と同行の上、中国帰国者等の家庭訪問等を行い、家庭訪問等終了後は中国帰国者等の生活状況や希望する支援内容をプログラム担当責任者に報告する（報告様式：参考例1）。
- (8) 自立指導員は、福祉事務所職員と協力し中国帰国者等が日常生活上抱えている問題を踏まえ、中国帰国者等に最も適した支援について助言する。
- (9) 自立指導員は、プログラム担当責任者及び福祉事務所職員に意見を述べることができ、プログラム担当責任者及び福祉事務所職員は自立指導員の意見を尊重する。
- (10) 自立指導員は、中国帰国者等を少なくとも年2回訪問する。
- (11) 自立指導員は、本事業の実施にあたっては支援・交流センター及びハローワーク等各種関係機関と連携を図る。
- (12) 自立指導員は一つ又は複数の福祉事務所の管轄区域を担当するものとし、その範囲は、都道府県連絡協議会で調整するものとする。

イ 研修の受講

自立指導員は、援護担当課の実施する援護事業に関する相談・指導方法及び帰国者支援法、地域生活支援プログラムに係る事業や当該地域における中国帰国者等の状況など、職務を遂行するための必要な知識等を得るために、積極的に研修を受講するものとする。また、生活保護制度に係る必要な知識等を得ることに努めるものとする。

ウ 秘密保持義務

自立指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいけない。

エ その他

この要領に定めるもののほか、自立指導員に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(5) 福祉事務所職員の役割

福祉事務所職員（査察指導員、ケースワーカー等）は、支援チームの構成員として自立指導員と同行し中国帰国者等の家庭訪問等や支援メニューの利用について助言を行うほか、必要に応じ援護担当課等との連絡調整、当該福祉事務所の中国帰国者等に対する支援状況の把握を行う。

(6) 自立支援通訳の役割

自立支援通訳は、地域生活支援プログラム実施中、中国帰国者等と関係機関等との面談や手続きにおいて、通訳が必要と判断される場合に、援護担当課を通じて派遣され、支援の円滑な実施を図る。

3 支援対象者

支援対象者は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項に規定する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。）第10条に規定する親族等で、法第2条第3項に規定する目的により永住帰国した者のうち、現在生活保護を受給している者とする。

4 支援の手順

中国帰国者等に対する支援は、自立指導員と福祉事務所職員が中心となり、当該中国帰国者等の生活状況等を把握の上、本人の希望に沿って、以下の要領で行うものとする。

- (1) 自立指導員及び福祉事務所職員は家庭訪問等の日程調整後速やかに当該中国帰国者等に対する家庭訪問等を実施することとする。
- (2) 家庭訪問等においては、中国帰国者等の個別のニーズを把握し、中国帰国者等の希望に沿った以下のような支援につなげるほか、日常生活の相談・支援を行う。

（個別支援メニューの例）

- 【① 中国帰国者支援・交流センター等（以下、「センター等」という。）が行う日本語等各種の学習への支援又は交流事業等への支援（中国帰国者等のうち一世については、他に「友愛電話」「友愛訪問」による支援）】

日本語等各種学習、交流事業等への参加を希望する者に対し、センター等で行われている日本語学習等各種講座、交流事業及び生活相談の紹介とあっせんを行い、通所（学）に必要な交通費及び教材費の支給を行う。また、中国帰国者等のうち一世については、中国帰国者支援・交流センターで行われている「友愛電話」「友愛訪問」の紹介とあっせんを行う。

- 【② 訪中支援（原則中国帰国者等のうち一世）】

親族訪問等のため一定期間中国等に渡航する場合については、その渡航期間中は生活扶助費を継続支給するとともに渡航費用は収入として認定しない取り扱いとする。

- 【③ 自学自習者に対する適切な教材等の紹介】

自学自習のための適切な情報の提供を希望する者に対し、個々の自学自習に適した教材の相談や適時のアドバイスを行い、学習に必要な教材費の支給を行う。

【④ 就労に役立つ日本語等の資格取得支援】

就労に役立つ日本語等の資格取得を希望する者に対し、個々人の希望に添った各種学校法人等を紹介し、学費等及び資格取得のための受験料を支給する。

(参考)

就労に役立つ日本語等の資格取得のための教育訓練給付金事業実施要領
(平成19年3月30日社援発第0330008号)

【⑤ 地域生きがい支援(中国帰国者等のうち一世)】

原則60歳以上の健康で働く意欲があり、シルバー人材センターで提供される仕事に理解と熱意を持って就くことができ、かつ、地域社会への参加意欲のある者に対し、シルバー人材センターへの案内を行う。

【⑥ 「生活保護受給者等就労支援事業」の活用(中国帰国者等のうち二・三世)】

就労による自立を目指す者に対し、福祉事務所と公共職業安定所とが連携し、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就労支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」を活用する。

(参考)

「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム実施要綱について
(平成17年3月31日雇兎発第0331019号・社援発第0331011号)

「生活保護受給者等就労支援事業について」

(平成18年3月31日職発第0331009号)

【⑦ その他、地方自治体等が中国帰国者等のニーズに応じ、独自に実施する事業】

(3) 中国帰国者等の誘導

自立指導員及び福祉事務所職員が中国帰国者等を家庭訪問等し、把握した個別のニーズや希望する支援内容をプログラム担当責任者に報告する(報告様式:参考例1)。

プログラム担当責任者は、支援内容が決定した中国帰国者等に対し支援開始日等の連絡をするとともに、支援を実施する関係機関に必要に応じ中国帰国者等の情報を連絡する。

(4) 自立指導員と福祉事務所職員は定期的に中国帰国者等を家庭訪問等し、支援内容について、何か支障はないか、その他意向等を聞くものとする。

5 支援対象者の把握等

(1) 援護担当課は、把握している中国帰国者等に対し文書等(参考例2)により、生活保護受給の該当性、地域生活支援プログラムの説明、中国帰国者等が希望する支援内容の把握等を行う。

一方、福祉事務所においては、生活保護を受給している中国帰国者等を整理

し、援護担当課に連絡する。

(2) 援護担当課は、中国帰国者等が希望する支援メニュー等を把握した後速やかに担当自立指導員に対し、文書等(参考例2)の写しを送付し、併せて福祉事務所と当該中国帰国者等との家庭訪問等の日程調整を行うよう連絡する。

6 その他留意事項

事業の実施に当たっては、中国帰国者等のプライバシーの保護に特に配慮する。

都道府県地域生活支援プログラム連絡協議会設置要領

1 目的

生活保護受給中の中国帰国者への地域生活支援プログラム(以下「地域生活支援プログラム」という。)を実施するため、各都道府県において、援護担当課及び福祉事務所の担当者等を構成員として、関係機関の連携を図りつつ実施手順等を調整することを目的とし、都道府県地域生活支援プログラム連絡協議会(以下「都道府県連絡協議会」という。)を設置する。

2 構成員等

都道府県連絡協議会の構成員は、以下に掲げる者とする。

- (1) 生活保護担当課
都道府県、政令指定都市及び中核市生活保護担当課長
- (2) 援護担当課
都道府県援護主管課担当課長
- (3) その他
 - ① 自立指導員
 - ② 中国帰国者自立研修センター長
 - ③ 中国帰国者支援・交流センター長
 - ④ 身元引受人
 - ⑤ 就労相談員
 - ⑥ その他必要と認める者

3 協議事項等

- (1) 都道府県内の帰国者定着状況、生活保護施策の動向等の説明
援護担当課から管内の帰国者定着状況等に関する説明、福祉事務所から生活保護施策の動向等について説明する。
- (2) 事業の実施に当たっての担当者の研修方法等の調整及び決定
必要に応じて、福祉事務所職員等に対して援護事業を、一方、援護担当課のプログラム担当責任者及び自立指導員に対して福祉行政の研修を行うための方法及び時期等を調整及び決定する。
- (3) 事業実施スケジュール等の調整及び決定等
 - ① 事業実施開始時期の決定及び年間計画の策定
 - ② 支援チーム設置時期、構成員、構成員同士の連絡方法及び開催場所(福祉事務所)等の確認
- (4) 実施状況の確認及び検証
定期的に事業の実施状況について確認及び検証を行う。

(5) その他必要な事項

その他事業に必要な事項について協議等を行う。

4 協議会の開催

必要に応じ開催するほか、翌年度については可能であれば前年度の3月に開催することとし、少なくとも毎年4月に開催する。

特に、平成19年度においては、管内の帰国者動向、生活保護施策の動向を説明し、また実施スケジュールの調整等を行うための連絡協議会を18年度中に開催し、各支援メニュー(特に訪中希望者や交通費等の支給対象者等)対象者の把握に努められたい。

5 秘密保持義務

都道府県連絡協議会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 庶務

都道府県連絡協議会の庶務は、都道府県生活保護担当課の協力を得て、都道府県援護担当課が行う。

地域生活支援プログラム個人支援メニュー等参加の確認書

平成 年 月 日 申込

(別添2)

地域生活支援プログラム支援チーム設置要領

- 1 目的
 援護担当課の職員及び自立指導員並びに福祉事務所職員が連携を図りつつ、地域生活支援プログラムを実施するため、支援チームを設置する。
- 2 構成員
 支援チームの構成員は、プログラム担当責任者、自立指導員及び福祉事務所職員とする。
 なお、支援チームは、必要に応じ、プログラム担当責任者以外の援護担当課の職員、身元引受人、就労相談員その他適当と思われる者に協力を求めることとする。
- 3 担当区域
 支援チームは、当該支援チームの構成員である福祉事務所職員が担当する一人又は複数の中国帰国者等を担当するものとし、その範囲は、都道府県連絡協議会で決定するものとする。
- 4 職務
 自立指導員と福祉事務所職員は中国帰国者等の家庭訪問等を行い、中国帰国者等の生活状況等を把握し、中国帰国者等の希望に沿った支援について助言する。
- 5 秘密保持義務
 支援チームの構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

日本名	中国名	生年月日	昭和(19 年) 月 日
		性別	男・女
現住所	〒 都道府県 市区町村 電話		

1. あなたの希望する支援メニューについて(該当番号に○印を付けてください)

- ① 中国帰国者支援・交流センター等が行う日本語等各種の学習への支援又は交流事業等への支援
(中国帰国者等のうち一世については、他に「友愛電話」「友愛訪問」による支援)
- ② 訪中支援(原則中国帰国者等のうち一世)
- ③ 自学自習者に対する適切な教材等の紹介
- ④ 就労に役立つ日本語等の資格取得支援
- ⑤ 地域での生きがいを見つけるための支援
(シルバー人材センターへの案内)(中国帰国者等のうち一世)
- ⑥ 「生活保護受給者等就労支援事業」への参加(中国帰国者等のうち二・三世)
- ⑦ その他、地方自治体等が中国帰国者等のニーズに応じ、独自に実施する事業への参加

2. 日本語教室、交流事業等に参加する場合

- ① 日本語教室名 又は 交流事業名
- ② 開催地の住所
- ③ 開始希望年月 平成 年 月頃開始を希望します

3. 交通機関等について

- ① あなたは地元自治体(市区町村)から無料の交通券を支給されていますか
 はい いいえ
- ② 使用する交通機関に○をつけてください。また必要な交通費があれば書いてください(注意:無料の交通券と重複させることはできません)
 ア 徒歩 イ 自転車
 ウ 電車やバスなど 交通費の金額 円
 自宅 → 乗車する駅 下車する駅 → センター等

4. 訪中支援について

- ① 訪中期間はいつからいつまでの予定ですか
 年 月 日 ~ 年 月 日

以上のとおり、〇〇〇都道府県に報告します。

〇〇〇都道府県プログラム担当責任者 殿

平成 年 月 日

〇 〇 〇 福祉事務所

所 属 _____ 自立指導員

氏 名 _____ 氏 名 _____

地域生活支援プログラムご利用のための事前調査票

この調査票は、あなたに関係する事柄について質問するものです。
回答は、今後、福祉事務所、公共職業安定所等、帰国者の援護を担当している関係機関に提供することがあります。

1. あなたのお名前 }
中国名 _____
日本名 _____

2. あなたの性別 }
男・女

3. あなたの現住所 }
tel _____ 携帯 _____

4. あなたの生年月日 }
(西暦) 年 月 日

5. あなたが日本に帰国した年月日 }
(西暦) 年 月 日

6. 生活保護について (該当する番号に○を付けて下さい)

(1) 現在生活保護を受けている

(2) 生活保護を受けていない

ご協力ありがとうございました。
すべての回答用紙を、同封の封筒に入れてご返送ください。
後日、あなたの担当をさせていただく自立指導員 (又は福祉事務所職員) があなたのご要望を伺いするため、何らかのご連絡を差し上げます。よろしく願いたします。

7. 同封の「地域生活支援プログラム」をご覧になって、利用してみたいメニューに○印をつけて下さい。

- ① 中国帰国者支援・交流センター等が行う日本語教室等各種の学習コースや交流事業等の紹介及び学習支援
- ② 養父母のお見舞いやお墓参りのための中国訪問に関する支援
(中国へ渡航期間中の生活保護費の取扱が変わります。)(原則中国帰国者等のうち一世)
- ③ 日本語の自習のため、適切な教材の相談や適時のアドバイス等
- ④ 就職に役立つ日本語検定などの資格取得を目指す支援
- ⑤ 地域での生きがいを見つけるための支援 (中国帰国者等のうち二世)
(シルバー人材センターへの案内等)
- ⑥ 「生活保護受給者等就労支援事業」への参加 (中国帰国者等のうち二・三世)
- ⑦ その他、あなたが参加してみたい交流の場、趣味、講座などありましたらご自由にお書き下さい。

